

第 1 2 給油取扱所

第12 給油取扱所（危政令第17条）

1 規制区分

給油取扱所は、施設の形態に応じ、技術上の基準の適用が法令上、次のとおり区分される。

区 分	危 政 令	危 省 令
屋外型給油取扱所	17 I	
航空機給油取扱所	17 I+III	26
船舶給油取扱所	17 I+III	26の2
鉄道給油取扱所	17 I+III	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III	27の3
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I+III	27の5
自家用給油取扱所	17 I+III	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III	28
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I+III	27の5
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17 I+IV	28の2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+IV	28の2の3
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+IV	28の2の3
自家用給油取扱所	17 I+III+IV	28の2の3
セルフ給油取扱所	17 I+V	28の2の5
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+V	28の2の7
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+V	28の2の7
自家用給油取扱所	17 I+III+V	28の2の7
エタノール等の給油取扱所	17 I+IV+V	28の2の8
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+IV+V	28の2の8
圧縮水素充てん設備設置給油取扱所	17 I+III+IV+V	28の2の8
自家用給油取扱所	17 I+III+IV+V	28の2の8
屋内型給油取扱所	17 II	
航空機給油取扱所	17 II+III	26
船舶給油取扱所	17 II+III	26の2
鉄道給油取扱所	17 II+III	27
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III	27の4
自家用給油取扱所	17 II+III	28
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III	28
メタノール等及びエタノール等の給油取扱所	17 II+IV	28の2の2
CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III+IV	28の2の3

	自家用給油取扱所	17 II+III+IV	28の2の3
	セルフ給油取扱所	17 II+V	28の2の6
	CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III+V	28の2の7
	自家用給油取扱所	17 II+III+V	28の2の7
	エタノール等の給油取扱所	17 II+IV+V	28の2の8
	CNG等充てん設備設置給油取扱所	17 II+III+IV+V	28の2の8
	自家用給油取扱所	17 II+III+IV+V	28の2の8

注 算用数字は条、ローマ数字は項を表している。

2 共通基準

(1) 危険物の取扱量

ア 給油取扱所における危険物の最大取扱数量は、危政令第17条第1項第7号に定める専用タンク、廃油タンク等（廃油タンク、給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続するタンク）及び簡易タンクの容量の合計により算定すること。

イ 容器内にある危険物の合計数量は、指定数量未満とすること。

(2) 給湯用・冷暖房用ボイラー、自家発電設備及び火気使用設備器具

ア 燃料タンク

(ア) 灯油及び軽油を貯蔵する専用タンク及び廃油タンクから給油取扱所内の給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー及び自家発電設備へ燃料を供給することができる。

(イ) 燃料タンクは、給油取扱所の専用のもので、当該タンクから他用途部分への燃料供給は行わないこと。

(ウ) 燃料タンクを地上に設ける場合は、指定数量未満とし、給油取扱所内の耐火構造のタンク専用室又は油庫内に設置すること。ただし、タンク容量が200L未満のものにあつては、ボイラー室等に設置することができる。

(エ) 燃料タンクの位置等については、条例の基準の例によること。

イ ボイラー室等

(ア) ボイラー室

a 可燃性蒸気の流入するおそれのない構造とすること。

b 耐火構造の専用室とするよう指導する。

c 専用室の開口部は、整備室、給油空地及び注油空地に面する部分には設けないよう指導する。

(イ) 火気使用設備

ボイラー、調理用コンロ等の火気使用設備については、条例の基準の例によること。

(3) 可燃性蒸気回収装置

可燃性蒸気回収装置は、外気に開放された部分に設置すること。ただし、可燃性蒸気回収装置をパイプスペース等に設ける場合は、可燃性蒸気が滞留しない措置が講じられている

こと。

(4) 通気管先端部を、上屋上等に設ける場合

ア 原則として上屋上等以外の安全な場所へ設置するよう指導すること。

イ 前アによりがたい場合は、爆発下限界を超える可燃性蒸気が室内に流入しない措置を講じること。

3 屋外営業用

前2によるほか、次によること。

(1) 危政令第 1 7 条第 1 項の適用

危省令第 2 5 条の 6 に規定する上屋等の空地に対する比率が 1 / 3 以下のものについては、危政令第 1 7 条第 1 項を適用する。

ア 給油取扱所の敷地面積

「給油取扱所の敷地面積」は、次により算定すること。

(ア) 給油取扱所の敷地境界線に防火塀が設けられている場合は、防火塀の中心（建築物の壁が防火塀を兼ねる場合にあってはその中心線）と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

(イ) 給油取扱所が建築物内にある場合は、給油取扱所の用に供する部分の壁の中心線と道路に面する側の道路境界線に囲まれた部分

イ 上屋等の空地に対する比率の算定

(ア) 危省令第 2 5 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は以下のとおりである。

なお、「給油取扱所の用に供する部分の 1 階の床面積の合計を減じた面積」には、上屋以外の販売室などに設けられたひさしの面積も含まれるものであること。

I

①建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積

②建築物の給油取扱所の用に供する部分（床又は壁で区画された部分に限る。）

販売室、ポンプ室、油庫、コンプレッサー室、店舗、整備室、洗車室、住居・本店事務所等

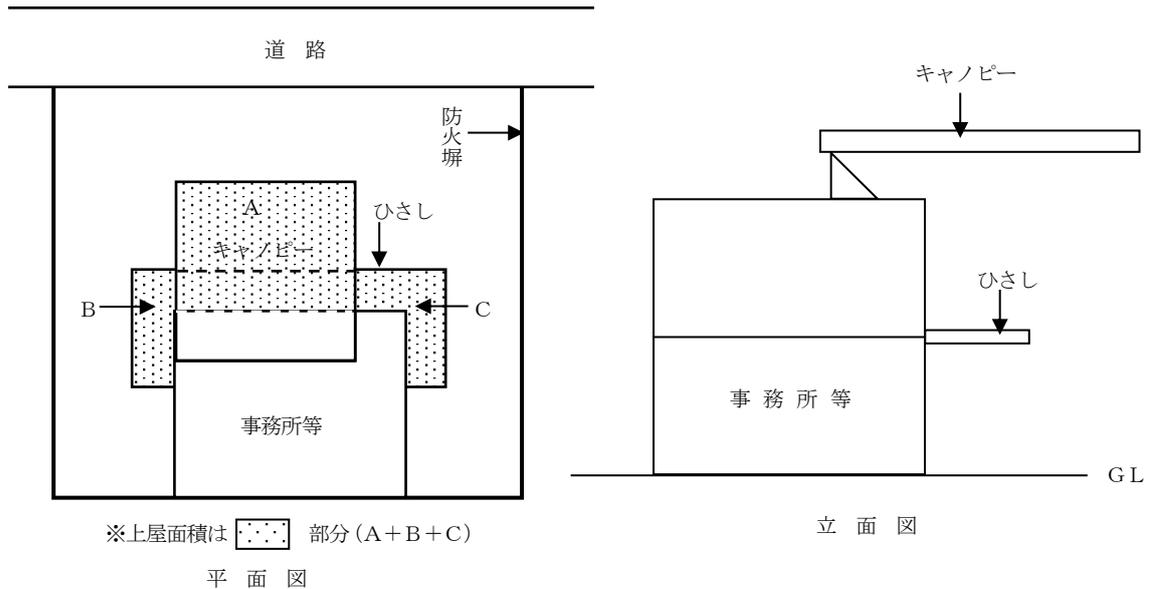
=

③上屋（キャノピー）面積
（建物のひさし含む）

II

$$\boxed{\text{④給油取扱所の敷地面積}} - \boxed{\text{②}} = \boxed{\text{⑤敷地内の空地面積}}$$

$$\text{I 及び II から } \frac{\text{③}}{\text{⑤}} \leq 1/3 \text{ (屋外給油取扱所の例)}$$



第12-1図 上屋面積の算定例

- (イ) 上屋にルーバーを設ける場合は、原則としてルーバーの部分も水平投影面積に算入すること。
- (ウ) 建築物の上屋のはりのうち、幅 50 cm 以上のものは水平投影面積に算入すること。
- (エ) 上屋の吹き抜け部分は、水平投影面積に算入しない。

ウ 以下の全ての事項を満たすものについては、危省令第25条の6に規定する、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当する。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められない。

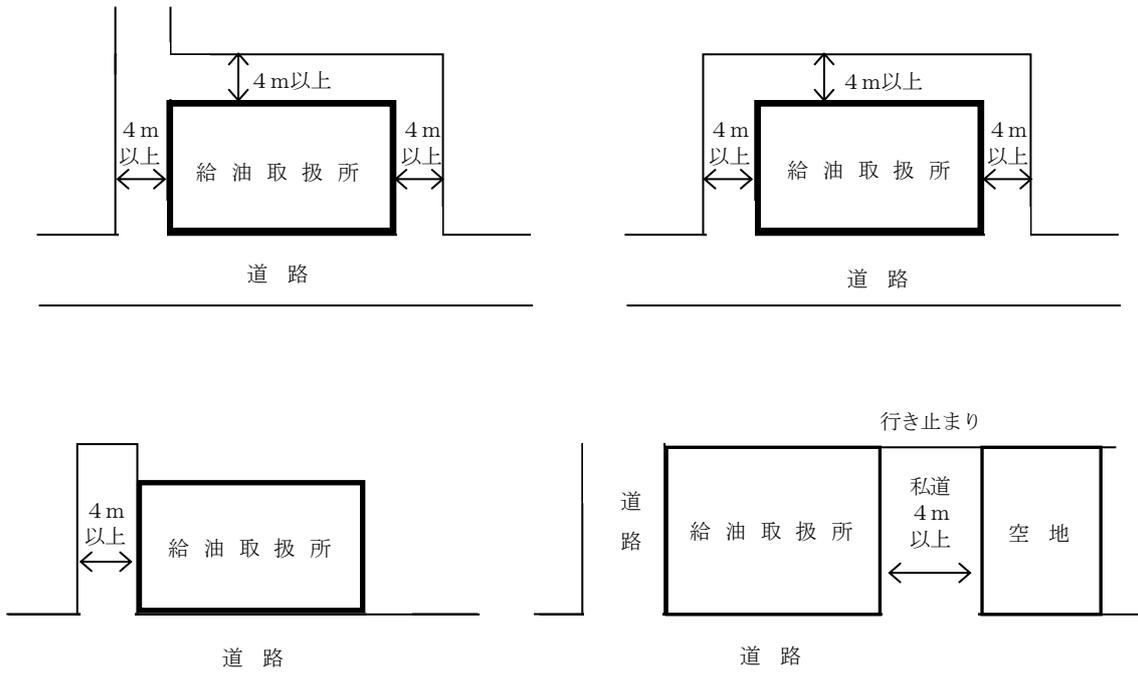
- (ア) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋（キャノピー）と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で 0.2 m 以上の隙間があり、かつ、上屋（キャノピー）と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で 1 m 以上の隙間が確保されていること。

(イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

(2) 自動車等が出入りする側

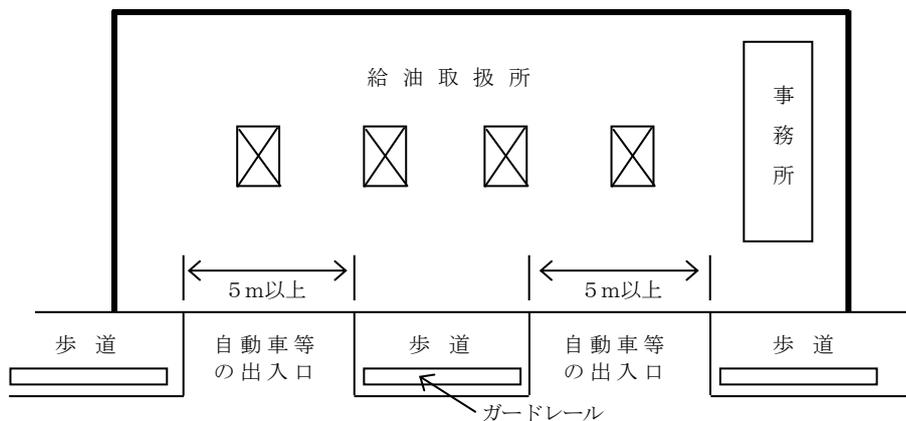
ア 危政令第17条第1項第19号に規定する「自動車等の出入りする側」とは、幅員がおおむね4 m以上の道路（危省令第1条第1号に規定するもの）に接し、かつ、給油を

受けるための自動車等が出入りできる側をいうものであること（第12-2図参照）。

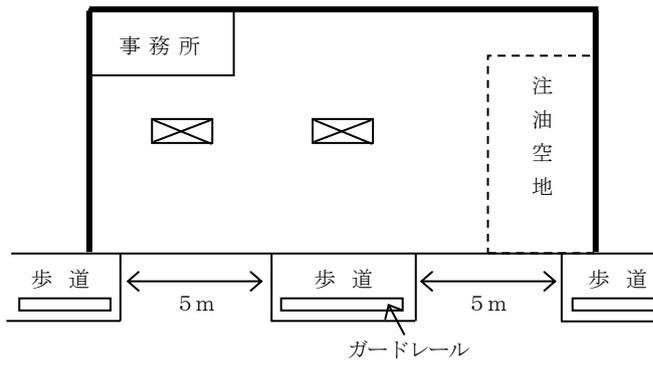


第12-2図

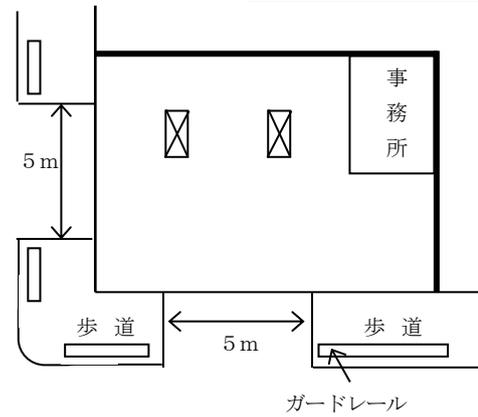
イ 危政令第17条第1項第2号の間口に面する自動車等の出入りする側に、ガードレール等が設けられている場合で幅10m以上の出入口が確保できない場合は、幅5m以上の出入口を2箇所以上設けるものとし、当該幅5m以上の出入口2箇所以上は、給油取扱所の空地のうち、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分の間口の前面にとらなければならないこと（第12-3図参照）。



(認められる例)

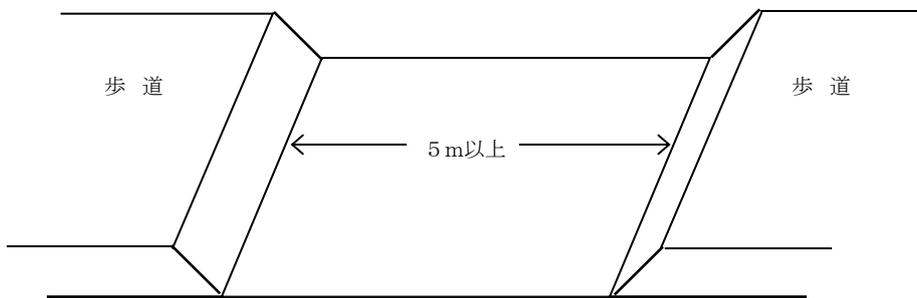


(認められない例)



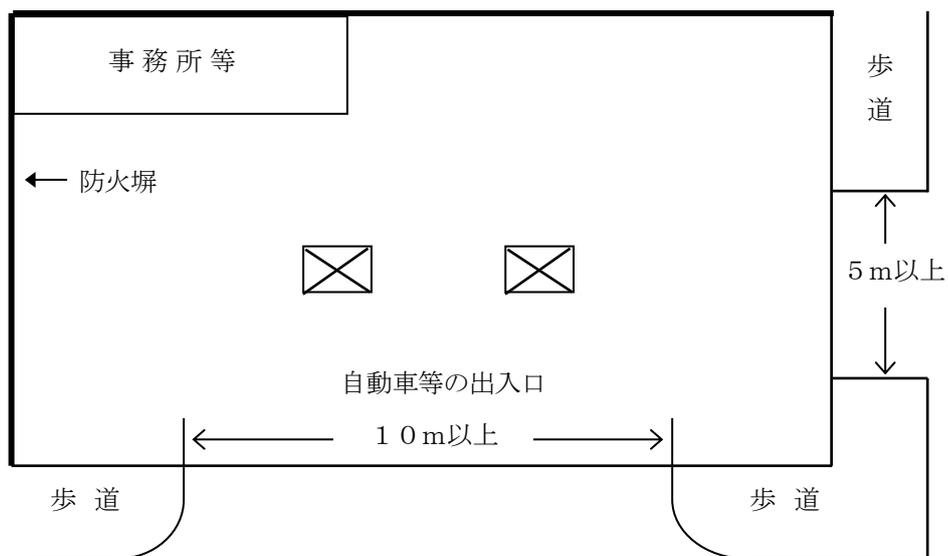
(認められない例)

第12-3図 自動車等の出入口



第12-4図 歩道切り下げ図

ウ 前イに掲げる部分以外の部分に危政令第17条第1項第19号に定める自動車等の出入りする側を設ける場合は、当該自動車等の出入口の有効幅員は5m以上とするよう指導する（第12-5図参照）。



第12-5図

(3) 給油空地

給油空地は、自動車等の出入口から固定給油設備に至る車両の動線及び固定給油設備から出口に至る車両の動線を含めて（導入路を除く。）、その空地内に間口10m以上、奥行6m以上の矩形を道路境界線に接して包含し、車両の出入り及び給油業務に必要な大きさを有していること（第12-6図参照）。

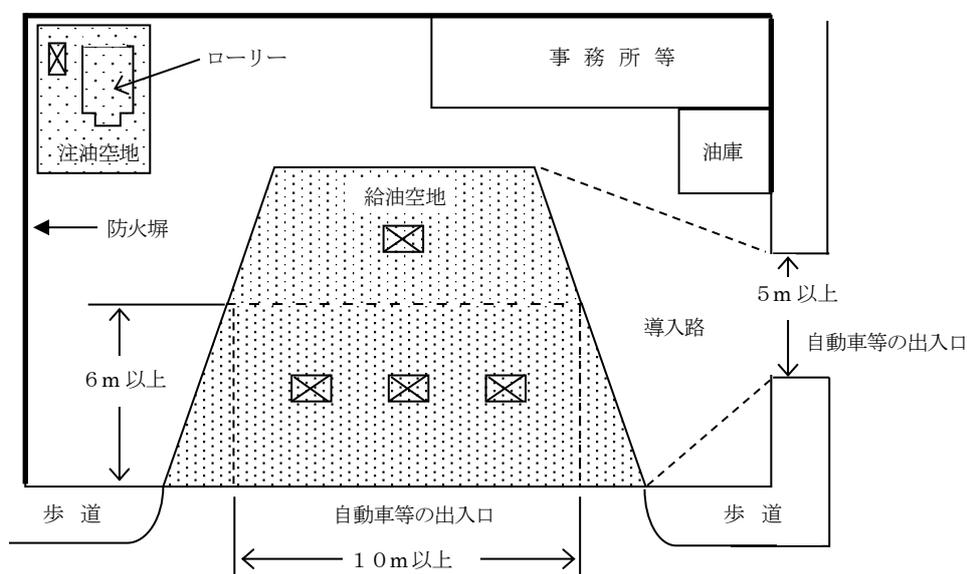
なお、導入路には、走行車両に支障となる物品等を置かないこと。

(4) 注油空地

ア 注油空地は、給油空地以外の場所に設けるものとし、容器等への小分けのみを目的とする場合は、おおむね 4m^2 （ $2\text{m}\times 2\text{m}$ ）以上とするよう指導する。

イ 容器の置き台等を設ける場合は、当該置き台等を注油空地に包含すること。

ウ 4,000L以下のローリー等に注油する場合は、車両がはみ出さない十分は広さの空地とすること（第12-6図参照）。



第12-6図 給油空地及び注油空地の例

(5) 給油空地及び注油空地の舗装

ア 危省令第24条の16に規定する性能を有する舗装としては、鉄筋コンクリートによるものがあること。

なお、コンクリート内の鉄筋は、埋設配管に接触させないこと。

イ 前アの舗装に加え、地盤面舗装材料を用いる場合は、準不燃材料又はJIS難燃2級以上のもので、導電性（体積固有抵抗値 $10^8\Omega\cdot\text{cm}$ 以下又は表面固有抵抗値 $10^9\Omega$ 以下）、耐油性、車両荷重に対する強度、排水性を考慮すること。

(6) 給油空地等の滞留及び流出防止措置

ア 可燃性蒸気の滞留防止措置

排出設備等の設備による措置ではなく、給油取扱所の構造で措置する必要があること。

なお、措置例としては給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があるが、地盤面の傾斜は当該給油空地等に近い道路側に可燃性蒸気が排出されるよう措置すること。

イ 危険物の滞留防止措置

給油空地等に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備（以下「固定給油設備等」という。）から危険物が漏れた場合においても、危険物が空地内に滞留しないよう措置する必要があること。

なお、措置例としては空地の地盤面を周囲の地盤面より高くするとともに、その表面に適当な傾斜をつける方法があること。

ウ 危険物の流出防止措置

給油空地等に存するいずれの固定給油設備等から危険物が漏れた場合においても、危険物が給油取扱所の外部に流出することなく、危告示第 4 条の 5 1 に規定する危険物の数量が貯留設備に収容されるように措置する必要があること。

- (ア) 水に溶けない危険物（第 3 「製造所」 5 (11) に定めるものをいう。以下同じ。）のみを取り扱う給油取扱所における措置例としては排水溝及び油分離装置を設ける方法があるが、この場合、油分離装置は貯留設備としての基準を満足する必要があること。

なお、油分離装置については、次によるものとする。

a 油分離装置の設置位置

危省令第 2 4 条の 1 7 第 2 号に規定する「火災予防上安全な場所」については、次に掲げる場所以外の部分とする。

なお、給油取扱所の建築物の出入口付近及び駐車場所（洗車後の拭取り等を行う場所を含む。）についても油分離装置を設けないよう指導すること。

- (a) 給油空地等（車両出入口、車両導入路を含む。）
- (b) 専用タンクの注入口周囲
- (c) 附随設備等が設置されている場所（附随設備等を使用する際に自動車が停車する場所を含む。）
- (d) 危政令第 1 7 条第 2 項第 9 号に規定する空地

b 油分離装置の危険物収容能力

(a) 油分離装置の収容能力

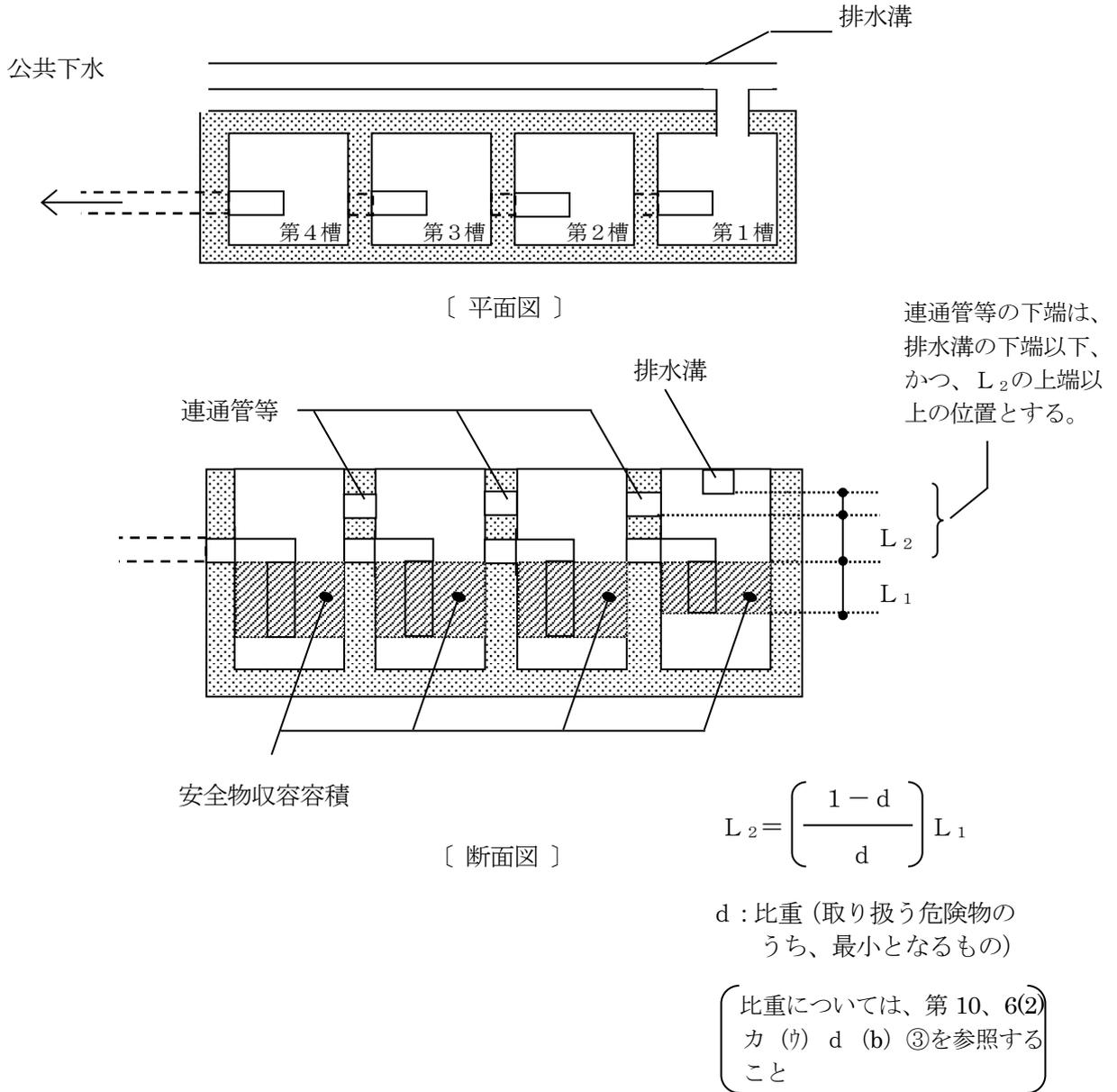
油分離装置の危険物収容能力については、次の  部分の容積によるものとし、当該部分の容積が危告示第 4 条の 5 1 に規定する危険物の数量以上であること。

なお、各槽における危険物のオーバーフローを防止するため、連通管又は切欠き（以下「連通管等」という。）を次により設けること。

(b) 油水分離装置が複数ある場合の危険物収容能力

給油取扱所に油水分離装置が複数ある場合については、原則として、個々の油水分離装置すべてが前 (a) の収容能力を確保できるものであること。

ただし、固定給油設備等から漏えいした危険物が複数の油水分離装置に収容されるよう措置を講じた場合は、この限りでない。



第 1 2 - 7 図 油分離装置の平面図及び断面図

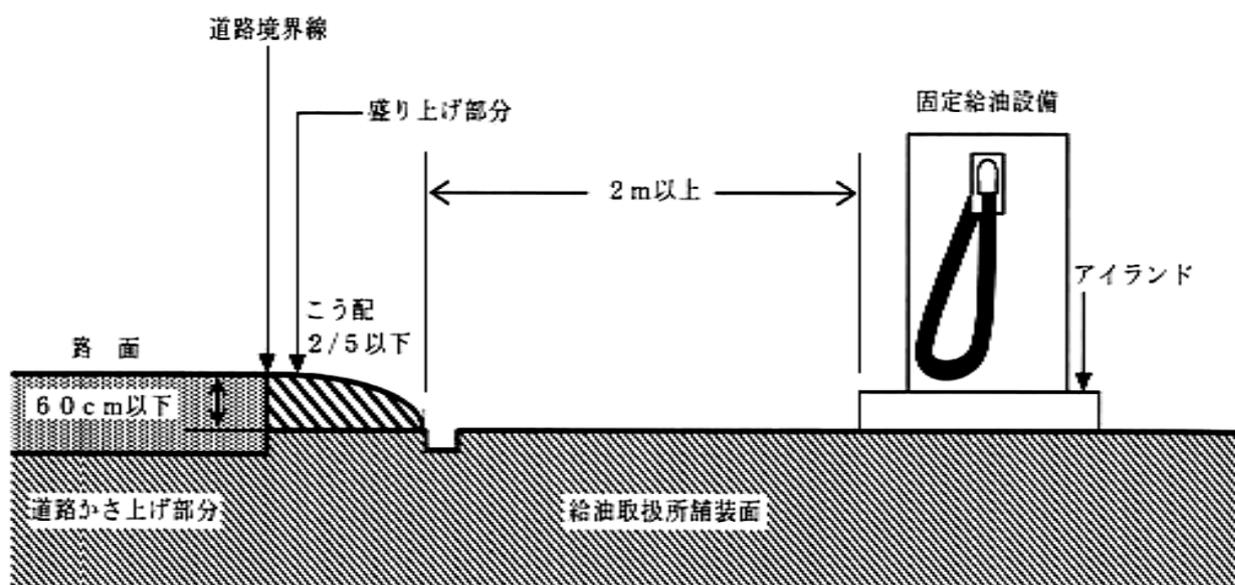
(イ) 水に溶けない危険物以外の危険物を取り扱う給油取扱所 (水に溶けない危険物を取り扱う給油取扱所に併設するものを含む。) における措置例としては、10(2)イによる方法があること。

エ その他

給油空地等の地盤面を周囲の地盤面より高くすることにより可燃性蒸気の滞留防止

措置又は危険物の滞留防止措置を講じている給油取扱所の周囲の地盤面が、道路の改修等（かさ上げ）によって給油空地等の地盤面より高くなる場合には、次に掲げる措置を講ずることにより、可燃性蒸気の滞留防止措置又は危険物の滞留防止措置が講じられているものとみなすことができる（第12-8図参照）。

- (ア) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との差が60cm以下であること。
- (イ) 当該境界部分の高低差を埋める盛り上げ部分が、固定給油設備の基礎（通称「アイランド」という。）の道路に面する側から2m以上離れていること。
- (ウ) 盛り上げのこう配が2/5以下であること。



第12-8図

(7) 防火塀

ア 防火塀に設ける開口部

(ア) 防火塀に設けることができる開口部

防火塀に設けることができる開口部は、危省令第25条の4の2第1号に規定するもののほか、次によるものとする。

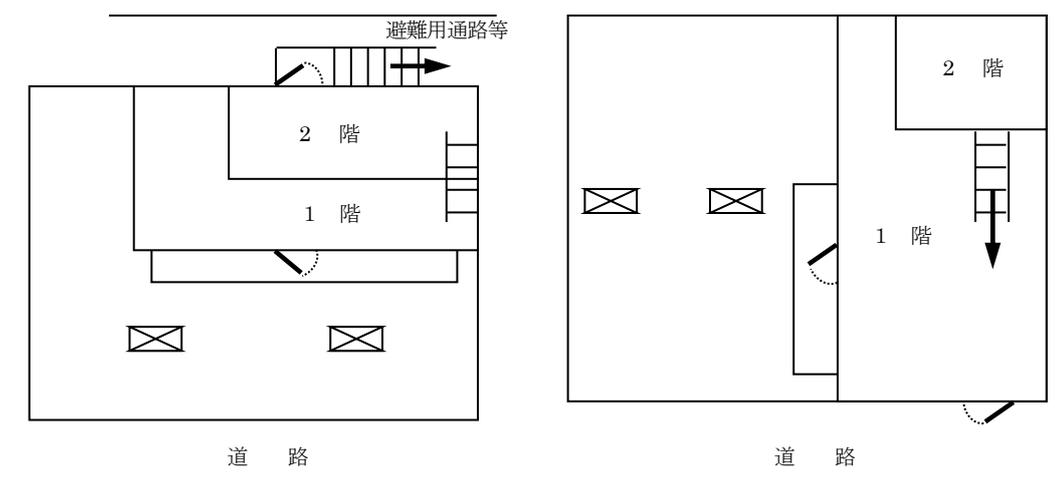
- a 自家用の車両等の車庫を給油取扱所の塀で遮断した場合、塀の一部に出入口を設けて自動車を通すことができる。この場合において、車両等が通過する部分は、給油空地及び注油空地外とするほか、出入口は特定防火設備で必要最小限の大きさとし、使用時以外は閉鎖しておくこと。
- b 1階販売室等の建築物の壁体に敷地外へ通じる連絡用（避難用）出入口を設置する場合は、必要最小限度の自閉式の特定防火設備とすること。
- c 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける窓は、はめごろしの防火設備（網入りガラスを用いたものに限る）とすること。
- d 給油取扱所の建築物の壁が防火塀を兼ねる部分に設ける換気口、ダクト等は防火ダンパーが設けられたものとする。

なお、施行令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、「令別表第 1 に掲げる防火対象物の取り扱いについて」（昭和 50 年消防予第 41 号・消防安第 41 号）1(1)によること。

オ ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合には、認めることができる。なお、直近に設けないとはドライブスルーを利用する車両が給油空地又は注油空地に入ることなく通行できる距離を有していることをいう。

カ 危省令第 4 0 条の 3 の 6 第 2 項第 1 号の容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合とは、次のとおり（第 1 2 - 1 0 図参照）。

- (ア) 建築物の 2 階から直接、給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合
- (イ) 建築物の 2 階から屋内階段で 1 階に下りてから直接敷地外に通ずる出入口（自動閉鎖式特定防火設備）より避難することができる場合
- (ウ) 建築物の 2 階から屋外階段により給油取扱所の敷地内に降りた後、給油空地を通ることなく給油取扱所の敷地外へ避難することができる場合



第 1 2 - 1 0 図 敷地外へ直接避難できる構造例

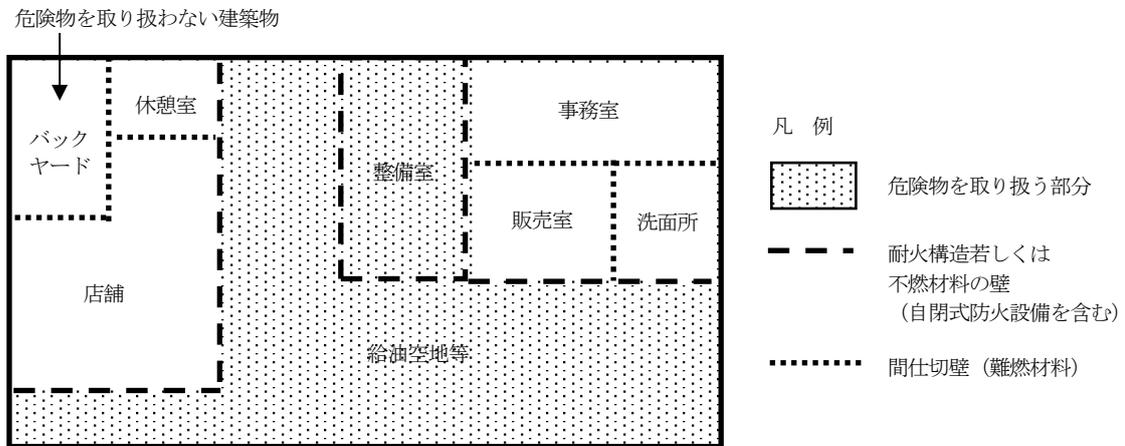
なお、注入口、計量機の位置及び隣地の状況等を勘案し、安全に 2 階から屋外階段により取扱所の敷地内に降りた後、給油に必要な空地を通ることなく取扱所の敷地外へ避難できる場合は、2 階部分に店舗、飲食店又は展示場を設けることができる。

キ 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務は、危省令第 2 5 条の 4 第 1 項第 3 号に規定する自動車等の点検・整備を行う作業場に含まれる。

(10) 建築物の構造等

ア 建築物の壁のうち、次の (ア) 又は (イ) の間仕切壁については、難燃材料（建基政令第 1 条第 6 号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）を使用できる（第 1 2 - 1 1 図参照）。

- (ア) 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は自閉式の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁
- (イ) 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁

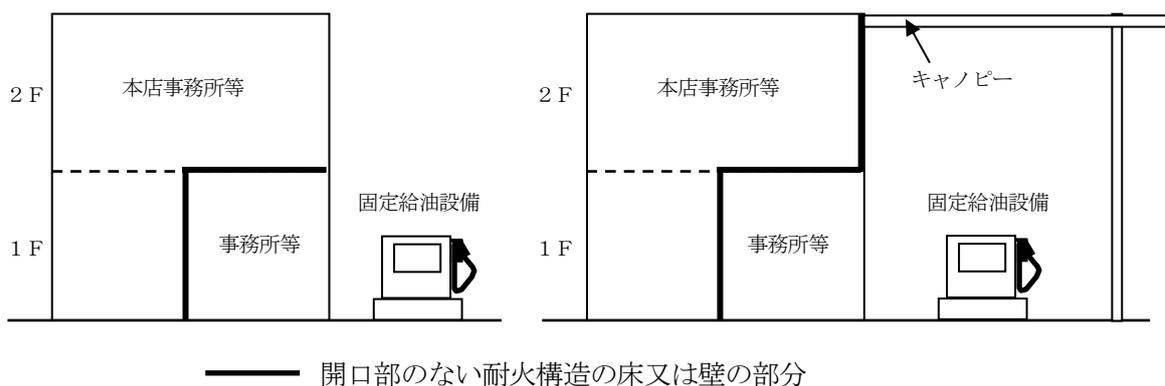


第 1 2 - 1 1 図 不燃材料以外の建築材料で造ることのできる間仕切壁の例

イ 事務所等の窓又は出入口にガラスを用いる場合（屋内給油取扱所を除く。）は、網入りガラス以外のガラスを用いた防火設備を使用できること。

ウ 危政令第 1 7 条第 1 項第 1 7 号に規定する給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所（以下「本店事務所等」という。）とその他の給油取扱所の用途との区画の必要な部分は、第 1 2 - 1 2 図のとおりである。

また、当該区画は、危省令第 2 5 条の 4 第 4 項の給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口のない構造とするとともに、給油取扱所敷地内から本店事務所等へ立ち入ることができない構造とすること。

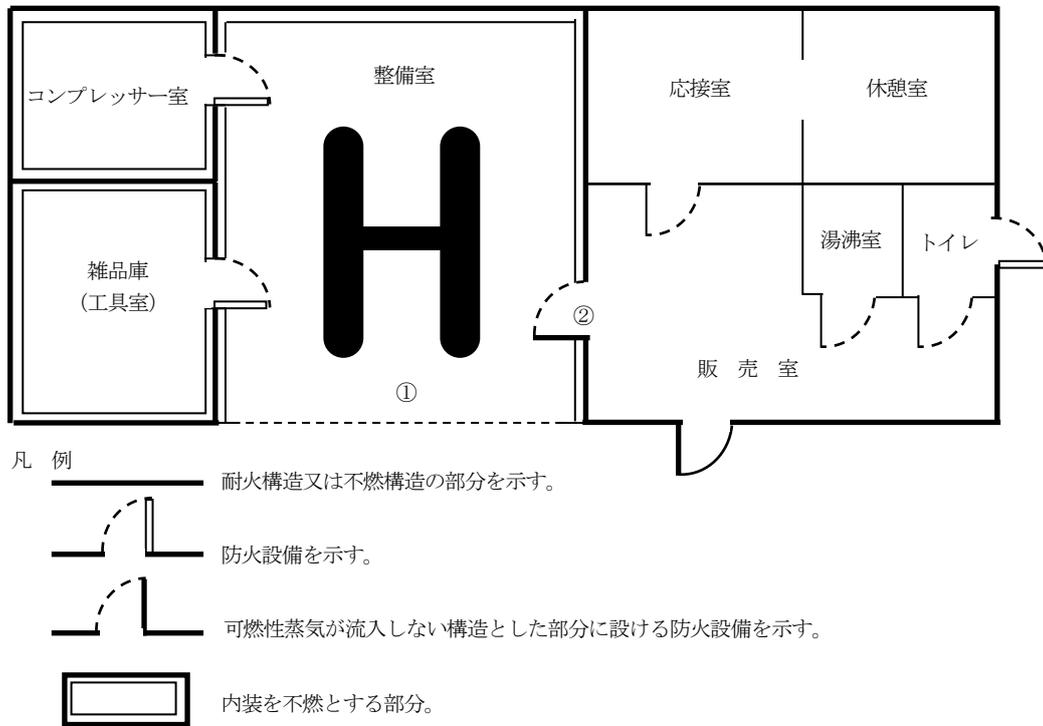


第 1 2 - 1 2 図

エ 危省令第 2 5 条の 4 第 1 項第 3 号及び第 4 号の自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場での自動車等の出入口に戸（第 1 2 - 1 3 図①部分）を設ける場合は、不燃材料とすることができること。

オ 危政令第 1 7 条第 1 項第 1 8 号の事務所その他火気を使用するものには、自動車等の

点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場は除かれているが、事務所等火気を使用する場所と当該作業場の出入口（第 1 2 - 1 3 図②部分）については、危省令第 2 5 条の 4 第 5 項の可燃性蒸気の流入しない構造の適用を受けるものであること。

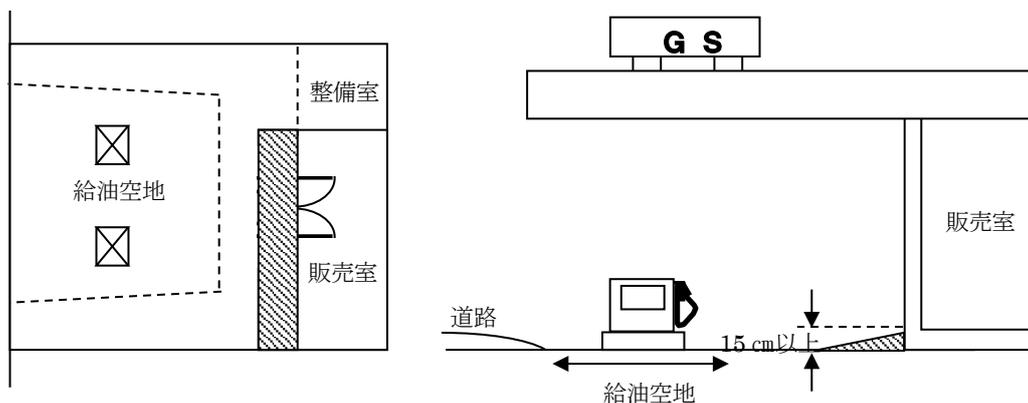


第 1 2 - 1 3 図 内部構造例

カ 可燃性蒸気が内部に流入しない構造として、犬走り等にスロープを設ける場合は、次によること。

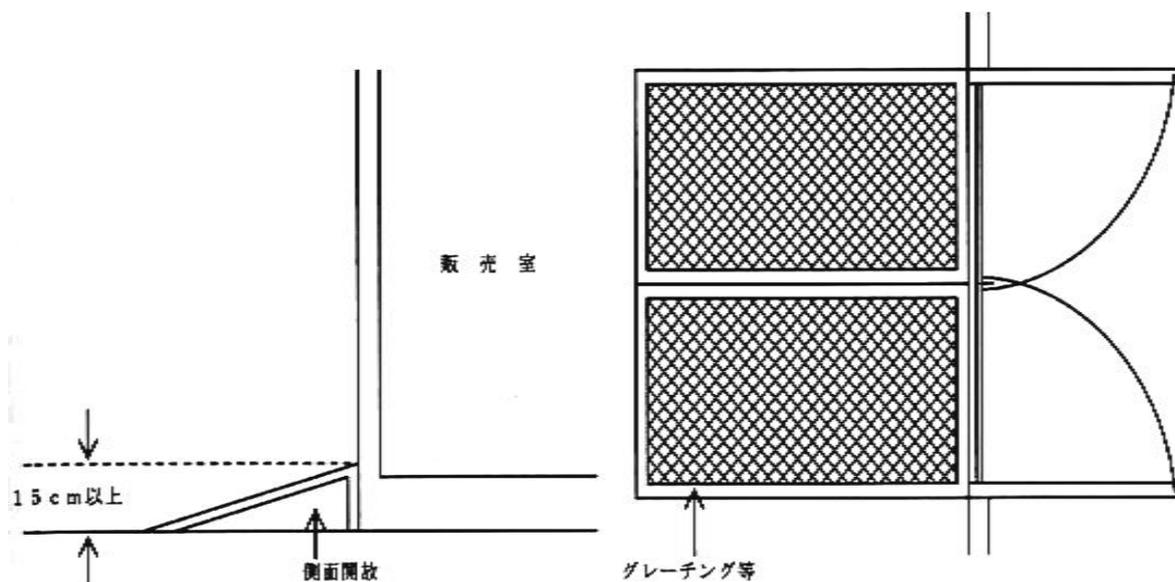
- (ア) スロープの最下部から最上部までの高さが 15 cm 以上であること。
 - (イ) スロープは給油又は注油に支障のない位置に設けること。
 - (ウ) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。
- なお、スロープの構造は、次により指導する。

- a 地盤面を嵩上げしてスロープを設置する場合は、コンクリート等の耐油性を有する材料により造られたスロープとすること（第 1 2 - 1 4 図参照）。



第 1 2 - 1 4 図 コンクリート製スロープ設置例

- b 地盤面にボルト等で固定するスロープ、又は固定することなく移動が容易な可搬式スロープを敷設する場合は、不燃材料で造られ、かつ、スロープ下部に可燃性蒸気が滞留しない構造のスロープとすること（第12-15図参照）。



第12-15図 可燃性蒸気滞留防止構造例

- キ 事務所の壁体の一部に採光のためガラスブロックを用いることができる。この場合、防火性能を有すること。
- ク 販売室等にカーテンやじゅうたん等を使用する場合は、防火性能を有するものとする。
- ケ キャノピーにガラスを使用する場合は、次の措置を講ずること。
- (ア) 取り付け部が耐震性を有していること。
 - (イ) 熱による破損防止及び飛散防止措置（例、網入りガラス、耐熱ガラスに飛散防止フィルムを貼付する。）がなされていること。
 - (ウ) 周囲への延焼防止措置がなされていること。
- コ 建築物内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じるように指導する。
- (11) ポンプ室等
- ア 共通事項
- (ア) 危政令第17条第1項第20号に規定するポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれるものであること。
 なお、自動車等の点検・整備を行う作業所であって三面が壁で囲まれたものは、整備室として取り扱うものであること。
 また、給油取扱所内で潤滑油等の保有、小分け等を行う場合は、油庫を設置するよう指導する。
 - (イ) 同号口に規定する「ポンプ室等に必要な採光、照明」は、採光、照明のいずれかが設置されていれば足りるものであること。

- (ウ) 同号口に規定する「換気設備」は、同号ハに規定する排出設備を設けた場合に当該設備と兼用することができる。
- (エ) 同号ハに規定する「可燃性蒸気の滞留するおそれのあるポンプ室等」とは、引火点が 40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室、整備室が該当する。また、「屋外に排出する設備」の屋外は、給油空地に面する部分も含むものであること。

イ ポンプ室

前アによるほか、次により指導する。

- (ア) ポンプ室は 1 階に設けること。
- (イ) ポンプ室は天井に設けないこと。
- (ウ) ポンプ室に設けるポンプ設備は、点検が容易に行えるよう、ポンプ設備と壁との間におおむね 50 cm 以上の間隔を、ポンプ設備相互間にはおおむね 30 cm 以上の間隔を確保すること。
- (エ) ポンプ室に設ける排出設備は、ポンプ設備に通電中、これに連動して作動する自動強制排出設備とするとともに、排出口の先端は、建物の開口部、敷地境界線及び電気機械器具から 1.5m 以上離れた敷地内とすること。

ウ 油庫

前ア (ア)、(イ) 及び (ウ) によるほか、油庫の換気設備は、第 5 「屋内貯蔵所」の換気設備の例よること。

エ 整備室

アによるほか、次によること。

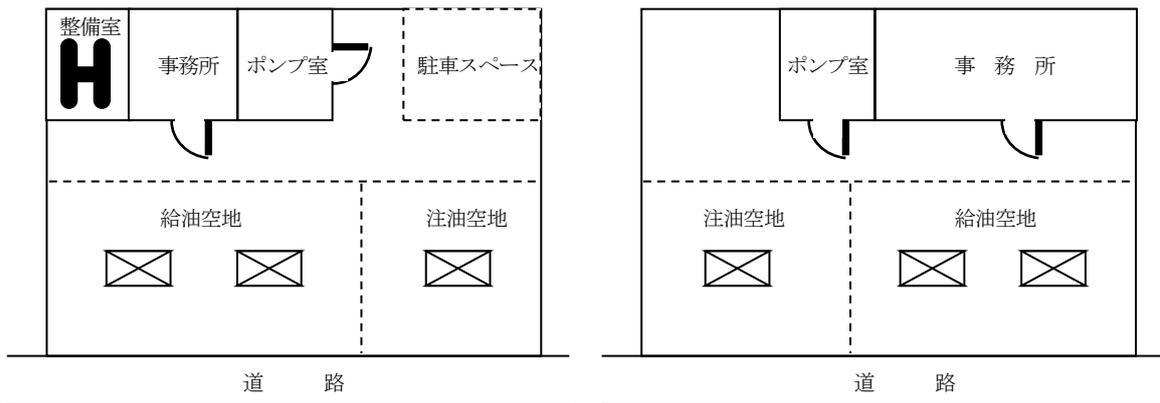
- (ア) 整備室に設ける可燃性蒸気を排出する設備のうち、整備室の使用に際し前面側を開放して使用する形態のものにあつては、壁体等に設ける室内換気用の換気扇をもって排出設備とすることができる。
- (イ) 整備室に設ける貯留設備のうち、油分離装置に通じる配管を設ける場合は、貯留設備のすぐ近くに閉鎖バルブを設けること。

(12) 道路境界線等から間隔を保つことを要しないポンプ室

危政令第 1 7 条第 1 項第 1 2 号ただし書のポンプ機器を設けるポンプ室は前(11)ア (イ)、(ウ) 及び (エ) 並びにイによるほか、次によること。

ア 当該ポンプ室の建物構造等については、危省令第 2 5 条の 3 の 2 の適用のほか、その他の設備等については、危政令第 1 7 条第 1 項第 2 0 号が適用となるものであること。

イ 危省令第 2 5 条の 3 の 2 に規定する「ポンプ室の出入口は、給油空地に面する」とは、従業員等が業務中において常時監視等できる位置であつて、かつ、事務所への可燃性の蒸気の流入を防止し、火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はないこと (第 1 2 - 1 6 図参照)。

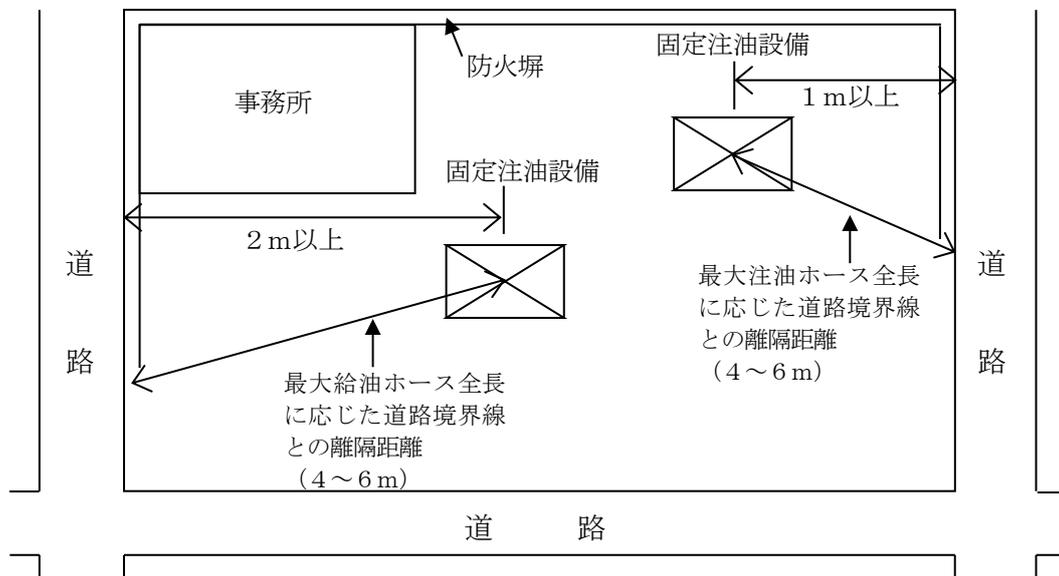


第12-16図 ポンプ室の設置例

(13) 固定給油設備等

ア 固定給油設備等の位置

(ア) 危政令第17条第1項第12号又は第13号に規定する固定給油設備等は、道路境界線に防火塀又は壁を設けた場合はそれぞれ2m又は1m以上とすることができる。この場合において、道路境界線（塀又は壁を設けるものを除く。）に設ける防火塀又は壁は、固定給油設備等の中心との間に最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた道路境界線との離隔距離以上の間隔が確保できる部分まで設けること（第12-17図参照）。



第12-17図

- (イ) 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）の取付部が移動する固定給油設備等については、給油ホース等を道路境界線、敷地境界線及び建築物の壁に最も接近させた状態において、当該取付部が危政令第 1 7 条第 1 項第 1 2 号又は第 1 3 号に規定する間隔（給油ホースについては、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検整備を行う設備から危省令第 2 5 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する間隔）をそれぞれ確保すること。
- (ウ) 二以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の距離規制はないものであること。

イ 固定給油設備等の構造等

- (ア) ポンプ機器の構造
 - a 一のポンプに複数の給油ホース等が接続されている場合には、各給油ホース等から吐出される最大の量をもって当該ポンプの最大吐出量とすること。
 - b 最大吐出量を 180 L/min 以下とすることができるのは、固定注油設備が複数のポンプを有する場合において、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用のみに供する注油ホースに接続されているポンプ機器に限られるものであること。
 - c 固定給油設備等のポンプ機器として油中ポンプ機器を用いる場合には、ポンプ機器を停止する措置としてホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にポンプ機器の回路を遮断する方法等による措置が講じられていること。

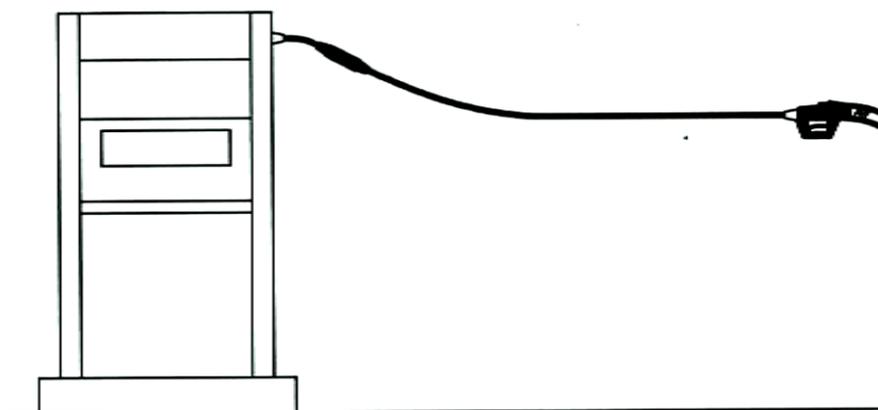
なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

また、油中ポンプ機器を使用する場合には、接続する埋設配管は二重配管（耐油性、耐食性及び強度を有している場合は、材質を問わない。）とし、検知装置を設けるよう指導するとともに、固定給油設備等（懸垂式を除く。）には、固定給油設備等が転倒した場合に、危険物の漏えい拡散防止を図るための立ち上がり配管遮断弁を取り付けるよう指導する。

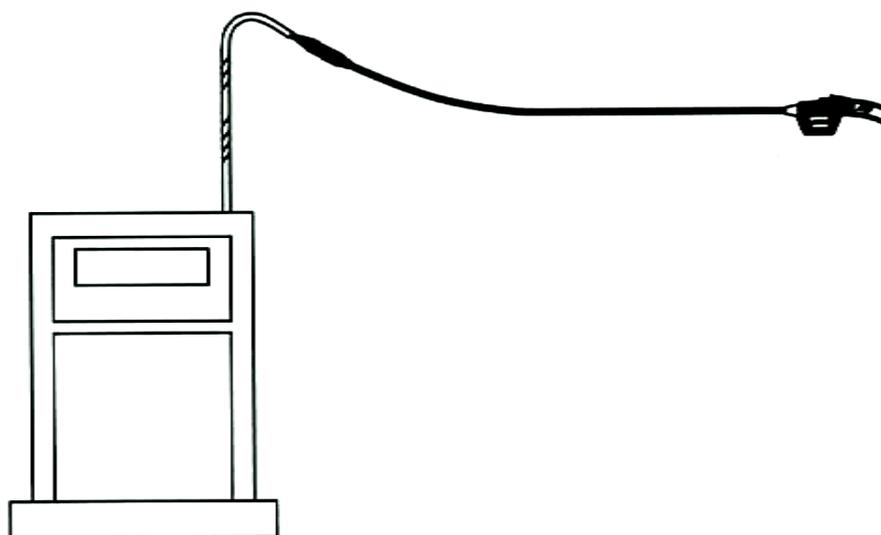
- d 固定給油設備等の内部のポンプ吐出配管部には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に配管内の圧力を自動的に降下させる装置が設けられていること。ただし、固定給油設備等の外部の配管部に配管内の圧力上昇時に危険物を自動的に専用タンクに戻すことのできる装置を設ける場合には、当該装置を設ける必要はないものであること。
- (イ) ホース機器の構造
 - a 著しい引張力が加わったときに給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置としては、著しい引張力が加わることにより離脱する安全継手又は給油、注入若しくは詰替えを自動的に停止する装置を設けること。この場合、安全継手にあつては 2,000N 以下の力によって離脱するものであること。
 - b ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造として、給油ホース等を地盤面に接触させない機能がホース機器本体に講じられ（第 1 2 - 1 8 図

参照)、給油ホース等が地盤面に接触しないようにゴム製、プラスチック製のリング、カバーが取り付けられ(第12-19図参照)、又はプラスチックで被覆された給油ホース等が設けられていること(第12-20図参照)。

① ホース取出口を高い位置に設ける方法

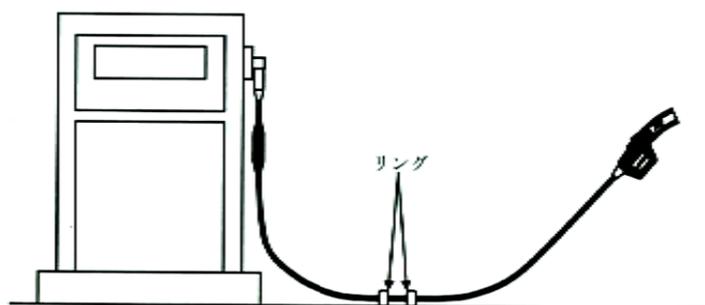


② ホースをバネで上部に上げる方法

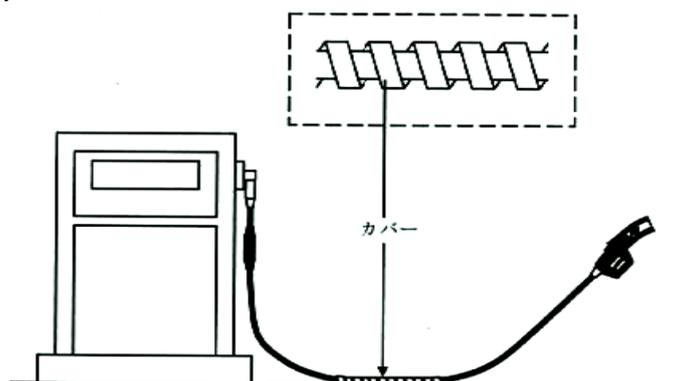


第12-18図 給油ホース等を地盤面に接触させない機能

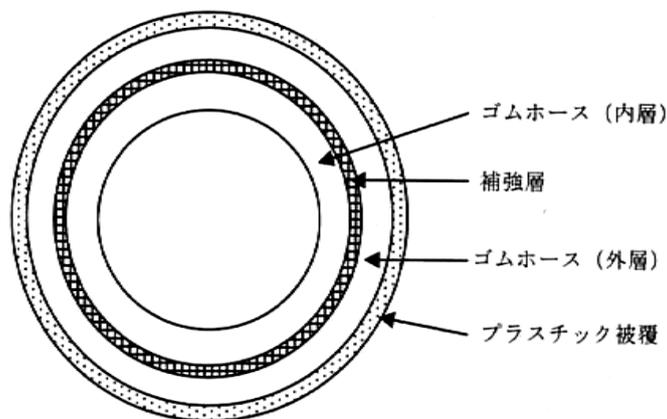
① リング



② カバー



第 1 2 - 1 9 図 リング、カバーが取り付けられた給油ホース等



第 1 2 - 2 0 図 プラスチックで被覆された給油ホース等の構造 (断面)

c 危険物の過剰な注入を自動的に防止する構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が 60 L/min を超え 180 L/min 以下のポンプに接続されているものが有することとして支障ないものであること。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が 60 L/min を超え 180 L/min 以下のポンプに接続されているものが対象となるもので

あること。

- (a) 危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造としては、タンク容量に相当する液面以上の危険物の過剰な注入を自動的に停止できる構造、1回の連続した注入量が設定量（タンク容量から注入開始時における危険物の残量を減じた量以下の量であって2,000Lを超えない量であること。）以下に制限される構造等注入時の危険物の漏れを防止する機能を有する構造があること。
- (b) 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースの直近には、専ら車両に固定されたタンクに注入する用に供するものである旨の表示がなされていること。

d 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合に当該ホース機器への危険物の供給を停止する措置として、ホース機器に取り付けられた姿勢検知装置がホース機器の傾きを検知した場合にホース機器の配管に設けられた弁を閉鎖する方法等により停止する装置が設けられていること。

なお、ホース機器が給油取扱所の建築物の屋根に固定されている等、転倒するおそれのないものである場合には、当該措置は必要ないものであること。

(ウ) 可燃性蒸気流入防止構造

固定給油設備等において一定の性能を有する可燃性蒸気流入防止構造をベーパーバリアといい、次のように分類される。

- a ソリッドベーパーバリアとは、気密性を有する間仕切により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。
- b エアーベーパーバリアとは、一定の構造を有する間仕切と通気を有する空間（エアギャップ）により可燃性蒸気の流入を防止するものをいう。

(エ) 配管の構造に係る事項

配管とは、固定給油設備等本体の内部配管であって、ポンプ吐出部から給油ホース等の接続口までの送油管のうち弁及び計量器等を除く固定された送油管部をいうものであること。また、漏えいその他の異常の有無を確認する水圧試験として、水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行うことができる。

また、ポンプ機器とホース機器が分離して設けられている場合、当該機器間を接続する配管は、固定給油設備等本体の内部配管ではなく、専用タンクの配管に該当する。

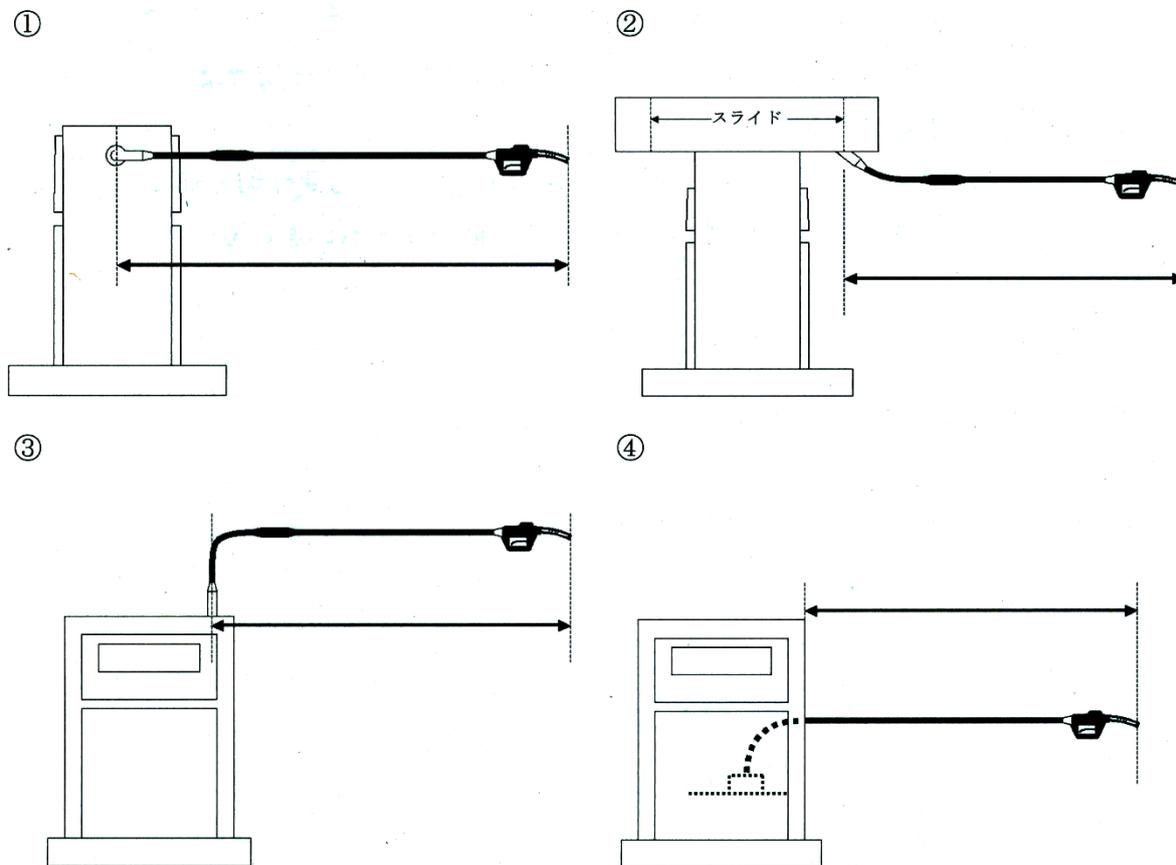
(オ) 外装の構造に係る事項

外装に用いる難燃性を有する材料とは、準不燃材料及び JIS K 7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」により試験を行った場合において、酸素指数が26以上となる高分子材料であること。ただし、油量表示部等、機能上透視性を必要とする外装の部分については、必要最小限の大きさに限り、難燃性を有する材料以外の材料を用いることができるものであること。

(カ) ホースの全長

固定給油設備等のうち、懸垂式以外のものの給油ホース等の全長とは、原則とし

て、給油ホース等の取出口から弁を設けたノズルの先端までの長さをいうものであること（第12-21図参照）。



第12-21図 給油ホース等の全長

- (キ) 静電気除去に係る事項
給油ホース等及びこれらの先端のノズルに蓄積される静電気を有効に除去するため、先端のノズルから固定給油設備等の本体の外部接地工事端子までの抵抗値は、 $1,000\Omega$ 未満であること。
- (ク) 電気設備に係る事項
可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備にあつては、防爆性能を有すること。
- (ケ) 固定給油設備等の油種表示
危省令第25条の3第2号に規定する品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうものであるが、レギュラー、ハイオク等の商品名としてよい。
- (コ) 懸垂式の固定給油設備等
 - a 緊急停止装置
 - (a) 設備の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉鎖できる装置とすること。

(b) 当該装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等のホース機器設置場所付近の事務所外壁など見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等を行うこと。

b 油量等の表示設備

油量等の表示設備（インジケータ）は、給油に支障ない場所に設けること。

(4) その他

危険物保安技術協会において実施した試験確認で適合品となった固定給油設備等は、技術基準に適合しているものとする。

(14) 自動移送システム

給油取扱所において、複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。

なお、既設の専用タンクの注入管内のみに難燃性チューブ（接地導線入り）を移送配管として用いることは支障ないこと。

(15) 配管

ア 危険物を取り扱う配管で、地盤面以上に設けるものは、衝撃により容易に損傷を受けることのないよう防護措置を講じるよう指導する。

イ 地上に設ける配管であって、点検困難な場所又は屋上に設ける配管の接合部は溶接継手とするよう指導する。

ウ 危険物配管が上屋の上部若しくは内部に設けられ、又は給油空地に面しない外壁に沿って敷設されているものは、危省令第13条の5第2号に規定する「ただし、火災によって当該支持物の変形するおそれのない場合」に該当するものとすることができる。

エ 上屋上部等の配管の防食は、高濃度亜鉛塗料、エポキシ塗料等により行うよう指導する。

なお、直射日光による配管内の圧力上昇を防止するための措置を講ずる場合は、配管上部にしゃ熱板を設ける方法により行うよう指導する。

オ 危険物配管が上屋内部に設けられるものにあつては、有効に目視できる点検口を設けるよう指導する。

カ ポンプ室から給油設備に至る配管のうち、地下埋設となる部分は、漏えいが早期に検知できる措置（二重配管等）を講じるよう指導する。

キ 地下埋設配管の敷設については、第3「製造所」、5(22)ケの例によること。

(16) 看板等

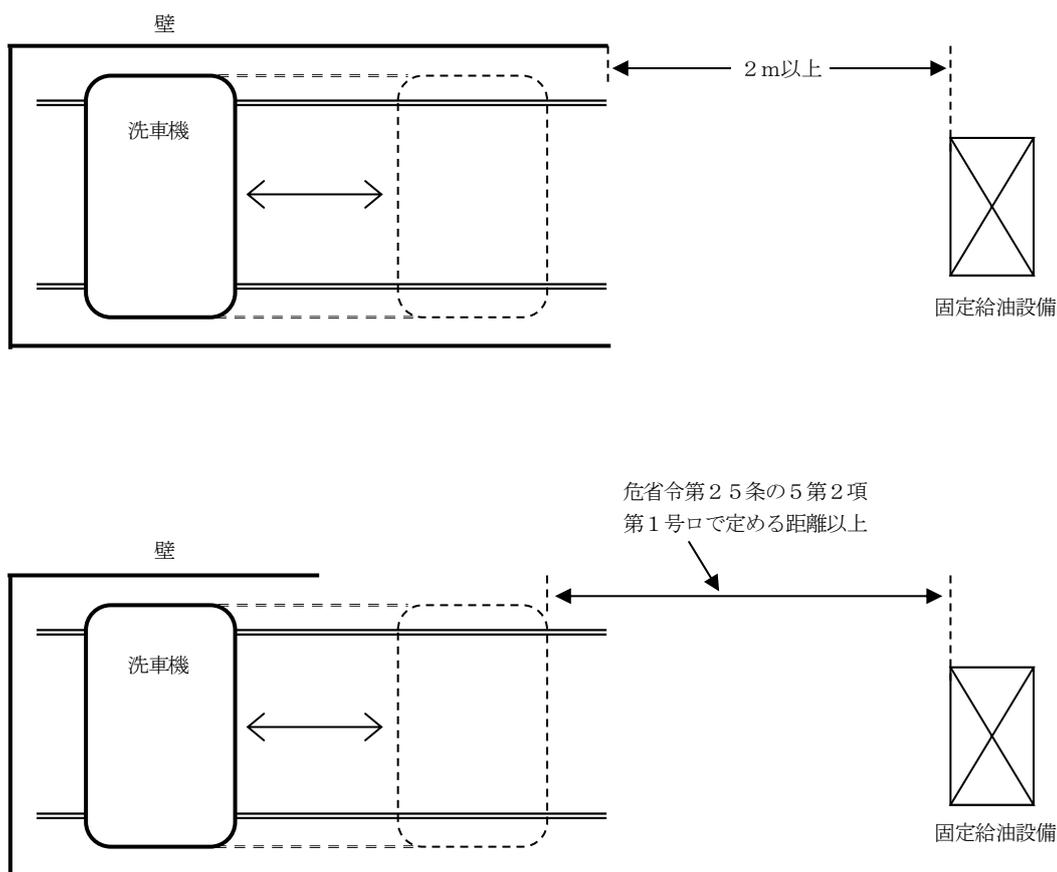
ア キャノピー上で、給油取扱所の業務に支障ない範囲であれば、直接関係のない家電製品等の広告を設けることができる。

イ 看板等を防火扉上に設けるものにあつては不燃材料として、それ以外の場所に設けるものにあつては難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものとする。

ウ 合成樹脂類の看板について

(ア) 形態

- a 上屋の側面若しくは天井面に取り付け又は埋め込むもの
 - b 建物外面、上屋の柱又は相互間に取り付けるもの
 - c 上屋の屋上、サインポール等に取り付けるもの
 - d 防火扉の内外面に取り付けるもの
- (イ) 材質
- a 材質は、難燃性能を有する合成樹脂材料（JIS K 6911 のA法による自消性のもの）等であること。ただし、上記（ア）cに設けるものにあつては、一般アクリル樹脂材料を使用することができる。
 - b JIS K 6911 に定める合成樹脂材料を使用した看板類には、商品名を記したシールが添付されていること。
- (ウ) 防水性
- 電気設備を有するもので、雨水が浸入するおそれのある看板の外郭カバーは防雨型（JIS C 0920 に定める保護等級3のもの）とし、外郭カバーが防雨型以外のものにあつては電気器具を防滴型とすること。
- (エ) 取り付け方法
- 建物、キャノピー等に取り付けるもの及びインジケーターの裏面に設けるものは、看板本体と建物等が接する部分を不燃材料等により防火上有効な措置が講じられていること。
- なお、耐火構造の規制を受ける天井面等に埋め込む場合は、当該天井面等を耐火区画とすること。
- エ 防火扉上に看板等を設ける場合は、防火扉を含めた耐震耐風圧構造とすること。
- オ 危省令第25条の10第1項第3号に規定する「屋根又は耐火性能を有するひさし」の前面に看板を設ける場合は、難燃性能を有する材料又はこれと同等以上の防火性能を有するものを使用すること。
- (17) 附随設備
- ア 附随設備は、給油空地内及び注油空地内に設けないこと。
 - イ 附随設備は、注入口から3m以内の部分及び通気管の先端から1.5m以内の部分に設けないよう指導する。
 - ウ 固定給油設備との間隔については、次によること。
 - (ア) 洗車機を建築物内に設ける場合の固定給油設備との間隔については、洗車機の可動範囲全体が壁等で覆われている場合は2m以上確保するよう指導すること（第12-26図）。
 - (イ) 洗車機の可動範囲の一部がはみ出している場合は、可動先端部まで固定給油設備の最大給油ホース全長に応じ危省令第25条の5第2項第1号ロで定める距離以上をそれぞれ確保すること（第12-22図）。



第12-22図

エ 自動車等の点検・整備を行う設備とは、オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいうものであること。

また、火気を使用する等の方法による当該設備は、建築物内で可燃性蒸気の流入しない構造の区画した室に設置するよう指導する。

オ 油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等危険物を取り扱う設備のうち危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けるよう指導する。

危険物を収納する部分の容量	板 厚
40 L 以下	1.0 mm 以上
40 L を超え 100 L 以下	1.2 mm 以上
100 L を超え 250 L 以下	1.6 mm 以上
250 L を超え 500 L 以下	2.0 mm 以上

500 L を超え 1200 L 以下	2.3 mm 以上
1200 L を超え 2000 L 以下	2.6 mm 以上
2000 L を超えるもの	3.2 mm 以上

カ 危険物を取り扱う設備は、地震動により容易に転倒又は落下しないように設けること。
 キ ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置が講じられていること。

ク ウォールタンクの位置、構造及び設備は、オからカによるほか、次により指導する。

- (ア) 設置位置は、油庫又はリフト室等の屋内の 1 階とする。
- (イ) タンクは気密性を有するものとする。
- (ウ) タンクの空間容積は、タンク内容積の 10% とする。
- (エ) 注入口には、弁又はふたを設ける。
- (オ) 通気管は、内径 20 mm 以上とする。
- (カ) ガラスゲージの計量装置には、危険物の流出を自動的に停止できる装置（ボール入り自動停止弁等）又は金属保護管を設ける。

ケ 油圧式オートリフト設備等の地下に埋設された油だめ及び配管の外面防食措置は、危政令第 13 条に掲げる地下貯蔵タンク及び配管の例により指導する。

(18) 附随設備以外の設備

ア 給油に支障がある設備（危政令第 17 条第 1 項第 2 3 号）とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招きかねないような設備をいうものであり、これに該当するか否かの判断は、火災予防上の観点からのみ行われるものであること。

例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障ないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限の POS 用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けることができる。この場合、次の設備については、給油空地内に必要最小限の範囲で設けることができる。

(ア) クイックサービスユニット（附随設備を用いることなく自動車の給油時に行う軽易なサービス業務に供する設備で、コンセント等を設けていないものに限る。）。

(イ) 現金自動釣銭機

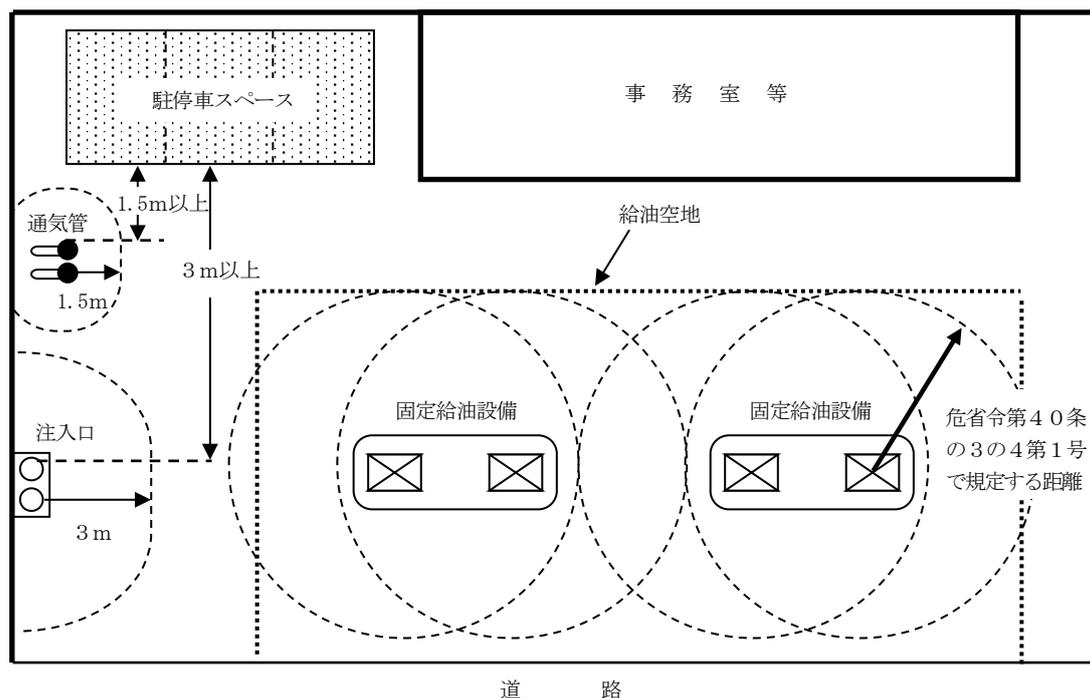
イ 自動販売機、公衆電話は、給油取扱所の販売室内に設ける場合以外は認められないものであること。

ウ 給油作業に支障ないと認められる場合には、グリーンベルト、植込、池等を設けることができる。ただし、植込の高さは、防火塀以下とすること。

エ 建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所に PHS 等のアンテナを設けることができる。

(19) その他

- ア 給排水等の集水ますのうち、油分離装置の最終槽へ流入するもの又は直接下水に流入するもののふたは防水型とするよう指導する。
- イ 給油取扱所には、給油設備の電源を遮断する感震電源遮断器を設置するよう指導する。
- ウ 廃油タンクに注入用受け口、配管を設ける場合は、コック、バルブ等を設けること。
また、注入用受け口は、整備室又は油庫に設けるよう指導する。
- エ 油分離装置として油分離槽を設ける場合にあっては、4連式を設置するよう指導する。
FRP製等で耐油性を有し、自動車の荷重により容易に変形等を生じないものも設置することができる。
- オ 自動車を駐停車する場合は、給油のための一時的な停車を除き、危政令第27条第6項第1号チの規定によるほか、努めて給油に必要な空地以外の場所で固定給油設備から危省令第40条の3の4第1号で規定する距離以内の部分以外の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分以外の部分及び専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で明確に区画された駐停車スペースを設けて、使用するよう指導する（第12-23図参照）。



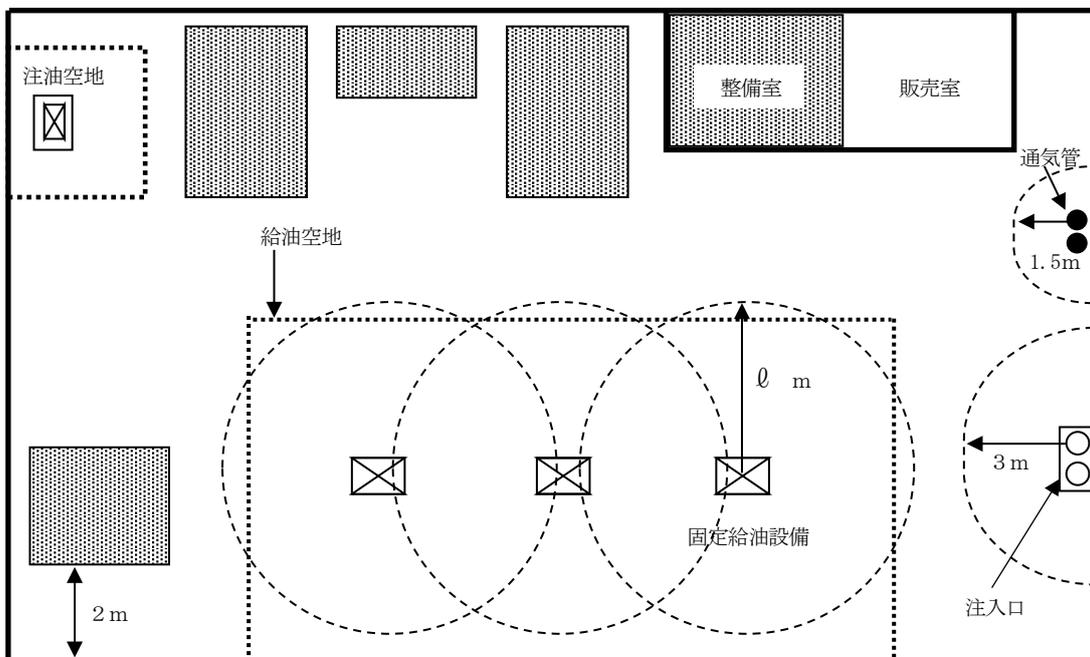
第12-23図 駐停車スペースの例

- カ 給油取扱所の一部を自動車の保管場所として使用する場合には、次の条件を満足すること。
 - (ア) 自動車は、給油取扱所が、その業務を行うために保有するもの及び当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものに限ること。

(イ) 自動車の保管場所は、給油空地及び注油空地以外で、かつ、給油等の業務に支障ない空地とすること。

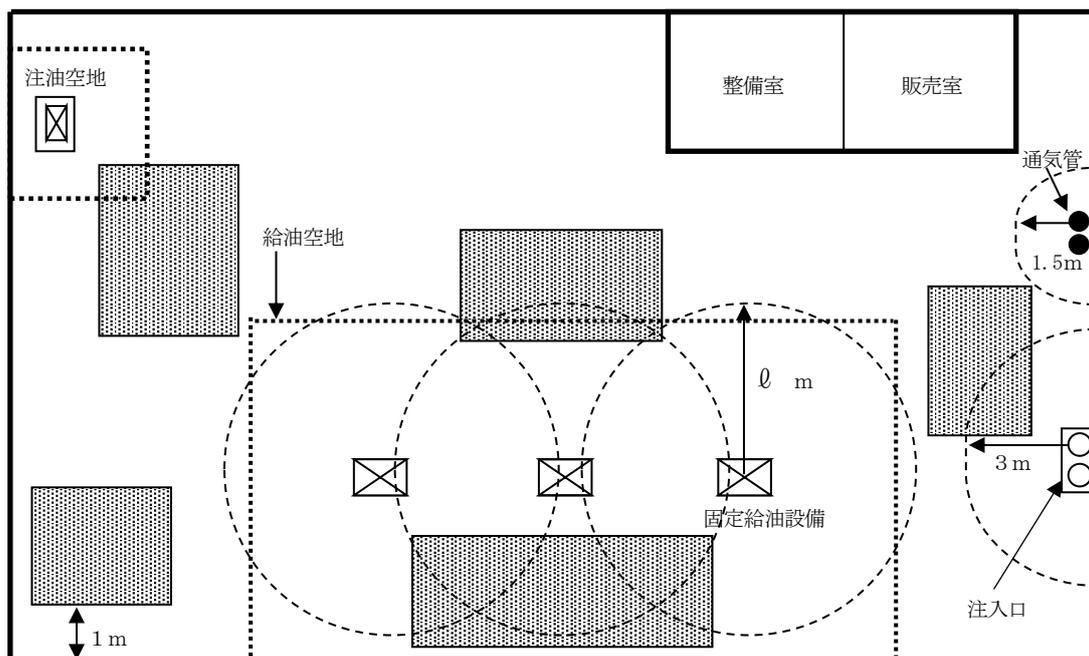
なお、給油取扱所内の駐車スペースに指定数量未満の危険物移動タンク車を保管場所とすることは認められるが、移動タンク貯蔵所の常置場所にするとは認められない。

キ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第80条第1項第2号に基づき、同法第78条第2項に定める「業務の範囲を限定して行う自動車分解整備事業の認証」を受けるために車両整備作業場、部品整備作業場、点検作業場及び車両置場（以下「作業場等」という。）を設定する場合は、危政令第17条第1項第2号及び第3号に規定する給油空地等以外の場所で、かつ、危省令第25条の5第2項第2号に規定する距離以上離れた場所とするとともに、危省令第40条の3の4第2号に規定する部分以外の場所に設定すること（第12-24図、第12-25図参照）。



\varnothing : 危省令第25条の5第2項第2号イに規定する距離

第12-24図 作業場等（網かけ部分）として認められる設置例



ℓ：危省令第 2 5 条の 5 第 2 項第 2 号イに規定する距離

第 1 2 - 2 5 図 作業場等（網かけ部分）として認められない設置例

ク コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵する L P G バルク貯槽（1 t 未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置することができる。

なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しないこと。

- (ア) L P G バルク貯槽及び附属設備（以下「バルク貯槽等」という。）は、給油空地等以外に設置すること。
- (イ) L P G バルク貯槽は、地下に設置すること。
ただし、地下タンクの注入口から 8 m 以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。
- (ウ) バルク貯槽等は自動車等の衝突防止措置が講じられていること。
- (エ) バルク貯槽等に係るガス配管は、(ア) によるほか自動車等が衝突するおそれのない場所に設置すること。
- (オ) L P G タンクローリーの停車位置は、給油空地等以外、地下タンクの注入口から 8 m 以上離れた場所とし、その場所が明示されていること。
- (カ) 予防規程に L P G タンクローリーから受入中の安全対策について定めること。
上記によるほか、L P G 配管と危険物配管は、同一のピット内に敷設しないよう指導する。

4 屋内営業用

(1) 屋内型の共通基準

2並びに3によるほか、次によること。

ア 危政令第17条第2項の適用

建築物内に給油取扱所の用に供する部分の全部又は一部が設置されているもの及び危省令第25条の6に規定する上屋等の空地に対する比率が1/3を超えるものは、屋内型として危政令第17条第2項を適用するものである。

イ 給油取扱所を設ける建築物

施行令別表第一(6)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物内には、設置できないものである。この場合、当該部分が事務所等の診療室等機能的に従属しているときは、主たる用途である事務所等に含まれるものとするが、みなし従属としては含まれないものである。

また、階段等の出入口が、事務所等の中に設けられ可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合には、地階を設けることができる。

ウ オートリフト収納用地下ピット等の取扱い

(ア) オートリフトの収納用地下ピット（長さ4.6m×幅2.0m×深さ0.4m）は、危政令第17条第2項第10号に規定する可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等（以下「穴、くぼみ等」という。）に該当するものとして取り扱うこと。

(イ) ブレーキテスター収納用地下ピット（長さ4.6m×幅0.8m×深さ0.5m）を危険場所以外の場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当しないものとする。

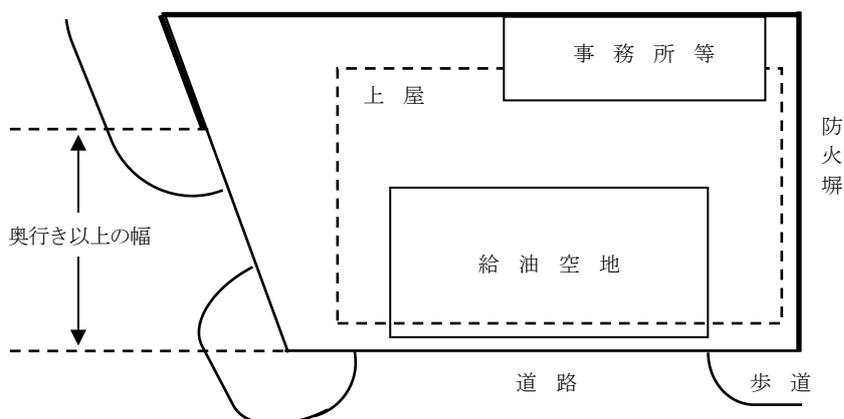
ただし、深さが概ね40cmを超えるブレーキテスター収納用地下ピットを危険場所に設置する場合、当該地下ピットは、穴、くぼみ等に該当するものとして取り扱うこと。

(ウ) (ア) 又は (イ) の穴、くぼみ等に該当する地下ピット内に可燃性の蒸気を検知する警報設備を設け、かつ、ピットの内部に滞留した可燃性蒸気を屋外の高所に有効に排出する設備を設ける場合は、二方開放の屋内給油取扱所に限り、穴、くぼみ等として取り扱わないことができる。

エ 二方開放

(ア) 二方が道路に面している場合

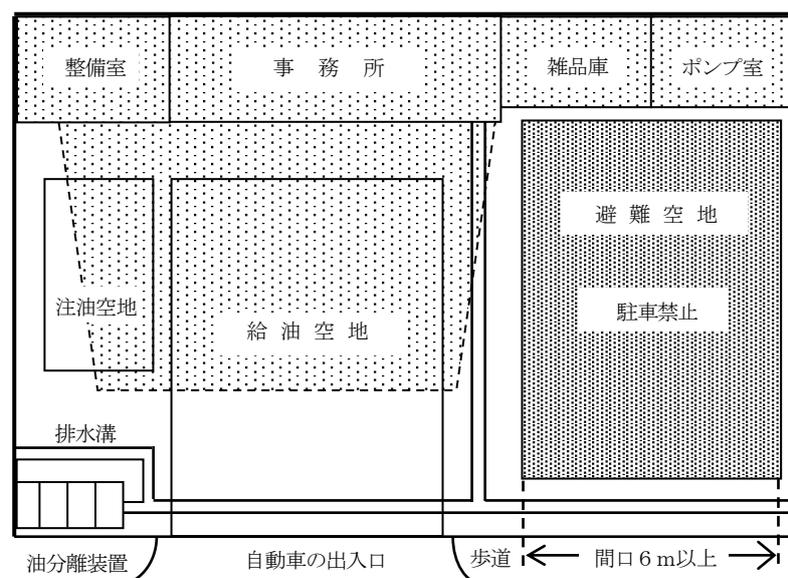
危政令第17条第2項第9号本文に規定する「二方については、自動車等の出入する側に面するとともに壁を設けないこと」とは、給油のために必要な空地の間口に接する道路部分にあっては、原則として全面が開放され、かつ、奥行き側の道路部分にあっては、奥行き以上の幅の部分に壁又は防火塀が設けられていないことをいう。



第12-26図 二方開放の例

- (イ) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合
- a 危省令第25条の8に規定する通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）は、次によること（第12-27図参照）。
 - (a) 給油空地、注油空地、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場以外の場所のほか、漏えい拡大防止の措置がとられた場所以外の屋外の場所とすること。

なお、「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物の設けられていない場所をいうものであること。ただし、空地上のキャノピーのほりは、屋外の場所とみなすことができる。
 - (b) 車両等の出入口又は出入する通路としては認められないこと。
 - b 空地内の専用タンク埋設、防火塀の上方又は側面の看板、空地内にはない通気管の立ち上がりは認めることができる。
 - c 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等その他の空地との境界には排水溝を設けること。
 - d 避難空地内には、油分離装置を設けないこと。



第12-27図 避難空地

オ 自動表示装置

危政令第17条第2項第2号に規定する専用タンクに設ける「危険物の量を自動的に表示する装置」とは、計量口を開けることなく液量を確認できるフロート式、エアパージ式、静電容量式等の装置をいう。

カ 過剰注入防止装置

危政令第17条第2項第4号に規定する過剰注入防止装置は、タンクローリー等による過剰な注入を防止するため、タンクの液面をフロート等により直接又は液面計と連動して自動的に受入れを停止するものとする。この場合、装置は、タンクの最大許可容量の範囲内で作動させること。

キ 外壁の高さ

上屋等が防火塀（建築物の壁体を兼ねる場合を含む。）に水平距離で、概ね1 m以内で近接している場合は、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ一体とすること。この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

ク 屋内に設ける通気管

危省令第20条第5項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気の良い自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。

通気管の先端は、上階への延焼防止するために設けられたひさしを貫通して設置することができる。この場合、貫通部は、埋戻し等の措置が講じられていること。

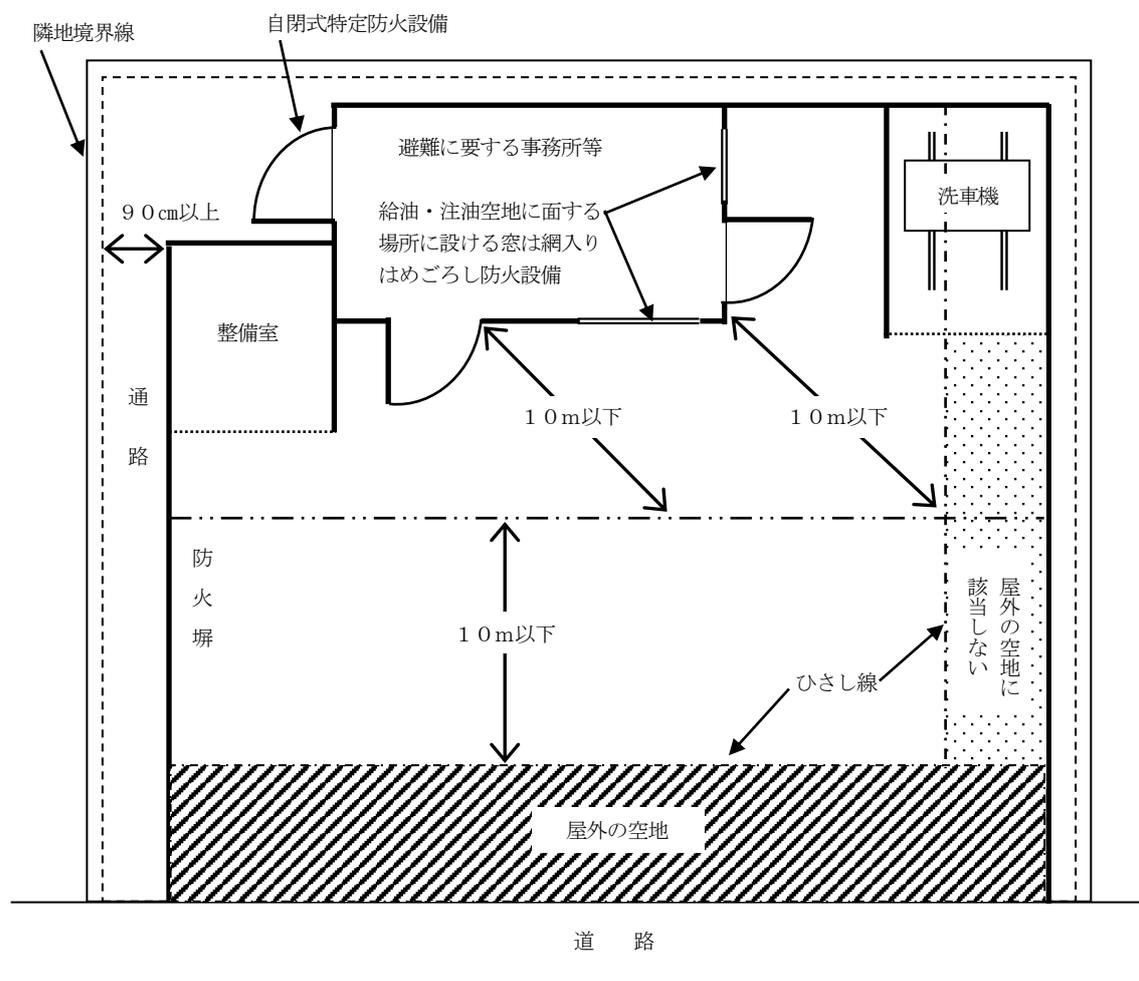
(2) 一方開放型

ア 危省令第25条の9第1号イに規定する避難に要する事務所等

(ア) 同号イの敷地外とは、屋外の安全な場所又は路地等により道路上へ通ずる通路をいう（第12-28図参照）。

なお、通路の幅は90 cm以上とするよう指導する。

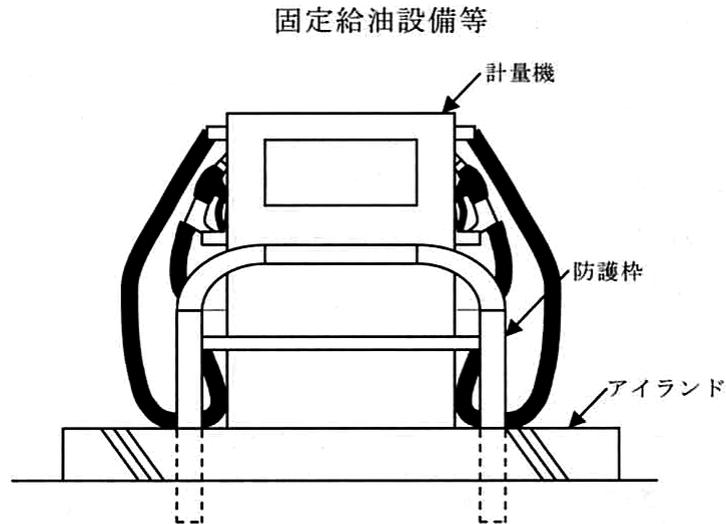
- (イ) 同号イに規定する「事務所等」とは、危省令第 2 5 条の 4 第 1 項第 2 号又は第 6 号に掲げる用途とする。
 - (ウ) 同号イの事務所等の窓にはめごろし戸である防火設備を設ける範囲については、当該事務所等が給油空地側及び危険物を取り扱う室に面する部分とする。
 - (エ) 同号イに規定する避難口の設置数は、延焼防止等の観点から必要最小限とすること。
- イ 危省令第 2 5 条の 9 第 1 号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油又は灯油・軽油の詰替えのための作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地をいうものである（第 1 2 - 2 8 図参照）。



第 1 2 - 2 8 図 避難通路の確保例

- ウ 危省令第 2 5 条の 9 第 2 号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難に要する事務所等の出入口付近のほか、自動車等の出入口付近も該当するものである。
- エ 衝突防止措置
 - 危省令第 2 5 条の 9 第 5 号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」は、固定給油設備等を懸垂式ののものにしたもの、固定給油設備等を

金属製のパイプ等で防護したもの又はアイランドの高さなどを利用して防護するもの等がこれに該当するものであること（第12-29図参照）。

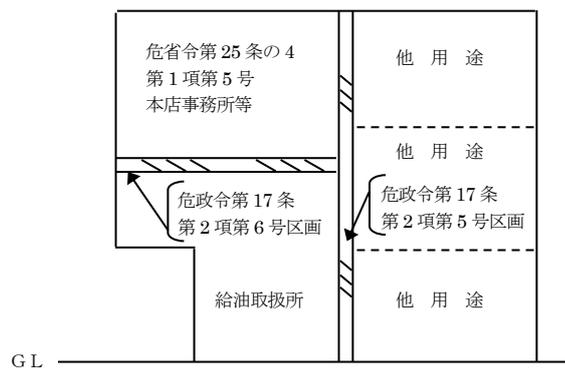


第12-29図 衝突防止措置の例

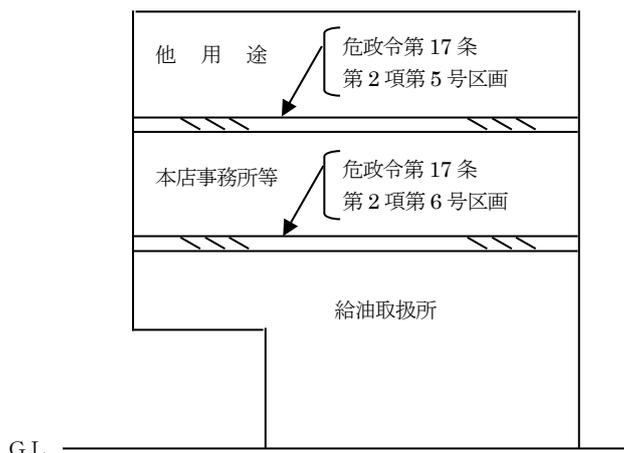
(3) 上部に上階を有するもの

ア 危政令第17条第2項第11号に規定する「上部に上階がある場合」又は危省令第33条第1項第6号若しくは危省令第38条第1項第1号ホに規定する「上部に上階を有するもの」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危省令第25条の4第1項で規制されたもの以外の用途であること（第12-30図参照）。

① 「上部に上階のある場合」に該当しない例



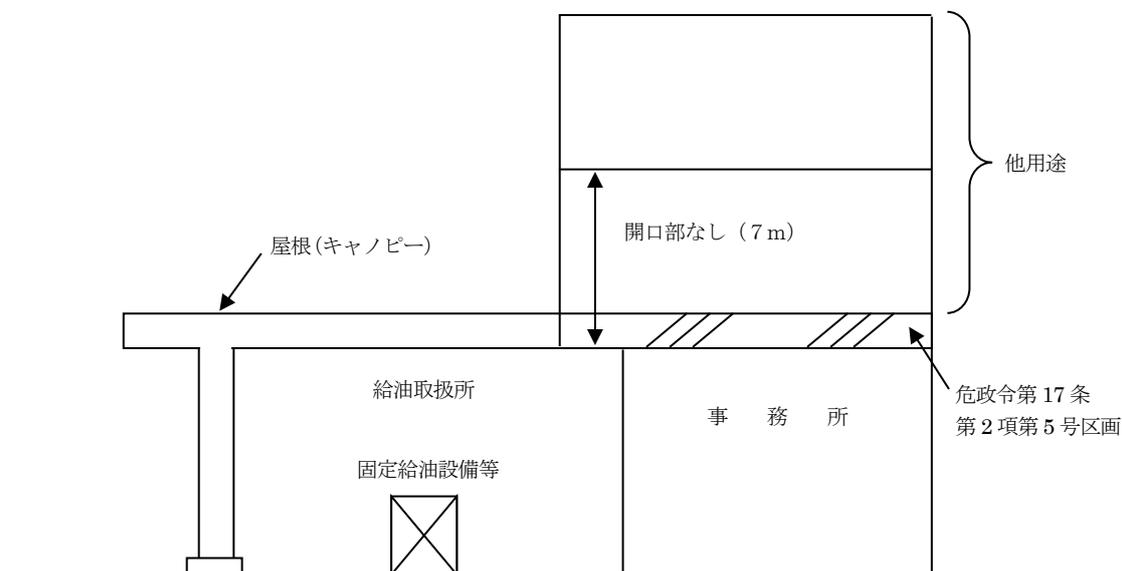
② 「上部に上階のある場合」に該当する例



第 1 2 - 3 0 図

イ 本店事務所等を有する屋内給油取扱所では、当該本店事務所等を給油取扱所の規制範囲に含めるか他用途部分とするかは、設置者の選択によることができる。

ウ アにより、上部に上階がある場合は屋根を耐火構造とするものであるが、第1 2 - 3 1 図のような上部に上階のある給油取扱所の屋根（キャノピー）部分は、危省令第 2 5 条の 1 0 第 3 号のひさしと兼用しない場合のみ不燃材料とすることができる。



第 1 2 - 3 1 図

エ 他用途との区画

危政令第 1 7 条第 2 項第 5 号に規定する「開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。」とは、建基法第 2 条第 7 号に定める耐火性能を有する構造で区画されたものであればよいこと。ただし、当該区画は施行令第 8 条に規定する区画とするよう指導する。

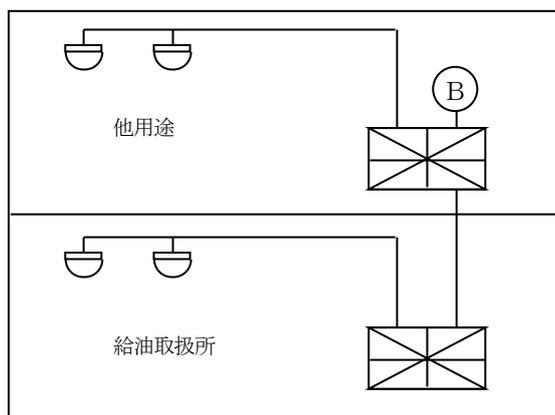
オ 本店事務所等との区画

危政令第 1 7 条第 2 項第 6 号に規定する危省令で定める部分の区画は、前エと同様の区画とすること。

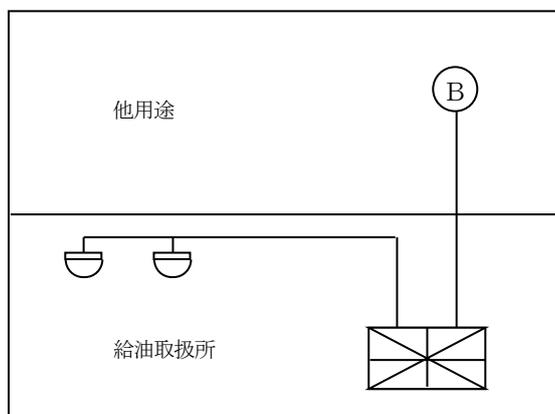
カ 他用途に報知する設備

- (ア) 危省令第 2 5 条の 7 に規定する「屋内給油取扱所で発生した火災を建築物の給油取扱所以外の用途の部分に報知するための設備」とは、第 1 2 - 3 2 図の例のとおりとする。
- (イ) 当該設備を自動火災報知設備による場合には、第 2 0 「警報設備」の例によること。

① 他用途に自動火災報知設備が設置されている場合

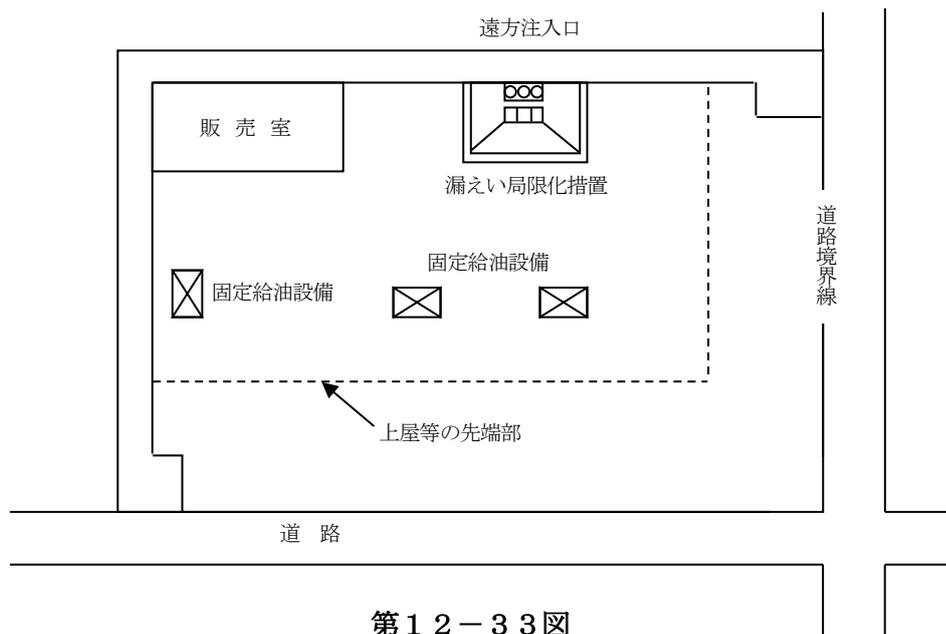


② 他用途に自動火災報知設備が設置されていない場合



第 1 2 - 3 2 図 他用途に報知する設備の例

- キ 危省令第 2 5 条の 1 0 第 1 号に規定する「注入口及び固定給油設備等の上階への延焼防止上安全な場所」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい拡大防止措置部分を含む。）及び固定給油設備等を上屋（上階のある場合は上階の床）内に設けることをいう（第 1 2 - 3 3 図参照）。

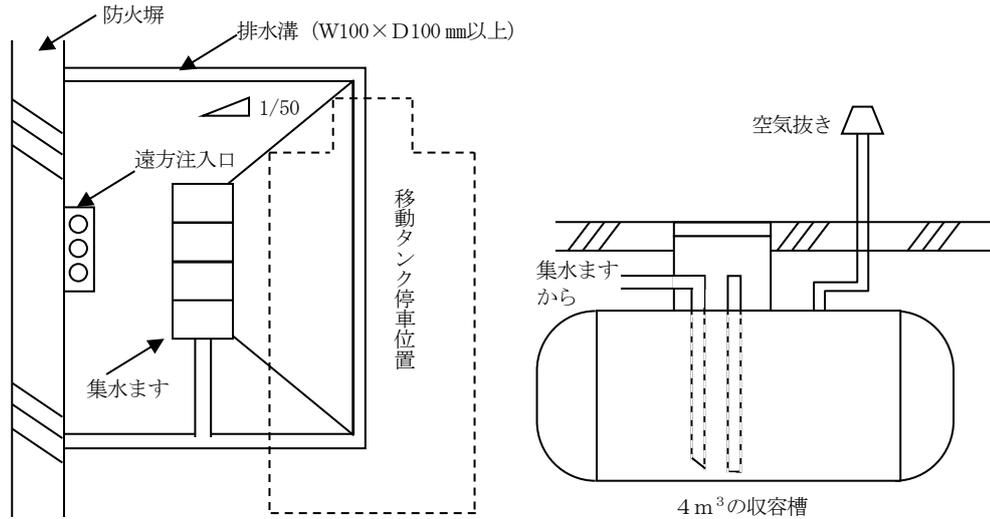


ク 危省令第25条の10第1号に規定する「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接続し、かつ、開口部を設けないもの」については、上部の上階に設置されている開口部以上の幅を有する上屋で、かつ、建物外壁と上屋とを接続し、上屋上部への延焼経路となる開口部を設けないこと。

ケ 漏えい局限化措置

危省令第25条の10第2号に定める漏えい局限化設備及び收容設備「漏えい局限化措置」は、次によること（第12-34図参照）。

- (ア) 注入口の周囲（注入口に移動タンク貯蔵所から荷卸しするために停車する側）には 15m^2 の漏えい拡大防止措置を講じ、漏れた油を收容するための收容槽を設けること。
この場合、設置場所は移動タンク貯蔵所の停車位置を十分考慮すること。
- (イ) 收容槽の材質は、金属、コンクリート又はFRP等とし、埋設による土圧、水圧等に耐えられるものであること。
- (ウ) 收容槽は、実収容量を 4m^3 以上とし、空気抜き、漏れた危険物の回収用マンホール又は抜き取り用配管を備えること。
なお、当該收容槽は、専用タンク及び廃油タンク等とは兼用できない。
- (エ) 漏えい拡大防止措置は、注入口の周囲に排水溝を設け、收容槽への配管を直径100mm以上とするとともに、地盤面は約1/50の勾配を設けること。
- (オ) 日常における維持管理上、集水ますを設けるとともに、注入口使用時以外は收容槽への雨水及び可燃性蒸気の流入を防止するためのバルブ等を設けること。
なお、バルブピットの上蓋は防水型とすること。
- (カ) 漏えい拡大防止措置を講じた部分には、専用タンク、廃油タンク等は設けないよう指導する。



第 1 2 - 3 4 図 漏えい局限化措置の例

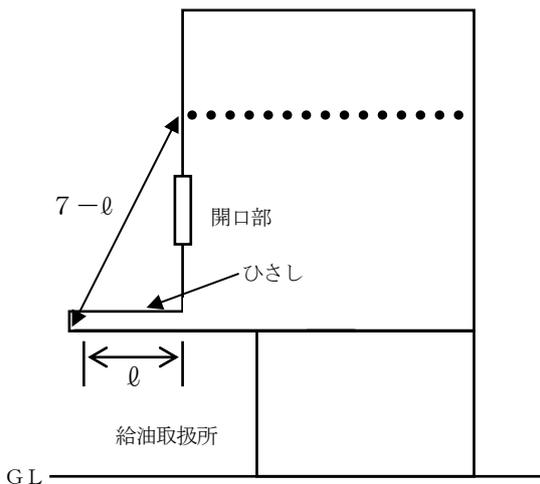
コ 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置

危省令第 2 5 条の 1 0 第 3 号に定める延焼防止上有効な 1.5m 以上の屋根又はひさし (以下「ひさし等」という。) の取扱いについては、次によること (第 1 2 - 3 5 図参照)。

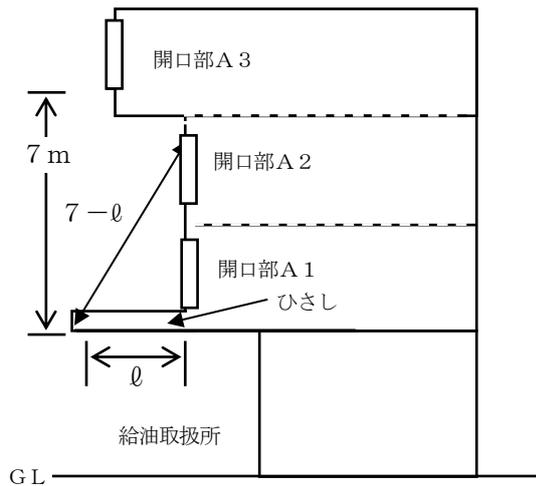
なお、ひさしは、ベランダ等他の用途としての使用は認められない。

- ・開口部 A 1 及び A 2 に対するひさしの長さは ℓ とする。
- ・開口部 A 3 に対するひさしの長さは、 $\ell = 0$ とする。
- ・開口部に対するひさしの長さ ℓ は、1.5m 以上とする。

① 一般的なひさしの設置



② 延焼のおそれのある範囲以外の部分が張り出している例



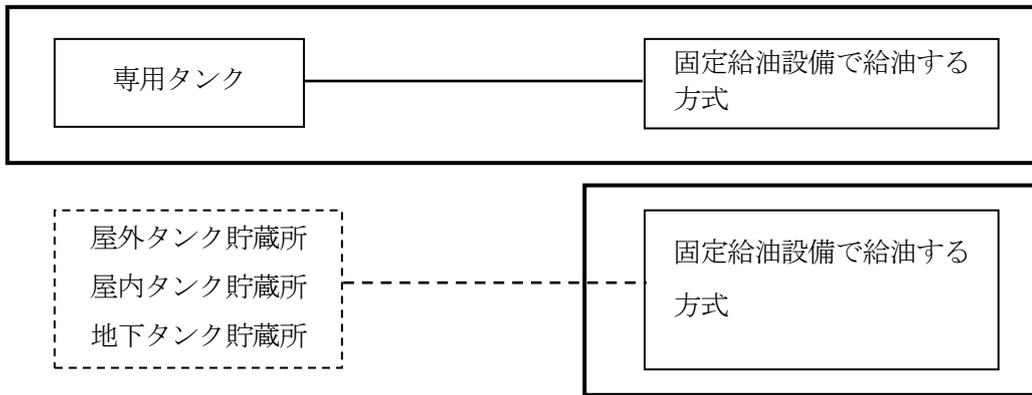
第 1 2 - 3 5 図 延焼防止上有効な屋根又はひさしの設置例

- (ア) 危省令第25条の10第4号ロに規定する「延焼防止上有効な措置を講じた開口部」については、JIS R 3206 で規定された強化ガラスを用いたはめ殺し窓とすること。
- (イ) ひさし等の上階の外壁からの張り出しは、1.5m以上とすること。ただし、ひさし等の先端部に次に掲げるドレンチャー設備を設ける場合は、1.0mとすることができる。この場合、危省令第25条の10第4号に規定するひさし等の外壁からの張り出した水平距離は、1.0m未満とすることはできない。
- a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ2.5m以下ごとに1個設けるとともに、はり等により散水が妨げられるおそれのある場所には、さらにヘッドを増設すること。
- b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3m^3 を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合にそれぞれのヘッドの先端において、放水圧力が0.3 MPa以上で、かつ、放水量が130 L/min以上の性能のものとする。
- d ドレンチャー設備は手動方式とすること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを感知ヘッドとした自動起動方式を併用することができる。
- e 加圧送水装置、電源、配管等は屋内消火栓設備の例によること。
- (4) 可燃性蒸気検知警報設備
- 危省令第25条の9第4号及び危省令第25条の10第2号に規定する「可燃性の蒸気を検知する警報設備」は、次によること。
- ア 可燃性蒸気を検知する警報設備は、検知器、受信機及び警報装置から構成されるものである。
- イ 警戒区域は、可燃性蒸気が滞留するおそれのある室又はその部分とする。
- ウ 検知器は、検知箇所からおおむね水平距離2m以内とし、床面から0.15m以下の位置に設ける。
- ただし、出入口等外部の空気が流通する箇所は除く。
- エ 検知器の検知濃度は、爆発下限界の $1/4$ の範囲内とする。
- オ 受信機は、常時人がいる場所に設置する。
- カ 受信機の主音響装置の音圧及び音色は、他の警報設備の警報音と区別できるものとする。
- キ 警報装置の音量は、その中心から前方1m離れた場所で90 dB以上とする。
- ク 可燃性蒸気検知警報設備には、非常電源を附置すること。
- (5) 誘導灯
- 誘導灯の基準は、施行令第26条第2項第1号、第2号及び第4号の例によること。

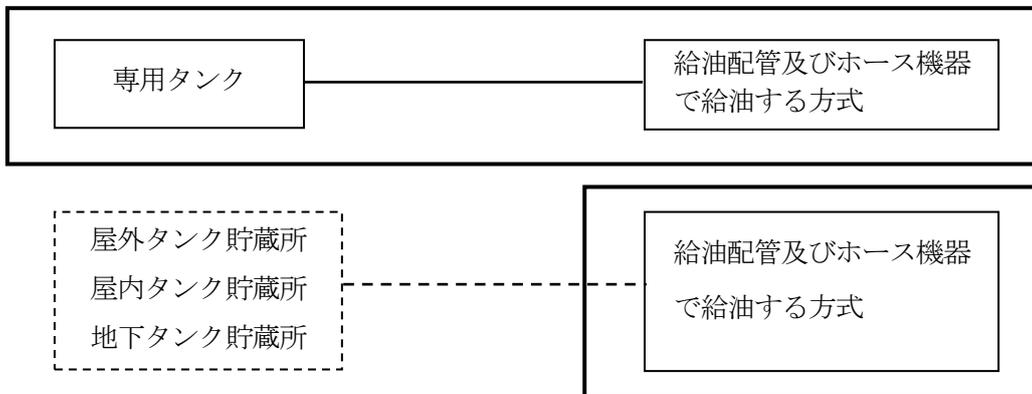
5 航空機給油取扱所（危省令第26条）

- (1) 航空機給油取扱所は、次のとおり分類される。

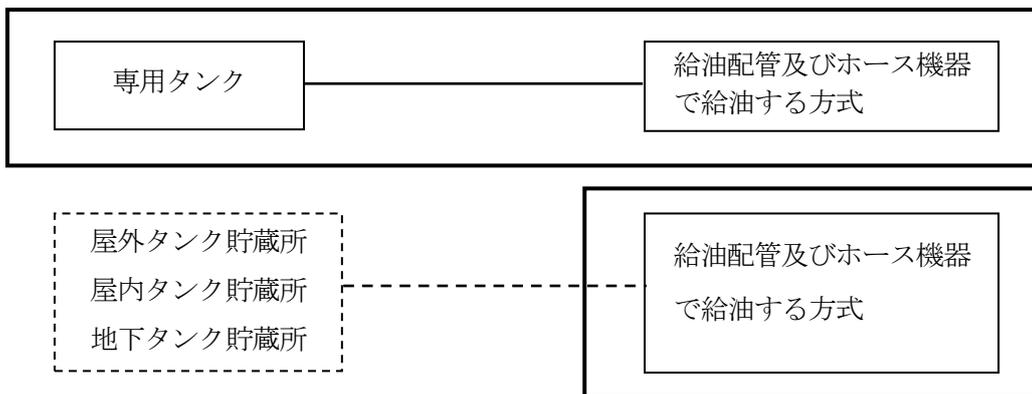
ア 直接給油方式（危省令第 2 6 条第 3 項第 4 号）



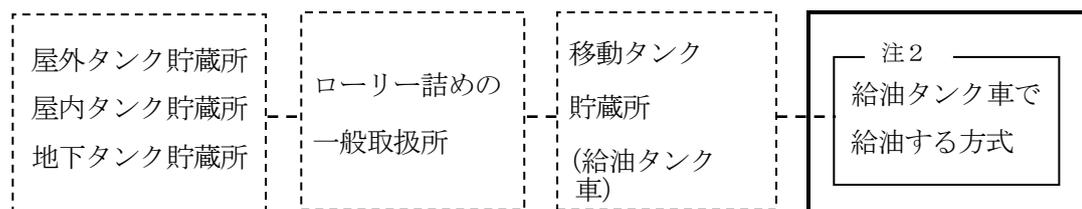
イ ハイドラント方式（危省令第 2 6 条第 3 項第 5 号）



ウ 給油ホース車（サービサー）方式（危省令第 2 6 条第 3 項第 6 号）



エ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第 2 6 条第 3 項第 7 号）



注 1 : は、一の航空機給油取扱所を示す。

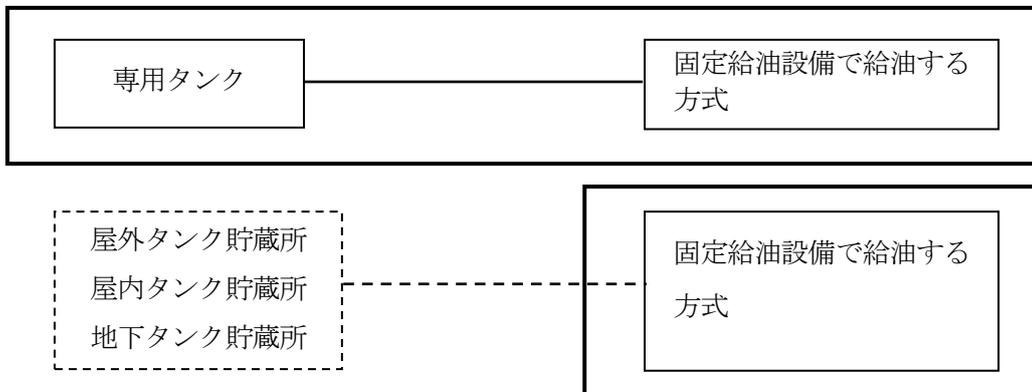
注 2 : 給油タンク車は、移動タンク貯蔵所として規制される。

- (2) 危省令第 2 6 条第 3 項第 6 号に規定する給油ホース車の基準は、第 1 0 「移動タンク貯蔵所」 6 (5)を参照すること。
- (3) 危省令第 2 6 条第 3 項第 3 号ロに規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該航空機給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること。
- (4) 危省令第 2 6 条第 3 項第 4 号の直接給油方式の航空機給油取扱所と危省令第 2 6 条第 3 項第 5 号のハイドラント方式の航空機給油取扱所との形態上の差異は、ポンプ機器を給油取扱所の給油空地に設置しているか否かによるものであること。
- (5) 危省令第 2 6 条第 3 項第 6 号の給油ホース車は、航空機給油取扱所の設備として位置づけられるものであり、その帰属を明確にしておくこと。

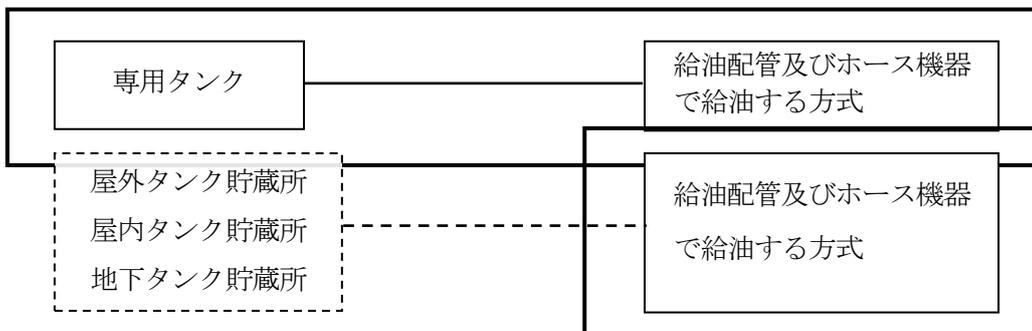
6 船舶給油取扱所（危省令第 2 6 条の 2）

- (1) 船舶給油取扱所は、次のとおり分類される。

ア 直接給油方式（危省令第 2 6 条の 2 第 3 項第 4 号）



イ ハイドラント方式（危省令第 2 6 条の 2 第 3 項第 5 号）



ウ 給油タンク車（レフューラー）方式（危省令第 2 6 条の 2 第 3 項第 6 号）



注 1 : は、一の船舶給油取扱所を示す。

注 2 : 給油タンク車は、移動タンク貯蔵として規制される。

(2) 危省令第 2 4 条の 6 に規定する給油タンク車を給油設備とする船舶給油取扱所については、次によること。

ア 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(ア) 原則として、水辺に接する部分とし、給油タンク車の停車する一の場所とすること。

ただし、次に掲げるすべてに該当する場合には、埠頭等の一団の場所を一の船舶給油取扱所の規制範囲とすることができること。

- a 給油タンク車の位置から、船舶給油取扱所の規制範囲の全体が目視できること。
- b 給油タンク車が停車している間、給油に関係する者以外の者が当該給油取扱所内へ立ち入らないよう、措置することができること。
- c 給油取扱所としての管理が適切にできること。
- d 敷地内には、給油に必要な建築物及び工作物以外の建築物又は工作物が設置されていないこと。

(イ) 給油空地

- a 給油空地は水辺に接するものとし、給油タンク車の大きさの周囲に幅 1 m 以上の空地を保有すること。
- b 給油空地は、白線等により表示すること。
- c 前 (ア) ただし書きの場合においては、一の船舶給油取扱所に複数の給油空地を設定できること。

(ウ) 漏れた危険物等の流出防止措置

漏れた危険物等の流出防止措置としては、給油空地の周囲に排水溝及び貯留設備（油分離装置を含む。）を設ける方法のほか、土のう又は油吸着材等を保有することをもって足りること。この場合において、土のう等を船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって措置できること。

なお、当該土のう等は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる土のう等と明確に区分して保有すること。

(エ) 危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備

危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備として保有する油

吸着材等を、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができること。

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、他の用途に用いられる油吸着材等と明確に区分して保有すること。

(オ) 給油タンク車の水面への転落防止措置

給油タンク車が水面へ転落することを防止する措置は、縁石、柵、ガードレール等によること。ただし、給油タンク車が水面に向かって通行及び停車する場合で転落のおそれがある場所には、ガードレール、ガードポール等の設置を指導すること。

(カ) 消火設備

船舶給油取扱所に設置することとなる第5種の消火設備について、船舶給油取扱所内に設置できない場合には、船舶への給油作業時に、給油空地の近傍で有効に活用できる位置に搬送することをもって、当該設備が設置されているとみなすことができること。この際、屋外に設置する消火設備は、専用の収納箱等に収めるなど腐食防止措置を講じるように指導する。また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導すること。

なお、当該設備は許可の範囲に含めるものとし、防火対象物等に設置されている消火器等と明確に区分して保有すること。

(キ) その他

夜間に給油を行う施設については、給油作業を安全に実施するため、照明設備を設置するよう指導すること。

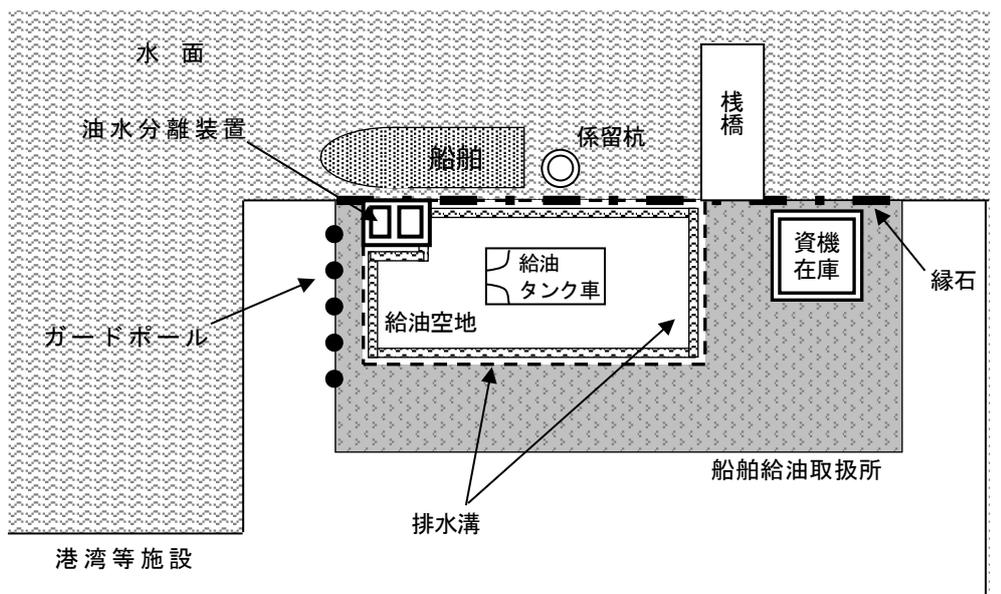
イ 危険物の取扱いの技術上の基準に関する事項

(ア) 給油タンク車の移動防止措置としては、給油タンク車の車輪の前後に車輪止めを設定すること等があること。

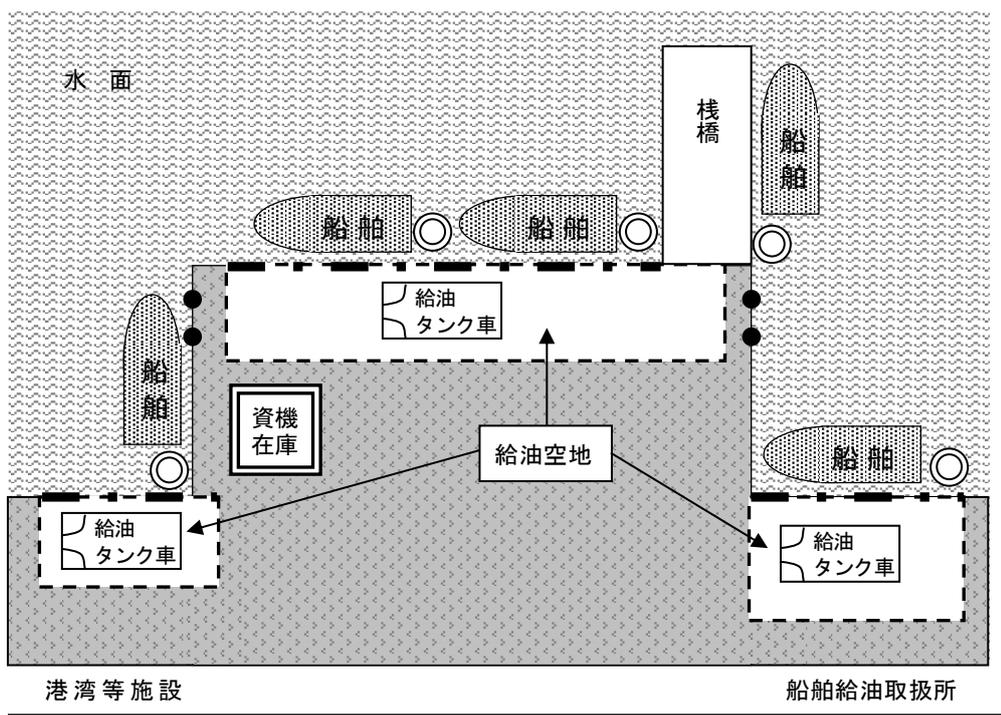
(イ) 船舶給油取扱所に給油タンク車が停車していない場合は、法第10条第3項の基準は適用しないことができること。

(ウ) 給油タンク車から船舶へ給油する時は、カラーコーン、ロープ等により給油空地内に関係者以外の者が出入りしない措置を講ずるよう指導すること。ただし、船舶給油取扱所の敷地内に関係者以外の者が出入りできないよう措置されている場合は、当該措置を要しないものとする。

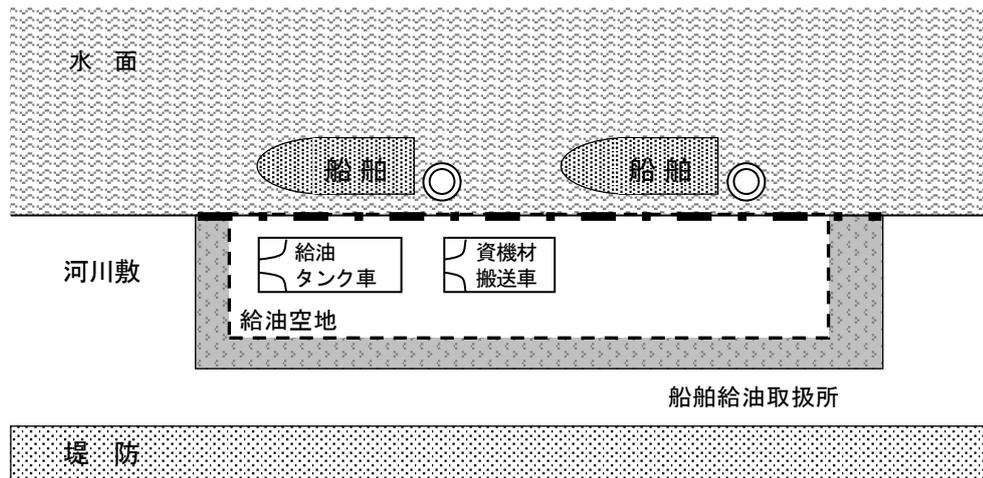
(エ) 第2石油類の危険物を給油する場合は、給油タンク車を接地すること。



第12-36図 船舶給油取扱所の設置例



第12-37図 一の船舶給油取扱所内に複数の給油空地を設ける場合の設置例



第 1 2 - 3 8 図 給油時に流出防止設備等の資機材を搬送する場合の設置例

- (3) 危省令第 2 6 条の 2 第 3 項第 3 の 2 号の「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」として油吸着材を保有する場合の保有量は次の表のとおり、タンクの容量の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

なお、当該タンクが複数存する場合は、そのうちの最大容量のタンクの容量に応じた量の油を吸着できる量とすること。

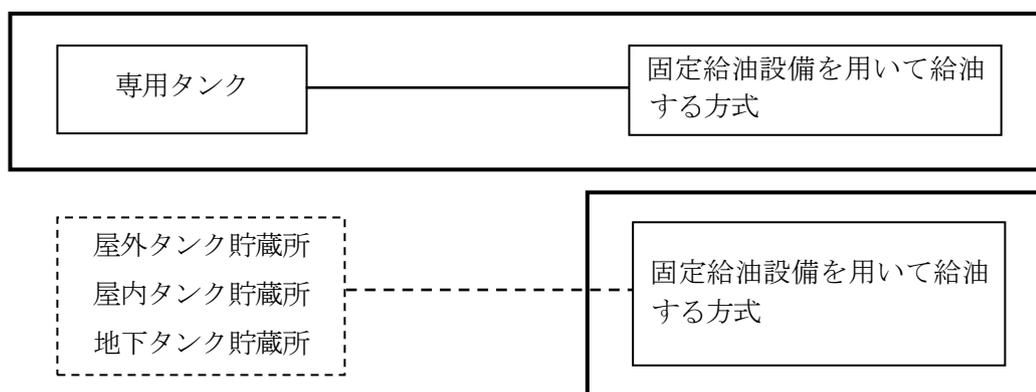
専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量 30kL 未満のもの	0.3kL 以上
タンク容量 30kL 以上 1,000kL 未満のもの	1kL 以上
タンク容量 1,000kL 以上のもの	3kL 以上

注：油吸着材の吸着能力を確認する際には、運輸省船舶局長通達船査第 5 2 号（昭和 5 9 年 2 月 1 日）に定める性能試験基準により、海上保安庁総務部海上保安試験研究センター所長が発行する試験成績書等を用いて確認すること。

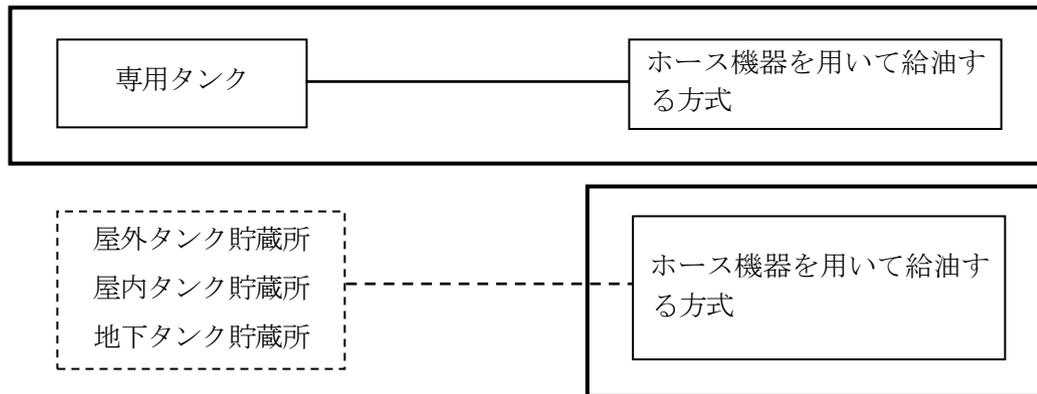
7 鉄道給油取扱所（危省令第 2 7 条）

鉄道給油取扱所は、次のとおり分類される。

- (1) 直接給油方式（危省令第 2 7 条第 3 項第 4 号）



(2) ハイドラント方式 (危省令第 2 7 条第 3 項第 5 号)



注 : は、一の鉄道給油取扱所を示す。

8 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所 (危省令第 2 7 条の 3、第 2 7 条の 4)

圧縮天然ガス等充てん設備を設置する給油取扱所については、次によること。

(1) 圧縮天然ガススタンド、液化石油ガススタンド及び防火設備

ア 圧縮天然ガススタンドとは、一般則第 2 条第 1 項 2 3 号の圧縮天然ガススタンドをいい、天然ガスを調整してできた都市ガスを供給する導管に接続された圧縮機、貯蔵設備、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

イ 液化石油ガススタンドとは、液化石油ガス保安規則 (昭和 4 1 年通商産業省令第 5 2 号。以下「液石則」という。) 第 2 条第 1 項第 2 0 号の液化石油ガススタンドをいい、受入設備、圧縮機、貯蔵設備、充てん用ポンプ機器、ディスペンサー及びガス配管等から構成される。

ウ 防火設備とは、一般則第 6 条第 1 項第 3 9 号又は液石則第 6 条第 1 項第 3 1 号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であって、次のものをいう。

(ア) 圧縮天然ガススタンド (一般則第 7 条第 1 項に適合するものに限る。) を設けた施設にあつては、当該圧縮天然ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、又は当該圧縮天然ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(イ) 液化石油ガススタンドを設けた施設にあつては、当該液化石油ガススタンドの貯蔵設備に設けられ、当該液化石油ガススタンドの受入設備若しくはその近くに設けられ、又は当該液化石油ガススタンドのディスペンサー若しくはその近くに設けられる散水装置等及び防火用水供給設備

(2) 圧縮天然ガススタンド (一般則第 7 条第 2 項に限る。)、液化石油ガススタンド及び防火設備の位置、構造及び設備の基準

圧縮天然ガススタンドについては一般則第 7 条第 2 項の規定に、液化石油ガススタンド及びその防火設備については液石則第 8 条の規定によるほか、次によること。

ア 圧縮天然ガススタンド関係

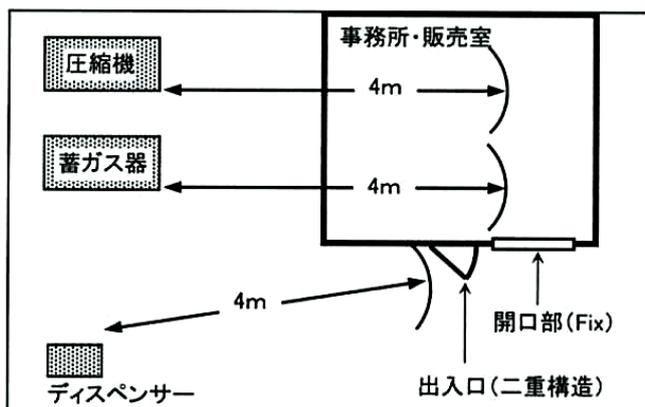
(ア) 建築物・工作物

a 圧縮天然ガススタンドの業務を行うための事務所は、危省令第27条の3第3項第2号の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。

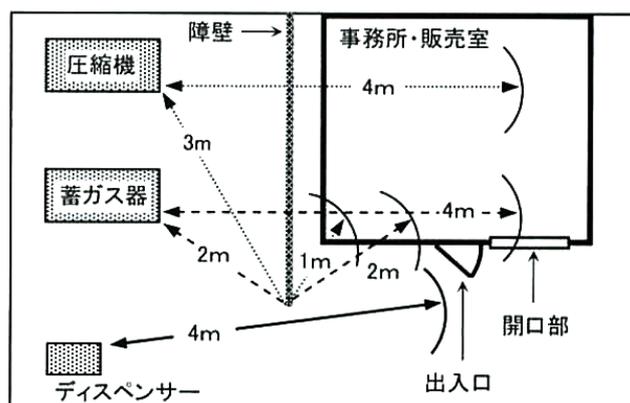
なお、事務所内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じるように指導する。

b 危省令第27条の3第3項第1号から第5号までに掲げられる以外の建築物が設けられていないもので、かつ、第2号、第3号及び第6号の床面積の合計が300m²を超えていないこと。

c 地上に設置された圧縮天然ガススタンドの圧縮機、貯蔵設備（以下、圧縮天然ガススタンドにおいては「蓄ガス器」という。）、ディスペンサーの外面及び溶接以外の配管接合部から4m未満となる建築物の開口部ははめ殺し戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では4m未満となるが、高さ2m以上の不燃材料で造られた障壁によって迂回距離で4m以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内のすべての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。



第12-39図 4m未満に建築物の出入口、開口部がある例



第12-40図 建築物の出入口、開口部が障壁による迂回距離によって4m以上となる例

※ 迂回距離は設備から障壁の先端までの距離と、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離の合計とすること。

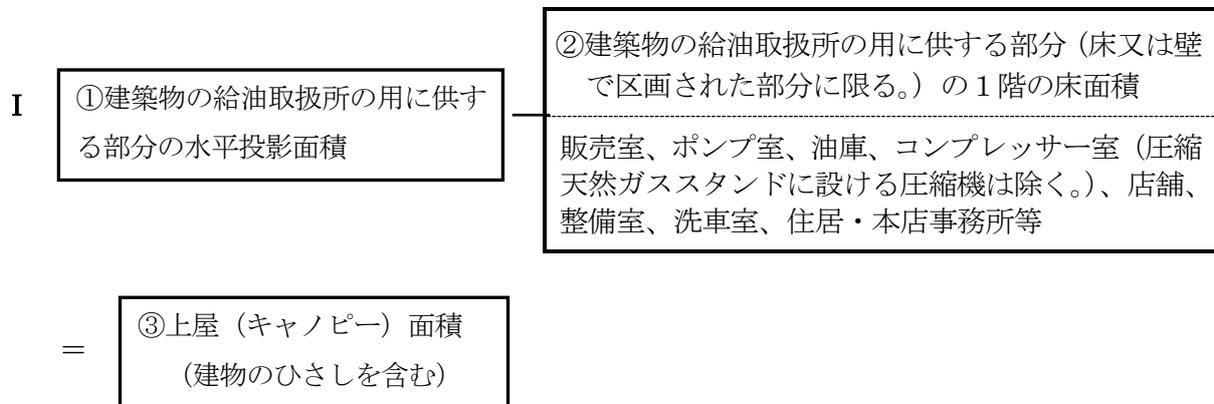
d 地下室に圧縮機、蓄ガス器等を設置する場合

(a) 地下室には地上に通ずる階段又は固定はしごが設けられていること。

(b) 階段の地上部分又は、地上部分の固定はしごの出入口（以下「地上部分」という。）が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さ_に1mを加えた距離以上離れ（地上部分が高さ2m以上の不燃材料で造られた壁で区画された場合を除く。）、かつ、通気管の先端部から水平距離で4m以上離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気管の先端部からの水平距離を1.5m以上とすることができる。

- ① 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、自閉式防火設備、自動閉鎖装置を有しない厚さ 6 mm以上の鋼板製扉又は鋼板製マンホール蓋（以下この項及び液化石油ガススタンドにおいては、「防火戸等」という。）が設けられていること。
- なお、当該壁に設ける開口部は、網入りガラスのはめ殺し戸であること。
- ② 地上部分が開放された構造である場合には、地上部分に高さ 60 cm以上の不燃材の壁及び出入口には防火戸等が設けられていること。
- (c) 地上部分が、高さ 2 m以上の不燃材の壁で区画される場合を除き、専用タンク等の注入口より 2 m以上離れていること。
- (d) 地上部分が、排水溝等により給油空地等、専用タンク等の注入口及び簡易タンクと区画されていること。
- (e) 地下室の階段又は固定はしごの出入口には、防火戸等が設けられているとともに、高さ 15 cm以上の犬走り、スロープ又は敷居が設けられていること。
- (f) 地下室には、出入口及び吸排気口以外の開口部が設けられていないこと。
- (g) 地下室上部に蓋が設けられている場合は、蓋の隙間等から漏れた危険物その他の液体が浸透しない構造とされていること。
- (h) 地下室は、漏れたガスが滞留しない構造とされていること。
- (i) 地下室は、点検等が有効に行える通路が確保されているとともに、常用及び非常用の照明設備が設けられていること。
- (j) 換気設備が次のとおりに設置されていること。
- ① 吸気口は、通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設けられている場合を除き、通気管又は危険物を取り扱う設備から水平距離で 4 m以上離れていること。
- ② 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ 5 m以上の場所に設けられていること。
- ③ $700\text{m}^3/\text{hr}$ 以上の換気能力を有する常時換気設備が設けられていること。ただし、最大能力が地下室の床面積 1m^2 当たり $0.5\text{m}^3/\text{min}$ 以上であり、換気方式が吸引（減圧）又は送風（加圧）である場合は、 $700\text{m}^3/\text{hr}$ 以上の換気能力を有する常時換気設備と同等の性能を有するものとして取り扱うことができる。
- ④ 換気設備は、地下室にガスが滞留しないように設けられていること。
- (k) 地下室には、圧縮機、蓄ガス器等から漏れいしたガスを有効に検知できる場所に爆発下限界の 1/4 以下の濃度で検知し、その濃度を表示するとともに警報を発するガス漏れい検知警報設備が設けられていること。
- また、ガス漏れを検知した場合に、圧縮天然ガススタンドの保安設備を除く設備を緊急停止できる措置が講じられていること。
- (l) ガス漏れい検知警報設備、換気設備及び非常用照明設備には、当該設備を 30 分以上稼働することができる非常用電源が設けられていること。

- e 圧縮天然ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定
 危省令第 2 5 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は次のとおりとすること。



II

④給油取扱所の敷地面積	—	②	=	⑤敷地内の空地面積
-------------	---	---	---	-----------

I 及び II から $\frac{③}{⑤} \leq \frac{1}{3}$ (屋外圧縮天然ガススタンドの例)

(イ) 圧縮機

- a 給油空地等以外の場所に設置されていること。
- b 圧縮機ユニット（複合機器）は、高圧ガス保安協会検査合格品であること。
- c ガス吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇するおそれのないもの以外のものには、最大常用圧力を超えて上昇した場合に、圧力センサーにより検知し、電動機の電源を遮断することにより、運転を停止させる異常高圧防止装置が設けられていること。
- d 圧縮機の吐出側直近部分又は蓄ガス器の受入側直近部分の配管には、逆止弁が設けられていること。
- e 自動車等の衝突のおそれのある場合には、圧縮機を鋼板製ケーシングに収め、圧縮機の周囲に防護柵又はポール等が設置されていること。

(ウ) 蓄ガス器

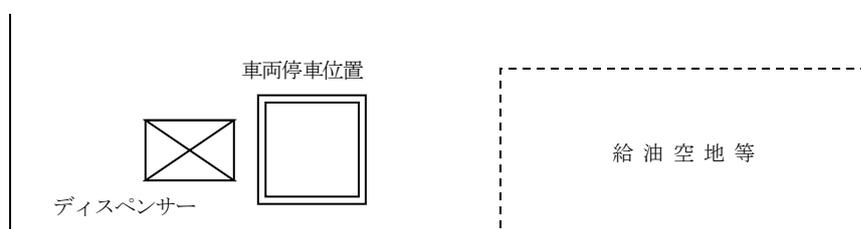
- a 蓄ガス器は、高圧ガス保安法に規定される圧力容器又は貯槽（ホルダーとして貯蔵）であること（特定設備のポンベの場合は、高圧ガス保安協会検定品であること。）。
- b 設置場所
 - (a) ポンベ（特定設備）である蓄ガス器は、給油空地等以外の場所に設置されていること。
 - (b) 周囲の温度が 105℃以上になるとガスを放出する安全装置が取り付けられたホルダーの蓄ガス器は、給油空地等以外の場所で、かつ、次の①又は②の場所に設

置されていること。

- ① 給油空地等の排水溝等から5 m以上、かつ、専用タンク等の注入口から24m（注入口の周囲を排水溝で15m²以下に区画した場合にあっては8 m）以上の離隔距離が確保されている場所
- ② 給油空地等及び専用タンク等の注入口周囲で発生した危険物の火災の際に生ずる熱が遮られる場所（蓄ガス器が給油空地等及び専用タンク等の注入口に面した側に、高さ2 m以上の鉄板等の防熱板が設けられている場所）

(エ) ディスペンサー

- a 給油空地等以外の場所に設置されていること。
なお、車両停車位置を給油空地等以外にペイント等で明示すること。



第12-41図 ディスペンサーの設置例

- b 充てんホースの先端に天然ガス自動車の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁が設けられていること。
 - c 充てんホースに著しい引張力(2,000N以上)が加わった場合に、当該充てんホースの破断によるガス漏れを防止する措置として、離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カプラーが設けられていること。
 - d 自動車等の衝突を防止するための措置として、ディスペンサー周囲に防護柵、ポール等が設けられていること。
- (オ) ガス配管
- a 配管は、給油空地等以外の場所に設置されていること。
 - b 地下に埋設する方法、トレンチ内に設置する方法以外の方法で設置される配管には、自動車等の衝突を防止する措置として、防護柵、ポール等が設けられていること。
 - c トレンチ内等の漏れたガスが滞留する場所に設置される配管の接続は、溶接による方法で行われていること。ただし、溶接以外の方法で接続する場合には、当該接続部の周囲に爆発下限の1/4以下の濃度で天然ガスを検知する性能を有し、かつ、検知した場合に警報を発するガス漏えい検知警報設備が設置されていること。
 - d ガス導管から圧縮機へのガス供給及び蓄ガス器からディスペンサーへの供給を緊急に停止することができる装置（以下「緊急停止装置」という。）が設けられて

いること。

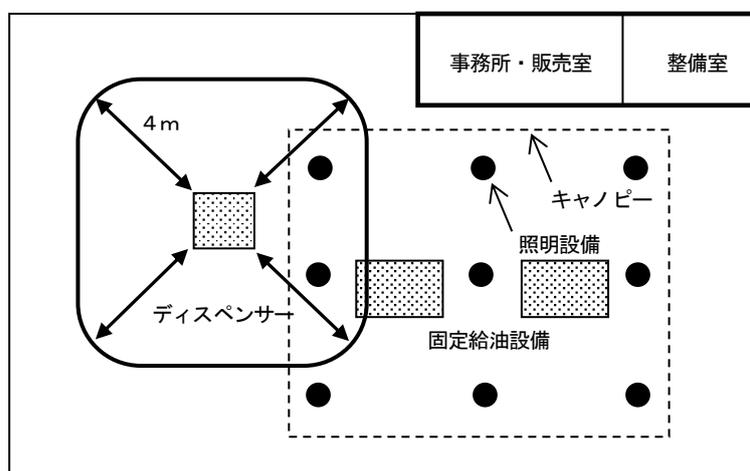
- e 緊急停止装置の起動装置の設置場所は、次の (a) 及び (b)、又は (a) 及び (c) の 2 箇所以上であること。

- (a) 充てん作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
 (b) 圧縮機、蓄ガス器及びディスペンサーからそれぞれ水平距離で 15m 以上離れた場所。ただし、水平距離では、15m 未満の場所であっても障壁等の遮へい物を設置することによって、迂回距離で 15m 以上であれば、水平距離で 15m 以上離れた場所として取り扱うことができる。

- (c) 事務所内

- (カ) 電気設備

地上に設置された圧縮機、蓄ガス器、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から 4 m の範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。

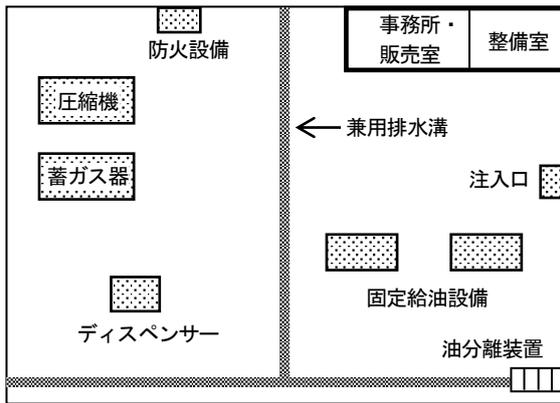


第 1 2 - 4 2 図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲

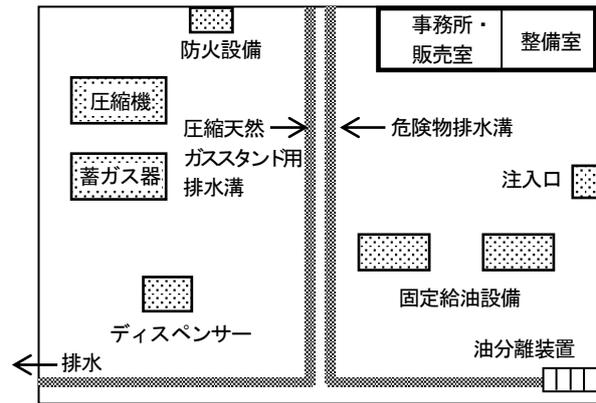
(ディスペンサー外面から 4 m の範囲内の電気設備がすべて対象)

- (キ) 排水溝等

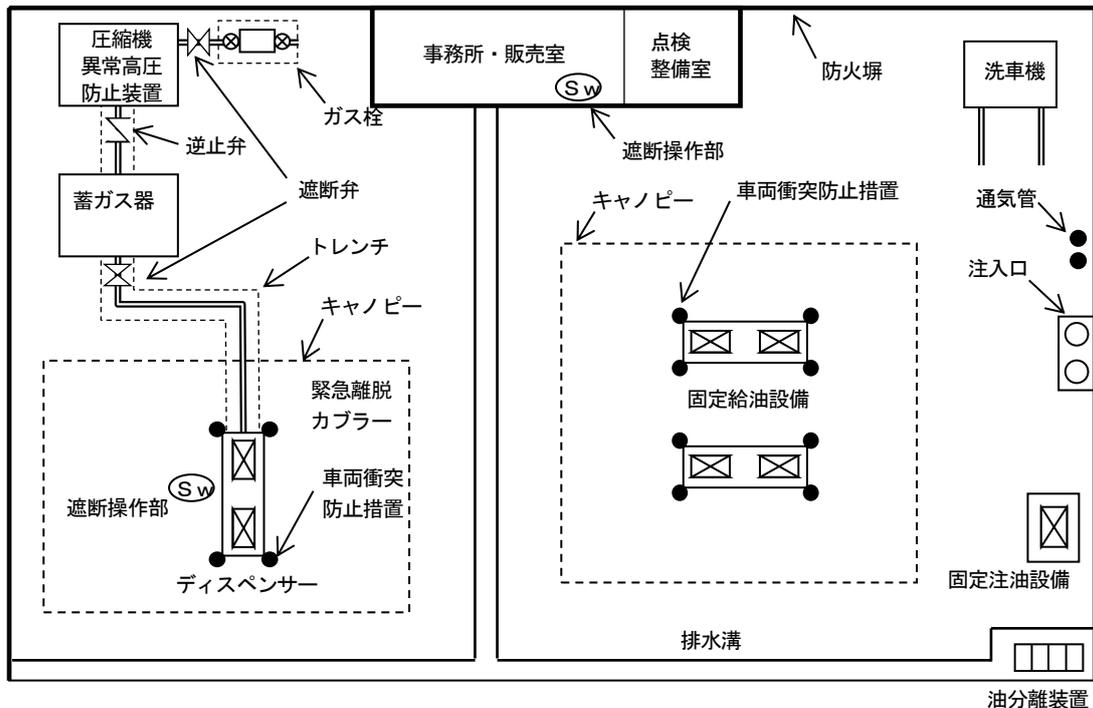
- a 専用タンクの注入口から漏れた危険物が、圧縮機、蓄ガス器、ディスペンサー及びガス配管に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
 b 排水溝は油分離装置に接続されていること。
 c 圧縮天然ガススタンドの排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合は、次のこと。
 (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 (b) 圧縮天然ガススタンド用の排水溝は、油分離装置に接続しなければならない場合もあること。



第 1 2 - 4 3 図 危険物用と圧縮天然ガススタンド用の兼用排水溝の設置例



第 1 2 - 4 4 図 危険物用と圧縮天然ガススタンド用の排水溝を別々に設置した例



第 1 2 - 4 5 図 屋外給油取扱所に圧縮天然ガス充てん設備を併設した例

イ 液化石油ガススタンド関係

(ア) 建築物・工作物

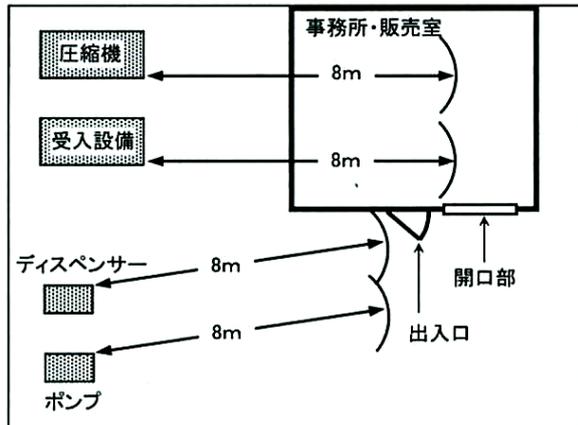
a 液化石油ガススタンドの業務を行うための事務所は、危省令第 27 条の 3 第 3 項第 1 号の 2 の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。

なお、事務所内の家具、設備等には転倒・落下防止措置を講じるように指導する。

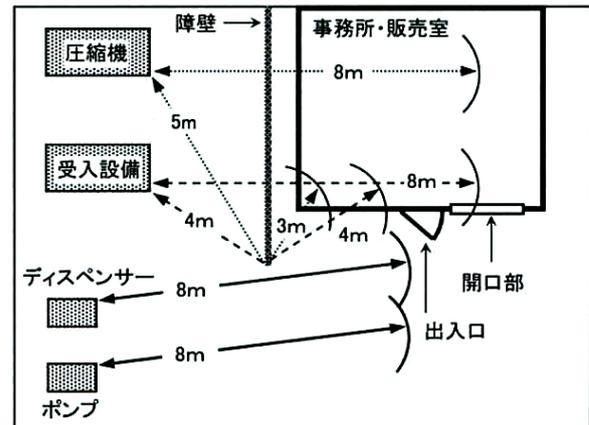
b 危省令第 27 条の 3 第 3 項第 1 号から第 5 号までに掲げられる以外の建築物が設けられていなく、かつ、第 1 号の 2 から第 3 号までの床面積の合計が 300m²を

超えていないこと。

- c 地上に設置された液化石油ガススタンドの圧縮機、受入設備、充てん用ポンプ、充てんホース先端及び溶接以外の配管接合部から 8 m 未満となる建築物の開口部ははめ殺し戸、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では 8 m 未満となるが、高さ 2 m 以上の不燃材料で造られた障壁によって迂回距離で 8 m 以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内のすべての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りではない。



第 1 2 - 4 6 図 8 m 未満に建築物の出入口、開口部がある例



第 1 2 - 4 7 図 建築物の出入口、開口部が障壁による迂回距離によって 8 m 以上となる例

※ 迂回距離は設備から障壁の先端までの距離と、障壁の先端から出入口又は開口部までの距離の合計とすること。

- d 液化石油ガススタンドの上屋等の空地に対する比率の算定

危省令第 2 5 条の 6 に規定する上屋等の算定方法は、ア (ア) e の例によること。

- (イ) 圧縮機

ア (イ) a、c 及び e の例によること。

- (ウ) 貯蔵設備

- a 貯槽は、給油空地等以外の地盤面下の貯槽室に設置され、かつ、次のいずれかの措置が講じられていること。

- (a) 貯槽の周囲に乾燥砂が詰められていること。
- (b) 貯槽が水没されていること。
- (c) 貯槽室内が強制換気されていること。

- b ガス漏えい検知警報設備が設けられていること。

- c a (c) の貯槽室は、ア (ア) d (a)、(c) ~ (f)、(h)、(i)、(k) 及び (1) の例によるほか、次によること。

- (a) 階段の地上部分又は地上部分の固定はしごの出入口（以下「地上部分」とい

う。)が、固定給油設備及び固定注油設備から給油ホース又は注油ホースの長さ
に1mを加えた距離以上離れ(地上部分が高さ2m以上の不燃材料で造られた
壁で区画された場合は除く。)、かつ、通気管の先端部から水平距離で4m以上
離れていること。ただし、次のいずれかの措置が講じられている場合は、通気
管の先端部から水平距離を1.5m以上とすることができる。

- ① 地上部分の屋根、壁等が不燃材料で造られ、防火戸等が設けられていること。
なお、当該壁に設ける開口部は、網入りガラスのはめ殺し戸であること。
- ② 地上部分が開放された構造である場合には、地上部分に高さ60cm以上の不
燃材の壁が、出入口には防火戸等が設けられているとともに、階段又は固定は
しごの最下部に換気装置と連動する可燃性蒸気検知設備が設置されているこ
と。

(b) 換気設備が次のとおりに設置されていること。

- ① 吸気口は、通気管又は危険物を取り扱う設備より高い位置に設けられてい
る場合を除き、通気管又は危険物を取り扱う設備から水平距離で4m以上離れて
いること。
- ② 排気口は、ガスが滞留するおそれのない高さ5m以上の場所に設けられてい
ること。
- ③ 最大能力が貯槽室床面積 1m^2 当たり $0.5\text{m}^3/\text{min}$ 以上であり、換気方式が
吸引(減圧)又は送風(加圧)であること。
- ④ 換気設備は、貯槽室にガスが滞留しないように設けられていること。

(c) 受入設備

- a 液化石油ガスの荷卸し等を行う車両(以下「LPGローリー」という。)からの受
入設備及びLPGローリーの荷卸し等を行うための停車場所が給油空地等以外の
場所に設けられていること。
- b 自動車等の衝突のおそれのある場合には、衝突防止措置が講じられていること。

(d) 充てん用ポンプ

- a 給油空地等以外の場所に設けられていること。
- b 吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇することを防止するために、次の措置が講
じられていること。
 - (a) 容積型ポンプには、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力
を最大常用圧力以下とする措置。
 - (b) 遠心型ポンプには、ポンプ吸引側で気体が吸引された場合にポンプを自動的に
停止するほか、自動的に吐出液の一部を貯蔵設備に戻すことにより、圧力を最
大常用圧力以下とする措置。

(e) ディスペンサー

ア (c) によること。

(f) ガス配管

ア (d) (c) のガス導管から圧縮機へのガスの供給に係る部分を除く。)によること。

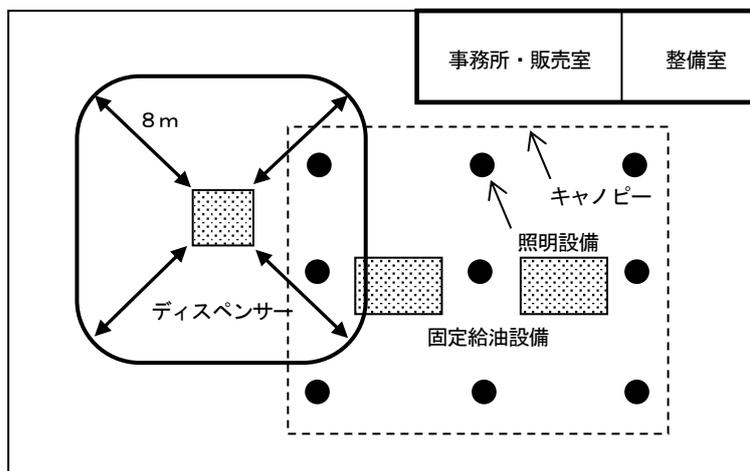
(ク) 防火設備

- a 散水装置等の加圧送水装置の設置場所は、散水対象場所から水平距離で 15m 以上離れた場所とすること。ただし、水平距離では、15m 未満の場所であっても障壁等の遮へい物を設置することによって、迂回距離で 15m 以上あれば、水平距離で 15m 以上離れた場所として取り扱っても支障ない。
- b 加圧送水装置の起動装置の設置場所は、次の (a) 及び (b)、又は (a) 及び (c) の 2 箇所以上とすること。
 - (a) 充てん作業を行っている従業員等がすみやかに操作できるディスペンサー付近
 - (b) 散水対象場所から水平距離で 15m 以上離れた場所
 - (c) 事務室内

(ケ) 電気設備

地上に設置された圧縮機、受入設備、充てんポンプ、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から 8 m の範囲内にある電気設備は高さに関係なく耐圧防爆措置が講じられていること。

また、8 m の範囲内に排水溝、トレンチ配管のピット等が一部でも存する場合は、油分離槽のガス漏れ検知警報設備が設置された槽までの間の排水溝、トレンチ配管のピット等から左右それぞれ 1.5 m の範囲については、ガスの滞留するおそれのある場所として規制されることから、その範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）も高さに関係なく耐圧防爆措置が講じられていること。



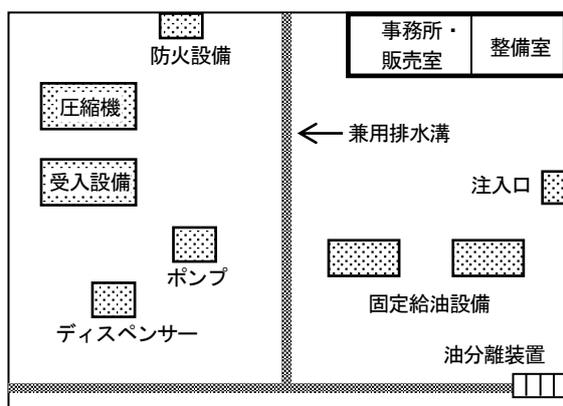
第 1 2 - 4 8 図 電気設備に耐圧防爆措置が必要な範囲

(ディスペンサー外面から 8 m の範囲内の電気設備がすべて対象)

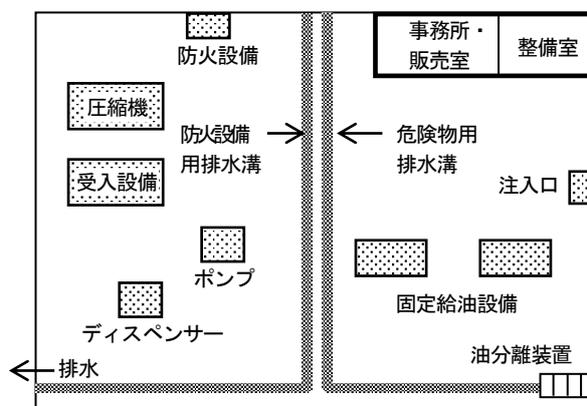
(コ) 排水溝等

- a 防火設備から散水された水が給油空地等及び専用タンク等の注入口に達することを防止するための防火設備用の排水溝が設けられていること。

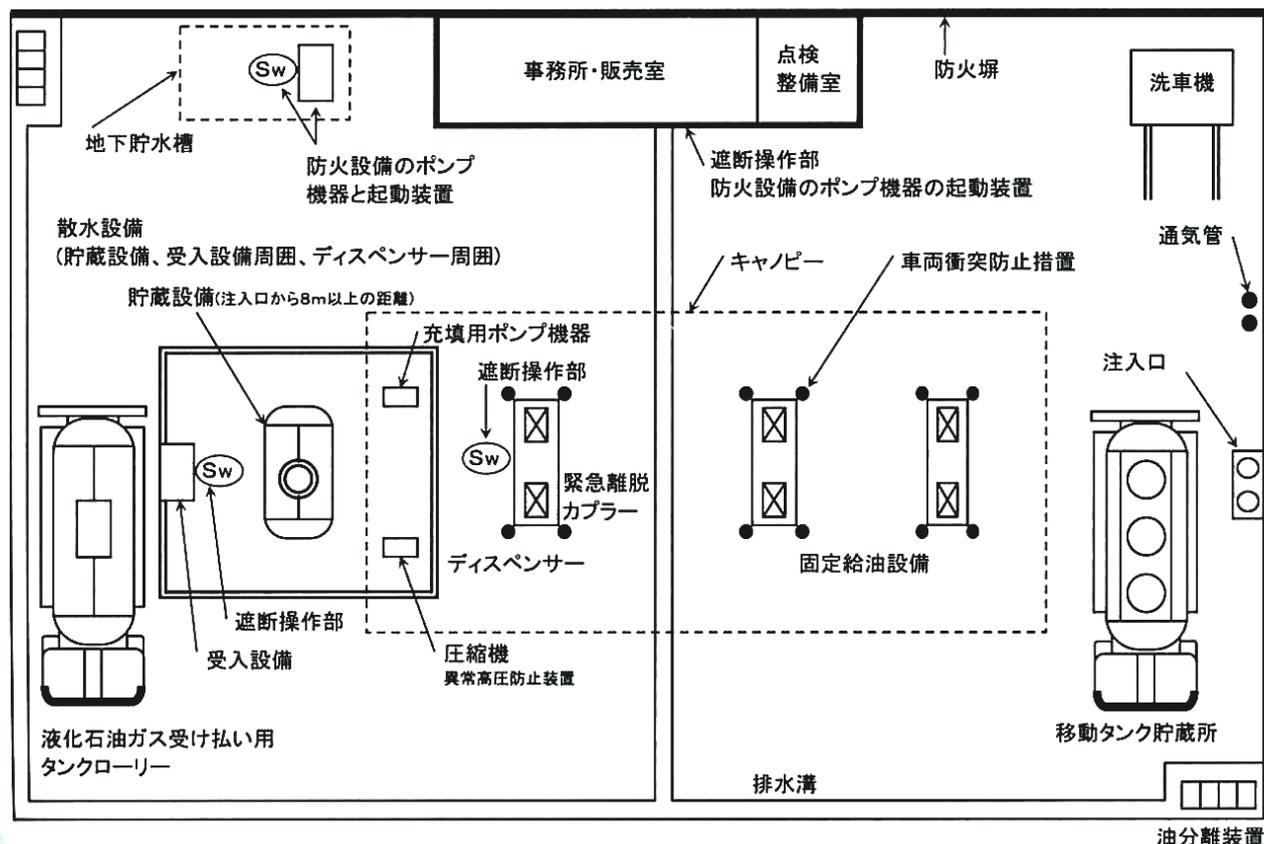
- b 専用タンク等の注入口から漏れた危険物が、圧縮機、受入設備、充てん用ポンプ、ディスペンサー、ガス配管及び防火設備に達することを防止するための危険物用の排水溝が設けられていること。
- c 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝は兼用のものでも支障ないが、この場合は、排水溝は油分離装置に接続されていること。
- d 防火設備用の排水溝と危険物用の排水溝を別々に設置した場合には、
 - (a) 危険物用の排水溝は、油分離装置に接続されていること。
 - (b) 防火設備用の排水溝は、油分離装置に接続することなく一般下水道に接続しても支障ないものであること。



第 1 2 - 4 9 図 危険物用と防火設備用の兼用排水溝の設置例



第 1 2 - 5 0 図 危険物用と防火設備用の排水溝を別々に設置した例



第12-51図 屋外給油取扱所に液化石油ガススタンドを併設した例

9 自家用給油取扱所（危省令第28条）

2及び3(1)、(5)から(20)又は4によるほか、次によること。

(1) 空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(2) 自動車等の出入りする側

自動車等の出入りする側とは、給油取扱所の敷地から4m以上建築物が離れており、かつ、実際に自動車等の出入りが可能な側であること。

(3) 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として自動車に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のため、灯油の専用タンクを設けることができる。

(4) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所にのみ認められる。

10 メタノール等給油取扱所（危省令第28条の2、第28条の2の2、第28条の2の3）

メタノール若しくはエタノール又はこれらを含むもの（以下「メタノール等」という。）を取り扱う給油取扱所については、次によること。

(1) 適用範囲

ア 法令の適用

メタノール等を取り扱う給油取扱所については、危省令第28条の2から同条28条の2の3までの特例を定めていない事項については、危政令第17条第1から第3項までの基準が適用になるものであること。

イ メタノール等の燃料

- (ア) 危政令第17条第4項に規定する「メタノール」とはメタノール100% (M100) を、「エタノール」とはエタノール100% (E100) をいい、「これら含有するもの」にはメタノール85%と特殊なガソリン成分15%の混合物 (M85)、エタノールを3%を含むガソリン (以下「E3」という。)、エタノールを10%含むガソリン (以下「E10」という。)のほか、メタノール又はエタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当するものであること。
- (イ) 第四類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれるものであること。

ウ 適用される給油取扱所

- (ア) ガソリン、軽油等を取り扱う給油取扱所にメタノール等を取り扱う給油施設を併設する給油取扱所
 - (イ) メタノール等のみを取り扱う給油取扱所
- (2) 位置、構造及び設備の技術上の基準に係る運用事項

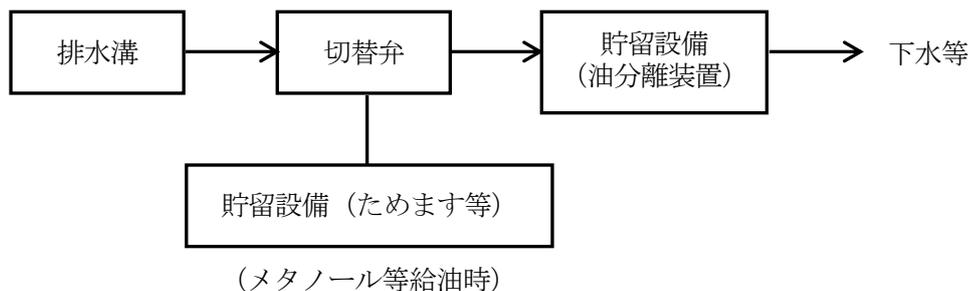
ア メタノール等を取り扱う専用タンク

- (ア) メタノール等を取り扱う地下貯蔵タンクは、タンク室又は二重殻タンク構造によるものとし、直接埋設方式 (二重殻タンクを除く。) 及び危険物の漏れ防止構造は認められないものであること。
- (イ) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けるものとし、計量口を設けることはできないものであること。
- (ウ) 地下に設ける専用タンクは、メタノール又はエタノールと灯油が混合することを防止する必要から、中仕切りをして灯油と同一タンクとしないよう指導する。

イ 給油空地等の危険物流出防止措置

措置例としては、排水溝、切替弁、貯留設備 (油分離装置、ためます等) を設ける方法があるが、切替弁、油分離装置及びためます等については、次の構造及び機能等を有するものであること。

なお、メタノール等のみを取り扱う給油取扱所についても、メタノール等以外の危険物を取り扱う場合 (オイル交換等) があるため、油分離装置を設けるよう指導すること。



(ア) 切替弁

- a 流れ方向が表示されるものであること。
- b 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

(イ) 油分離装置

3 (6) ウ (ア) a 及び b (メタノール等のみを取り扱う給油取扱所に設ける油分離装置については、bを除く。) によるものとする。

(ウ) ためます等

ためますのほか、地盤面下に埋設された鋼製又はFRPのタンク等があるが、いずれも危告示第4条の51に規定する数量以上のメタノール等が収容できる容量を有するものとする。

(エ) その他

給油空地のうちメタノール等を取り扱う部分 (以下「メタノール等の給油空地」という。) とメタノール等以外の危険物を取り扱う部分及び注油空地 (以下「その他の給油空地等」という。) にそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等の給油空地に係る排水溝に切替弁及びためます等を設けるとともに、その他の給油空地等に係る排水溝に油分離装置を設けることで足りるものとする。

この場合、メタノール等の固定給油設備及びメタノール等以外の固定給油設備等は、それぞれの排水溝から次表の距離を確保すること (第12-53図参照)。

最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3 m以下	4 m以上
3 mを超え4 m以下	5 m以上
4 mを超え5 m以下	6 m以上

* 最大給油ホース全長及び最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第17条第1項第12号イ及び第13号ロに定めるもの。

ウ 専用タンク注入口の危険物流出防止措置

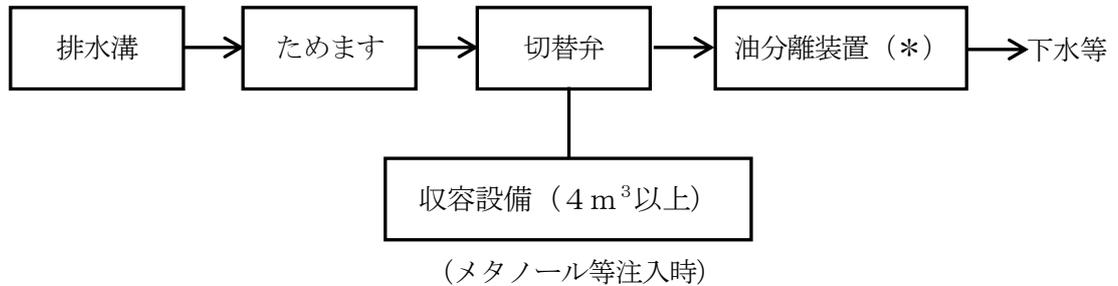
(ア) 注入口の周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離装置を接続する場合にあっては、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けることができる (第12-55図参照)。

(イ) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該

注入口又は移動タンク貯蔵所の注入口若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を收容できるように設けること（第 1 2-5 4 図参照）。

- (ウ) 排水溝、切替弁、漏れた危険物を收容する容量 4 m^3 以上の設備（以下「收容設備」という。）及び油分離装置は、次のとおりとすること。

なお、切替弁の手前にためますを設けるよう指導すること。



* メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合は設置を要しない。

a 切替弁

- (a) 流れ方向が表示されるものであること。
 (b) 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

b 收容設備

- (a) 地盤面下に埋設された鋼製又はFRP製のタンク等とすること。
 (b) 通気管及び收容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

c その他

- (a) 危政令第 1 7 条第 2 項第 1 1 号の上部を有する屋内給油取扱所においては、危省令第 2 5 条の 1 0 第 2 号の設備を排水溝及び收容設備とみなすことができる。
 (b) 注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び收容設備は、前イの給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及びためます等と兼ねることができる（第 1 2-5 4 図参照）。

- (エ) 危省令第 2 8 条の 2 第 3 項第 1 号のただし書きに規定する「専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが漏れた場合において危険物が給油空地及び注油空地以外の部分に流出するおそれのない場合」とは、専用タンクの注入口からエタノールを含有するものが $4,000 \text{ L}$ 漏れた場合において、当該危険物に含まれるエタノール量を当該給油取扱所に設置される油分離装置の収容量で除した値が 0.6 未満となる場合である（例えば、E10 を取り扱う給油取扱所に設置される油分離装置の収容量が $1,200 \text{ L}$ の場合、 $4,000 \text{ L}$ の当該危険物に含まれるエタノール量 400 L を油分離装置の収容量 $1,200 \text{ L}$ で除した値は約 $0.3 (< 0.6)$ となることから、收容設備等の設置は要しない。）。

エ 専用タンク等の開口部

メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及

び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠する等容易に開放できない構造とすること。

オ 検知設備

- (ア) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「検知装置」という。）には、メタノール又はエタノールの蒸気を検知する装置又はメタノール又はエタノールの水溶液を検知する装置があること。
- (イ) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合にあつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検知するための管を設ける場合には、当該管に検知装置を取り付けることができる。
- (ウ) E3及びE10を取り扱う給油取扱所は、危省令第28条の2第3項第2号及び第28条の2の2第3項第2号の規定（危省令第23条の3第2号に規定する設備のうち、専用タンクの周囲に4箇所以上設ける管により液体の危険物の漏れを検知する設備（以下「検知管」という。）により当該専用タンクから漏れた危険物を検知することが困難な場合）に該当しないものであること。E10よりも多量にエタノールを含有するガソリンを取り扱う給油取扱所にあつては、個別に確認する必要がある。
- なお、検知管にエタノールの漏れを検知することができる装置を設けた給油取扱所は、危険物に含まれるエタノール量にかかわらず、当該規定に該当しないものであること。

カ 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となり、注入時にホースを結合した場合に開放状態（スタンバイ状態）とすることができる構造のものは、当該注入口には弁を設けないことができる。

キ 専用タンク等の通気管

- (ア) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとすること。
- (イ) メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けるよう指導する。
- なお、メタノール又はエタノールを取り扱う専用タンクの通気管に可燃性蒸気回収設備を設ける場合は、当該メタノール又はエタノールを注入することとなる移動タンク貯蔵所にも可燃性蒸気回収設備を設けるよう指導する。

ク 給油ホースなどの材質

固定給油設備のポンプ、配管、パッキン、給油ホース等はメタノール等に対して侵されないものとする必要があること。

すなわち、メタノール又はエタノールを使用する場合は、耐アルコール性を有するEPゴム、ブチルゴム、クロロプレンゴム、ハイパロンゴム等が適しており、メタノールを含有するものを使用する場合には、耐アルコール性及び耐油性を有するニトリルゴム、

フッ素ゴム、ハイパロンゴム等が適している。

なお、金属では鉛、亜鉛、アルミニウム等は腐食され、ゴム類ではシリコンゴム、ネオプレンゴム等は膨潤劣化するので使用することはできないものである。

ケ 消火設備

- (ア) メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所に第4種の消火設備（大型泡消火器）を設ける場合には、水溶性液体用泡消火薬剤を用いた消火器とするよう指導する。
- (イ) E3及びE10を取り扱う給油取扱所に泡を放射する消火器を設置する場合、当該消火器の泡消火薬剤は、耐アルコール型のものとする。
- (ウ) E10を取り扱う給油取扱所に設置する第3種の固定式の泡消火設備にたん白泡消火薬剤を用いる場合にあつては、耐アルコール型のものとする。
- (エ) 屋外に設置する第4種及び第5種消火設備にあつては、専用の収納箱に収納するなど腐食防止措置を講じるように指導する。

また、腐食しやすい環境にあるものは、つとめて蓄圧式とするよう指導すること。

コ 警報設備

メタノール又はエタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノール又はエタノールの火災が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災報知設備を設置するよう指導する。

(3) 取扱いの技術上の基準に関する事項

ア 切替弁の操作

- (ア) 切替弁の操作により排水溝が前(2)イのためます等又はウの收容設備（以下「收容設備等」という。）に接続されていることを確認した後に、メタノール等を自動車等に給油し、又は移動貯蔵タンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入すること。
- (イ) メタノール等を自動車等に給油し、又は車両に固定されたタンク及び容器から専用タンク若しくは簡易タンクに注入した場合には、メタノール等の漏れがないことを確認した後に、切替弁の操作を行うこと。

イ 收容設備等からの危険物等のくみ上げ

漏れたメタノール等を確実に收容するため、随時、收容設備等を確認し、危険物又は雨水等（以下「危険物等」という。）が滞留している場合には、当該危険物等をくみ上げておくこと。

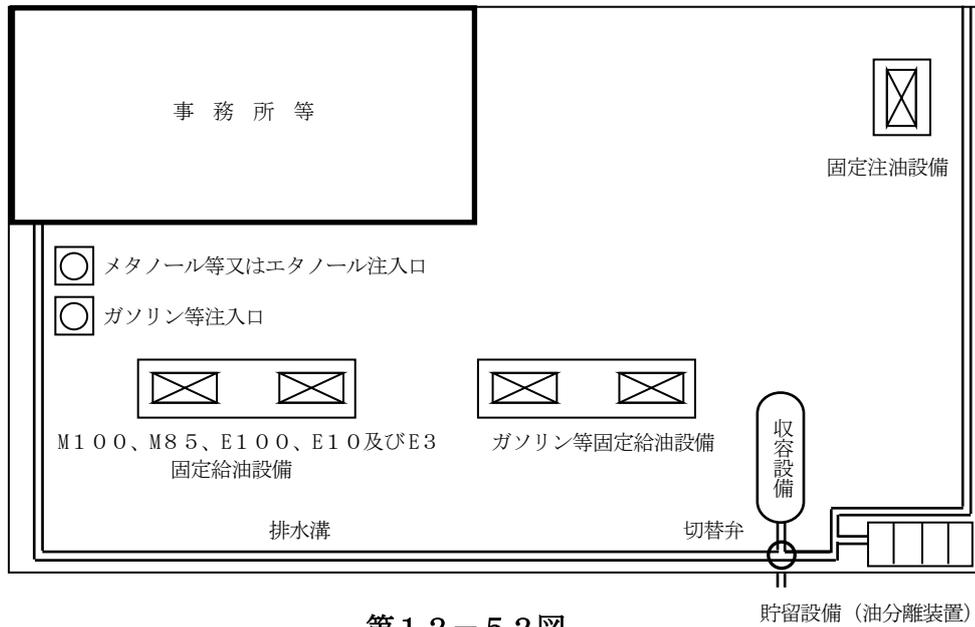
ウ 移動貯蔵タンクからの注入

メタノール又はエタノールを移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンクに注入する場合には、移動貯蔵タンク内が常に爆発範囲となるため、当該移動貯蔵タンクの注入口を開放した状態で行わないこと。

なお、移動貯蔵タンクには複動式の安全装置が設けられているため、注入口を開放しなくてもタンクの変形、注入時間の遅延等は起こらないものであること。

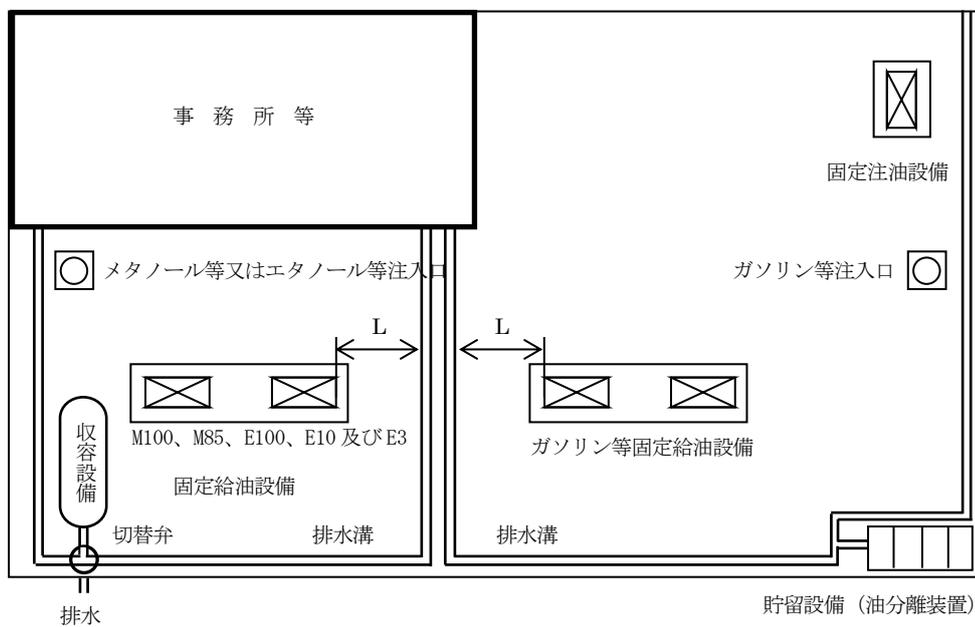
メタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、貯留設備（油分離装置、ためます等）及び收容設備の接続例を示す。

(ア) 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝と兼用）の例



第 1 2 - 5 2 図

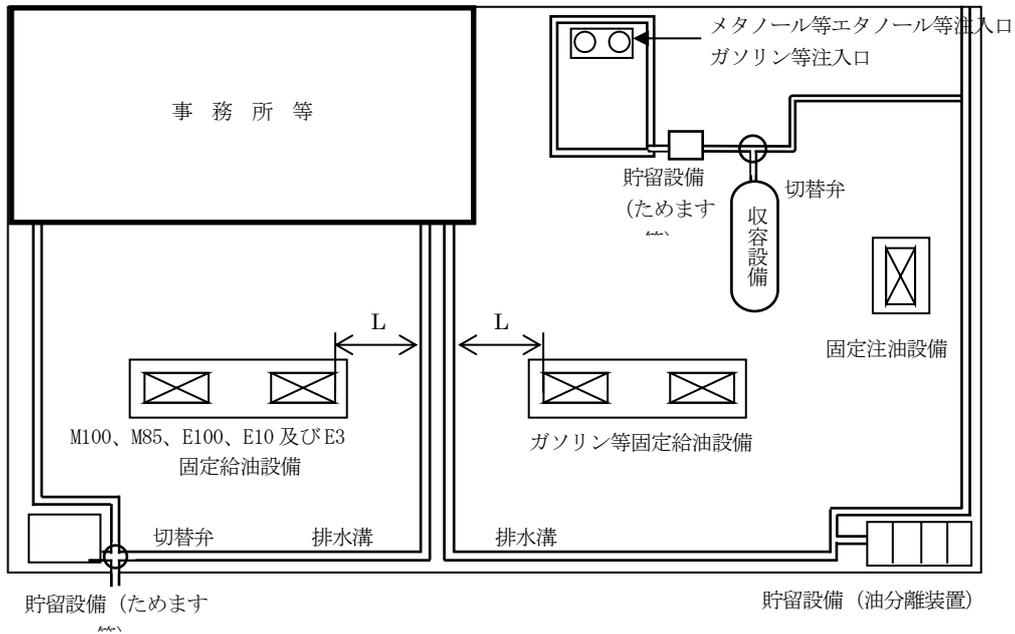
(イ) メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 1 2 - 5 3 図

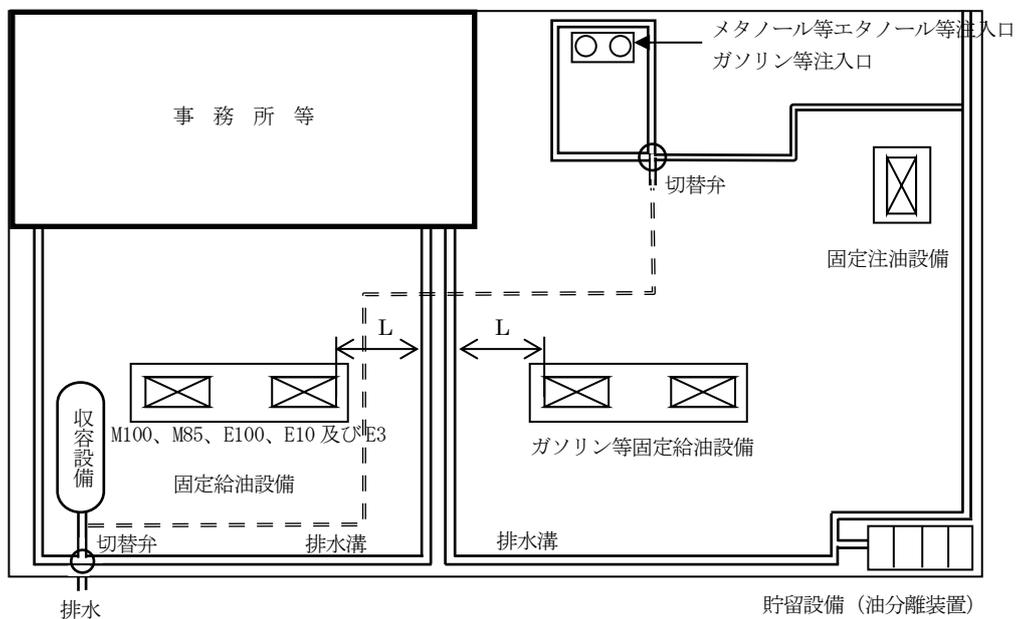
- (ウ) メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等を別に設置）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

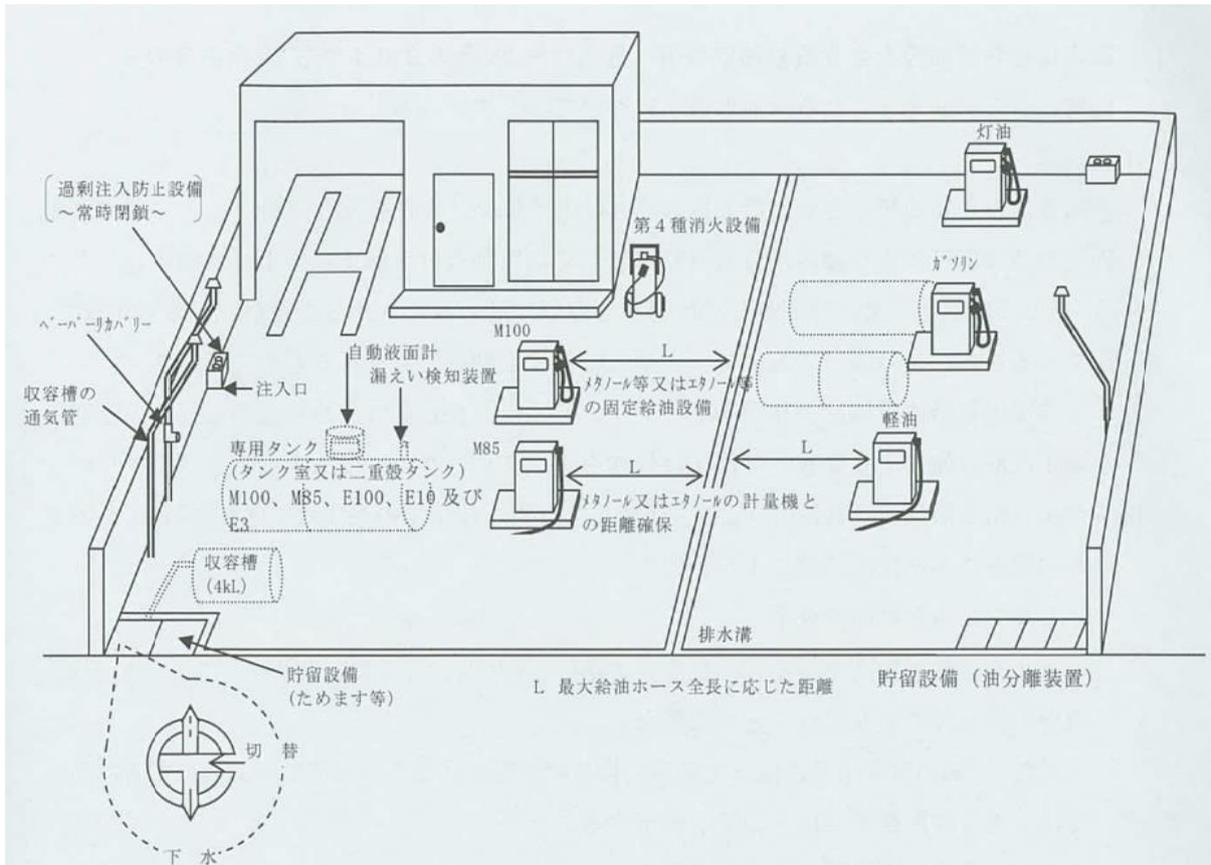
第 1 2 - 5 4 図

- (エ) メタノール等又はエタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝等を設ける場合（注入口に係る排水溝等と兼用）の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第 1 2 - 5 5 図



第 1 2 - 5 6 図 ガソリン等とメタノール等又はエタノール等を取り扱う
給油取扱所の設置例

1 1 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (危省令第 2 8 条の 2 の 4 から 2 8 条の 2 の 8)
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること。

(1) 定義

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所 (以下「セルフ給油取扱所」という。)は、顧客用固定給油設備等により顧客に自ら自動車若しくは原動機付き自転車 (以下「自動車等」という。)に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所であること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。

注 (顧客用固定給油設備により顧客がガソリン又は軽油を容器に詰め替えること及び顧客用固定注油設備により顧客が灯油又は軽油をタンクローリーに注入することができない。)

(2) セルフ給油取扱所 (屋外) の位置、構造及び設備の技術上の基準は、危省令第 2 8 条の 2 の 5 の規定によるほか、次によること。

ア セルフ給油取扱所の表示

セルフ給油取扱所である旨の表示の方法は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の指示等により行うことで支障ない。

また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にはその旨を表示すること。

なお、表示の方法等は、次によること。

- (ア) 看板等による場合は、3(17)による。
- (イ) 移動式の看板等による場合は、敷地内の給油等に支障がない位置に掲出場所を確保して行う。
- (ウ) 表示の位置例
 - a 顧客が通常進入する入口付近の見やすい箇所
 - b 容易に視認できるサインポール、看板、防火塀、建築物外壁、キャノピー支柱等の見やすい箇所
- (エ) 表示方法例
 - a 防火塀、壁、地盤面等にペイント等で直接表示する方法
 - b キャノピー、防火塀等に固定した看板を掲出する方法
 - c 着脱又は覆い等が可能な看板、電光掲示板等による方法

イ 顧客用固定給油設備

- (ア) 給油ノズルには、手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたもの（ラッチオープンノズル）及び手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）の二種類があるが、固定する装置を備えたものにあつては、次の a から c によること。
 - a 給油開始時のノズル制御装置
構造等の例としては、次のものがある。
 - (a) 手動起動方式（使用者が給油ノズルをノズル掛けから外してからポンプを手動で起動するもの）
 - ① 満量停止制御装置の作動等により給油ノズルへの危険物の供給が停止された場合に、手動開閉装置が開放状態であっても自動的にポンプを停止し、又はノズルの弁を閉鎖（給油停止）するもので、手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油できない構造としたもの
 - ② 給油ノズルをノズル掛けに戻すとラッチの固定が機械的に解除（給油停止）される構造としたもの
なお、ラッチの固定解除は、確実に行われるもの（解除が不完全な場合は、ノズル掛けに戻せない等）とし、又は解除が不完全なままノズル掛けに戻された場合には、ポンプが再び起動した場合にあつても手動開閉装置を一旦閉鎖するまで給油ができない構造とすること。
 - (b) 自動起動方式（給油ノズルをノズル掛けから外すとポンプが自動的に起動するもの）
 - ① 前 (a) ①、②に示す構造のもの
 - ② 給油ノズルをノズル掛けから外したとき（制御卓で給油許可（ポンプ起動）を行ったとき）に、直ちに危険物の供給が開始（計量開始）された場合は、これを異常と判断し、自動的にポンプを停止する構造としたもの
なお、給油ノズルは、手動で開閉することができる弁が設けられたものであり、弁を閉鎖した状態において危険物が漏れない構造であること。

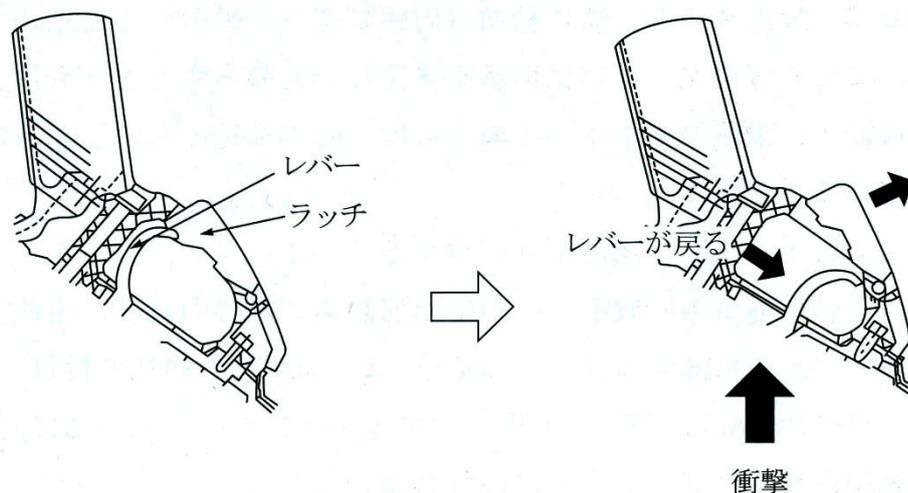
b 脱落時停止制御装置

構造等の例としては、次のものがある。

- (a) 給油ノズルに落下等の衝撃が加わった場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの（第 1 2 - 5 7 図参照）

【ノズルレバーがラッチに掛かったまま脱落】

【衝撃でラッチが開放されノズルレバーが戻る】



第 1 2 - 5 7 図 脱落時停止制御装置の作動例

- (b) 給油ノズルが給油口から離脱したことを感知した場合に、ラッチの固定が解除され給油を停止する構造としたもの

なお、給油ノズルは、給油口から容易に脱落しない給油口に差し込まれるノズルの部分に、らせん状の脱落防止装置等を備えた構造とするよう指導する。

c 給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに設ける可燃性蒸気回収装置の具体的な例としては、給油ノズルに付帯する配管から可燃性蒸気を吸引した後、専用タンクの気層部への回収による処理、燃焼による処理又は高所放出による処理を行うことができる構造を有するものがある。燃焼処理、高所放出等を行うものにあつては、火災予防上適切な位置及び構造を有する必要があること。

なお、この場合において、可燃性蒸気回収装置の性能は、給油口の周囲に放出される可燃性蒸気の濃度が、当該危険物の燃焼下限値未満（ガソリンの場合は、1.4%未満）となること。

構造等の例としては、次のものがある。

- (a) バランス式可燃性蒸気回収装置

給油ノズルに付帯するベローズ（蛇腹部分）の先端を給油口に密着させることにより、給油による燃料タンク内の蒸気圧力の上昇を利用して、給油口から

放出される蒸気をベローズに接続する回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたものである。

なお、ベローズの先端部が給油口から外れた場合に、回収された蒸気が逆流して放出されることのない構造（給油口に密着していないと給油ができないもの、逆流防止措置を講じたもの等）であること。

(b) アシスト式（吸引式）可燃性蒸気回収装置

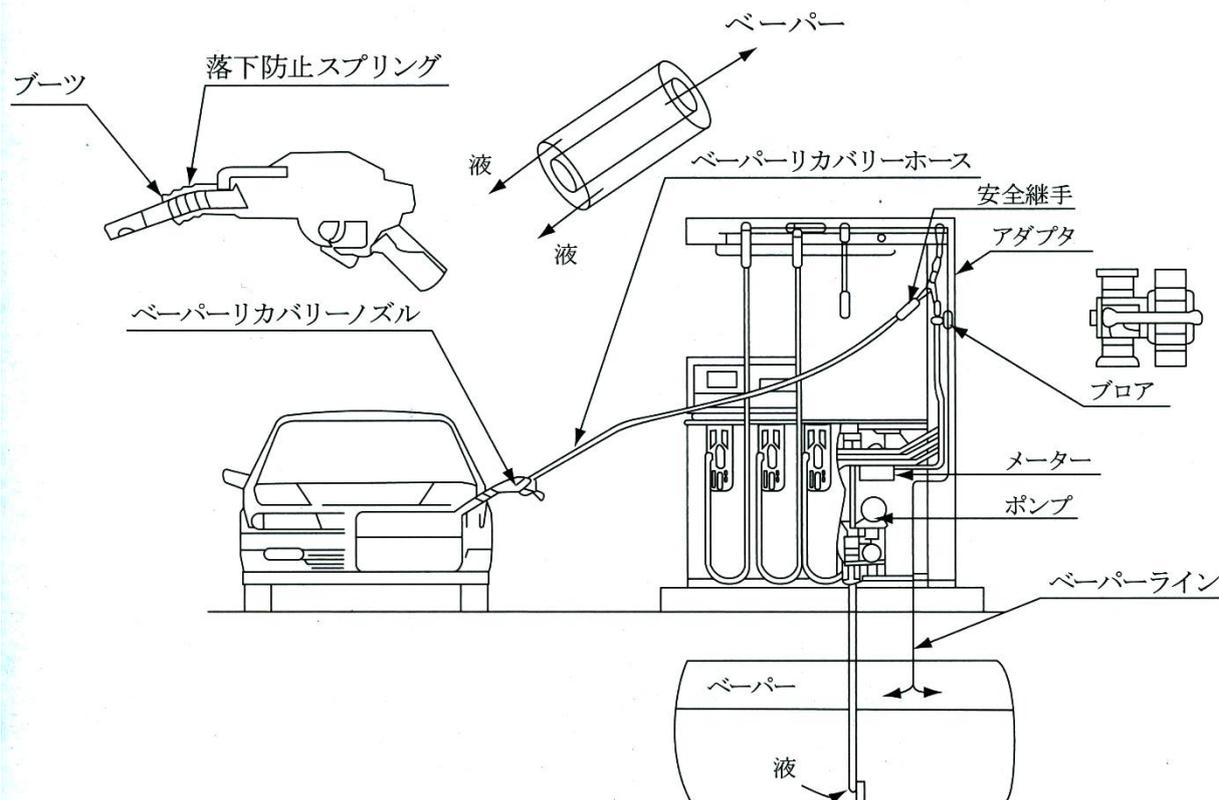
給油ノズルに付帯する蒸気吸入口から、ポンプ機器等により強制的に蒸気を吸引して回収配管内に導き、専用タンク内等に回収する構造としたもの（第 1 2 - 5 8 図参照）

なお、放出蒸気と一緒に給油口周囲の空気を吸引することから、過剰吸引（加圧）により専用タンク等に影響を与えないものとするとともに、蒸気回収用ポンプ機器等に電気設備を用いる場合には、防爆構造のものとする等の措置が講じられていること。

上記によるほか、次により指導する。

- ① 可燃性蒸気の回収配管（固定給油設備の本体内部並びに給油ホース若しくは給油ノズルに附随する部分を除く。）は、通気管と同様の材質、構造とすること。
- ② 可燃性蒸気の回収は、原則として専用タンク内の気相部に回収するものとし、燃焼処理又は高所放出処理は行わないこと。

なお、専用タンク内の気相部への回収が困難な場合等で高所放出による処理を行う場合は、放出部の位置及び構造は、通気管の先端部の例によること。



(送油管及び蒸気回収管に取付けられたフロアが給油時に働き、蒸気を回収するもの。)

第12-58図 可燃性蒸気回収装置の構造例

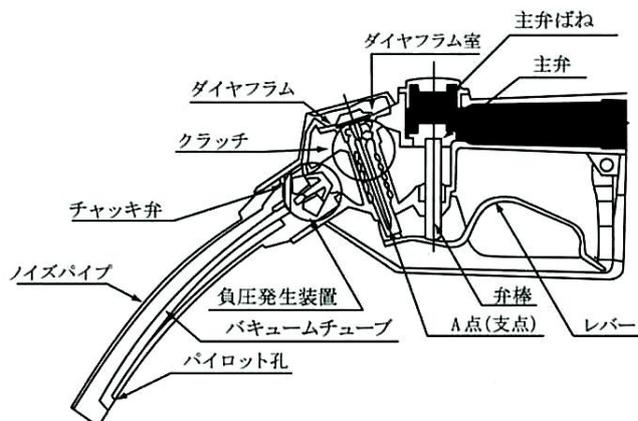
(イ) 満量停止制御装置

給油ノズルの手動開閉装置を開放状態で固定する装置を備えたものにあつては、固定する装置により設定できるすべての吐出量において給油を行った場合に機能すること。また、手動開閉装置を開放状態で固定できないものにあつては、15L/min程度（軽油専用で吐出量が60L/minを超える吐出量のものにあつては、25L/min程度）以上の吐出量で給油を行った場合に機能すること。

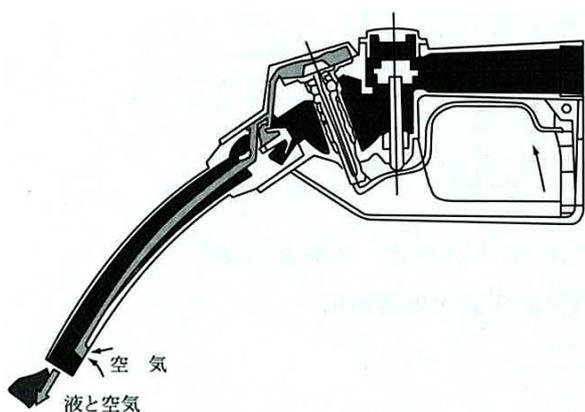
なお、当該装置が機能した場合には、給油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び給油を開始することができない構造であること（第12-59図参照）。

【構造図】

1 給油前の状態及び各部の名称

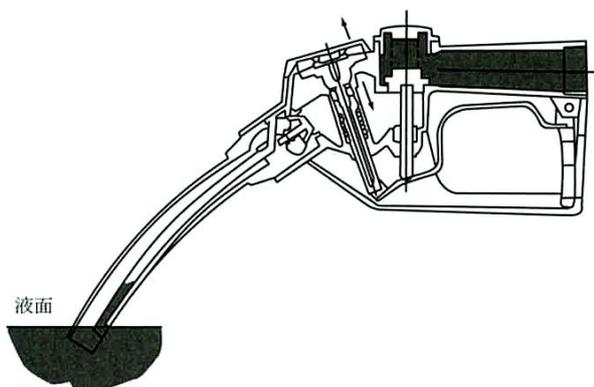


2 給油時の状況



- (1) レバーを引き上げるとクラッチがロックされていることから、A点を支点として弁棒を押し上げて主弁が開く
- (2) 液は主弁を通過しチャッキ弁を押して流出される。
- (3) この時、負圧発生装置より負圧が発生するが、パイロット孔より空気が補給されるため、ダイアフラム室への負圧は高くない。

3 オートストップ機構作動後の状況



- (1) 液面が上昇しパイロット孔を塞ぐと、空気の補給がなくなり負圧は急激に高まる。
- (2) ダイアフラム室のダイアフラムは負圧によって上方へ移動しクラッチのロックが解除されレバーは支点を失う。
- (3) 主弁バネの力により主弁が閉じ、液の流れは止まる。
- (4) レバーを元の位置に戻すと、給油前の状態に戻り、次の給油に備える。

第12-59図 滴量停止制御装置の構造例

(ウ) 給油ホース（緊急離脱カプラー）

給油ホースは、著しい引張力（2,000N以下）が加わったときに安全に分離するとともに、分離した部分からの危険物の漏えいを防止できる構造であること。

構造等の例（緊急離脱カプラーをホースの途中に設置するもの）としては、次のものがある。

緊急離脱カプラーは、通常の使用時における荷重等では分離しないが、自動車等の給油口に給油ノズルを差したまま発進した場合等には安全に分離し、分離した部分の双方（固定給油設備側及び給油ノズル側）を弁により閉止する構造であること。

なお、緊急離脱カプラーを効果的に機能させるためには、当該カプラーの離脱直前の引張力が作用しても、ホースの他の部分が破断することなく、かつ、固定給油設備が当該引張力によって転倒しないよう堅固に固定しておくこと。

(エ) 誤給油防止制御装置

誤給油防止制御装置は、ハイオクガソリン及びレギュラーガソリン相互、又は軽油及びプレミアム軽油相互については、対象外であること。

構造等の例としては、次のものがある。

a コンタミ（Contamination＝汚染）防止装置によるもの

給油ノズルに、燃料タンク内の可燃性蒸気を測定（吸引）して油種を判定する装置を設け、給油ノズルの油種と一致した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

b 油種別ポンプ起動によるもの

次のいずれかの方法により、顧客が要請した油種の給油ポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合にのみ、給油を開始することができる構造としたものであること。

(a) 監視者が、顧客の要請油種をインターホン等で確認し、制御卓で油種を設定するものであること。

(b) 顧客が自ら固定給油設備で油種を設定するもの

この場合、顧客側のインターホン端末及び油種設定装置は、給油に支障のない位置（同一アイランド上など）に設置すること。

c その他

ガソリン又は軽油のいずれかの油種のみを取り扱う顧客用固定給油設備（一の車両停止位置において、異なる油種の給油ができないものに限る。）は、誤給油を有効に防止できる構造を有しているとみなす。

(オ) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御装置の設定は危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、給油量にあつてはガソリンを100L以下、軽油を200L以下とし、給油時間を4分以内にそれぞれ設定するよう指導する。ただし、大型トラック専用の給油取扱所に設置するものにあつては、給油取扱所の実態に見合った設定量及び給油時間

とする。

構造等の例としては、次のものがある。

a 制御装置

次の制御機構等により、固定給油設備の 1 操作あたりの連続した給油量又は給油時間が設定値に達したときに、自動的に給油ポンプを停止させる機能を有する構造としたものであること。

(a) 固定給油設備に組み込んだマイコンによるもの（上限値は、当該マイコンで設定する。）

(b) POS と固定給油設備を連動させたもの（上限値は、POS 本体で設定する。）

b 設定を容易に変更できない構造等

前 a のマイコン又は POS により上限値を設定（変更）する場合に、暗証番号の入力、専用のキー、カードの使用等、特別な操作を行わなければ設定変更ができない機能を有する構造としたものであること。

(カ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定給油設備又は事務所のいずれにも設置することができること。

なお、既存の感震器にあつては、感知精度が同等程度であれば使用して差し支えないものであること。

構造等の例としては、次のものがある。

顧客用固定給油設備又は事務所等に感震器を設置し、当該感震器が震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に、給油ポンプを停止させる等により、危険物の供給を自動的に停止させる機能を有する構造としたものがあること。

(キ) 給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造

引火点が 40℃未満の危険物を扱う給油ノズルの給油時に人体に蓄積された静電気を有効に除去することができる構造等の例としては次のものがある。

a 給油ノズルの握りの部分、レバー等の金属部分が直接手に触れる構造であること。

b 給油ノズルの握りの部分のカバー、レバー等の部分のカバーのどちらかに導電性がある構造であること。なお、カバーの導電性については、資料の提出により確認すること。

(ク) 顧客に危険物が飛散しないための措置

すべての給油ノズルで、給油時に吹きこぼれても人体にかかるのを防ぐ措置例としては、つば状の部品（スプラッシュガード）を設置したものであること。

ウ 顧客用固定注油設備

(ア) 注油ノズル

注油ノズルは、手動開閉装置を開放状態で固定できないもの（非ラッチオープンノズル）とすること。

(イ) 満量停止制御装置

自動的に停止する構造は、15L/min 程度以上の吐出量で注油を行った場合に機能するものであること。

なお、当該装置が機能した場合には、注油ノズルの手動開閉装置を一旦閉鎖しなければ、再び注油を開始することができない構造であること。

(ウ) 定量・定時間制御装置

定量・定時間制御の設定は、危険物保安監督者の特別な操作により変更が可能となるものとし、顧客又は監視者の操作により容易に変更されるものでないこと。

なお、注油量及び注油時間の上限をそれぞれ 100 L 以下及び 6 分以内に設定するよう指導する。

(エ) 感震自動停止制御装置

地震を感知する感震器は、震度階級「5 強」の衝撃又は震動を感知した場合に作動するものであること。感震器は、顧客用固定注油設備又は事務所のいずれにも設置することができるものであること。

エ 固定給油設備及び固定注油設備並びに簡易タンク（以下「固定給油設備等」という。）の衝突防止措置等

衝突防止措置等の措置は、対象を顧客自ら用いる設備に限るものではないこと。

(ア) 衝突防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 共通事項

- ① 車両の進入・退出方向に対し固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール、アイランド等を設置するもの
- ② 運転者の不注意、操作ミス等による固定給油設備等への衝突を防止する機能を有するもの（衝突を完全に防止するための構造、強度は要しない。）
- ③ ガードポール又はアイランドを設置する場合は、緩衝空間を考慮し、当該固定給油設備等と十分な距離を確保して設置するよう指導する。
- ④ 大型トラック等が利用する固定給油設備等の衝突防止措置は、ガードポール、十分な高さで緩衝空間を確保したアイランド又は防護壁等とするよう指導する。

(b) ガードポール等によるもの

固定給油設備等の進入側及び退出側に、金属製のパイプ等を設置するもの。この場合、固定給油設備等は、必ずしもアイランド上に設置することを要しない。

(c) アイランドによるもの

- ① 固定給油設備等をコンクリート製等のアイランド上に設置するもの
- ② アイランド等は、高さ 15 cm 程度以上で、車両の前進・後退時等に固定給油設備等から突出しているホース機器等に接触しない幅と、車輪がアイランド端に接触した場合でも固定給油設備等に衝突しない長さ（奥行き）を有するもの

b 懸垂式の固定給油設備等は、衝突防止措置を要しないものであること。

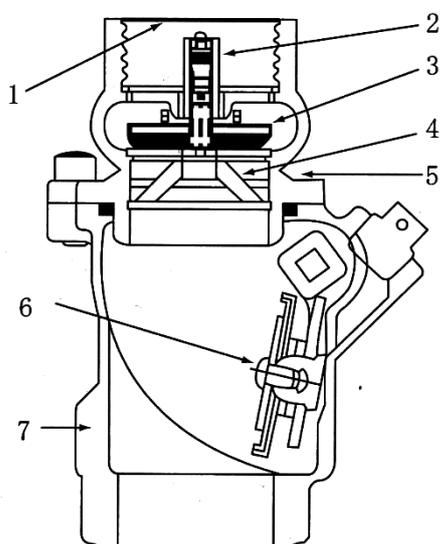
c 第 1 2. 4 (2) エに示す一方開放型屋内給油取扱所における衝突防止措置その他の既存の措置で同等の機能を有するものは、当該衝突防止措置等によることができる。

(イ) 転倒時の漏えい拡散防止措置

a 構造等の例としては、次のものがある。

(a) 立ち上がり配管遮断弁

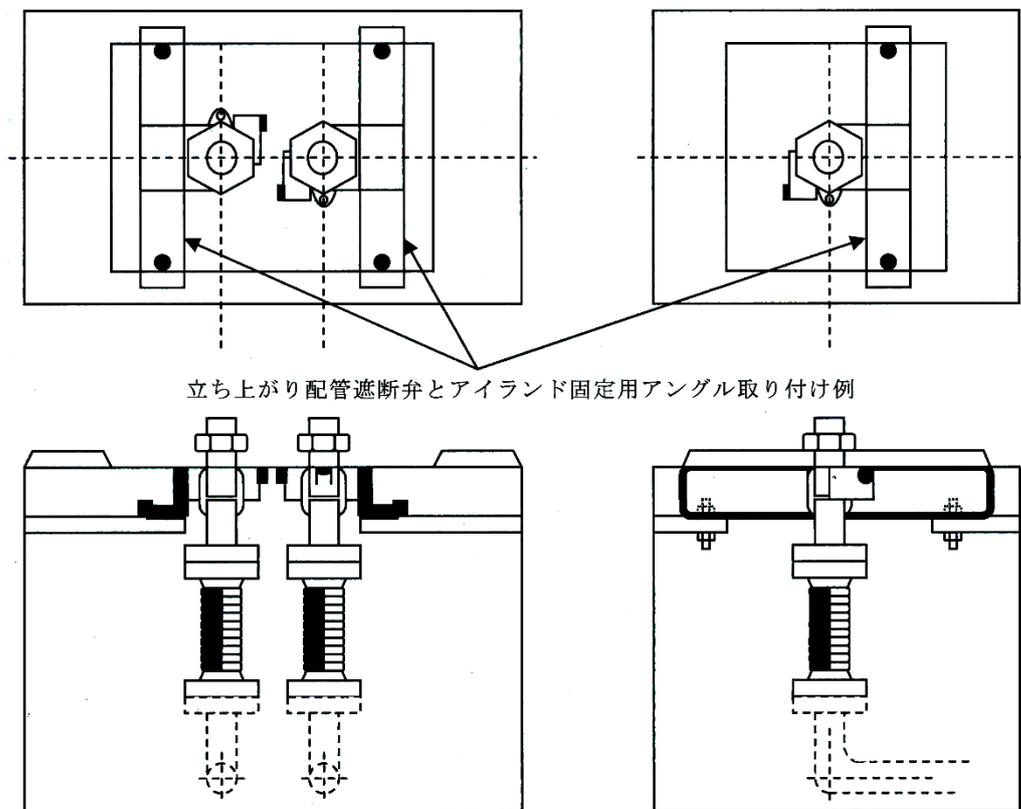
① 当該遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとする（第 1 2 - 6 0 図参照）。



- 1 吐出部
- 2 熱圧力膨張弁 熱膨張による圧力上昇を逃がす。
- 3 二次側遮断弁 固定給油設備側からの危険物の流出を防止する。
- 4 燃料流路
- 5 破断部
- 6 一次側遮断弁 地下タンク側からの危険物の流出を防止する。
- 7 本体構造

第 1 2 - 6 0 図 立ち上がり配管遮断弁の構造例

- ② 当該遮断弁は、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること（第 1 2 - 6 1 図参照）。



立ち上がり配管遮断弁とアイランド固定用アングル取り付け例

第 1 2 - 6 1 図 立ち上がり配管遮断弁の取り付け例

(b) 逆止弁

逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管との間に設置すること。

- b 懸垂式の固定給油設備等は、転倒時の漏えい拡散防止措置を要しないものであること。
- c 危省令第 2 5 条の 2 第 2 号トに規定する油中ポンプに接続されたホース機器に取り付けられた遮断弁が、固定給油設備等及びこれに接続する配管の両方を遮断できる構造である場合には、当該遮断弁によることとすることができる。

オ 固定給油設備等及びその周辺への表示

(ア) 顧客用固定給油設備等である旨の表示

顧客用である旨の表示の方法は、固定給油設備又は固定注油設備、アイランドに設置されている支柱等への、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の掲示等により行うことで支障ない。また、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業者が給油等をする旨を表示すること。

なお、表示の位置等は、次によること。

- a 表示の位置は、顧客用固定給油設備等のほか、アイランドに設置されている支柱等とすることができる。
- b 表示方法は、前 a の位置に直接記載し、又は看板の掲示等により行うことができる。

(イ) 自動車等の停車位置等の表示

自動車等の停止位置として長さ 5 m、幅 2 m 程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として 2 m 四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

なお、自動車等の停車位置又は容器の置き場所の枠は、給油空地又は注油空地からそれぞれはみ出さないこと。

(ウ) 使用方法・油種等の表示

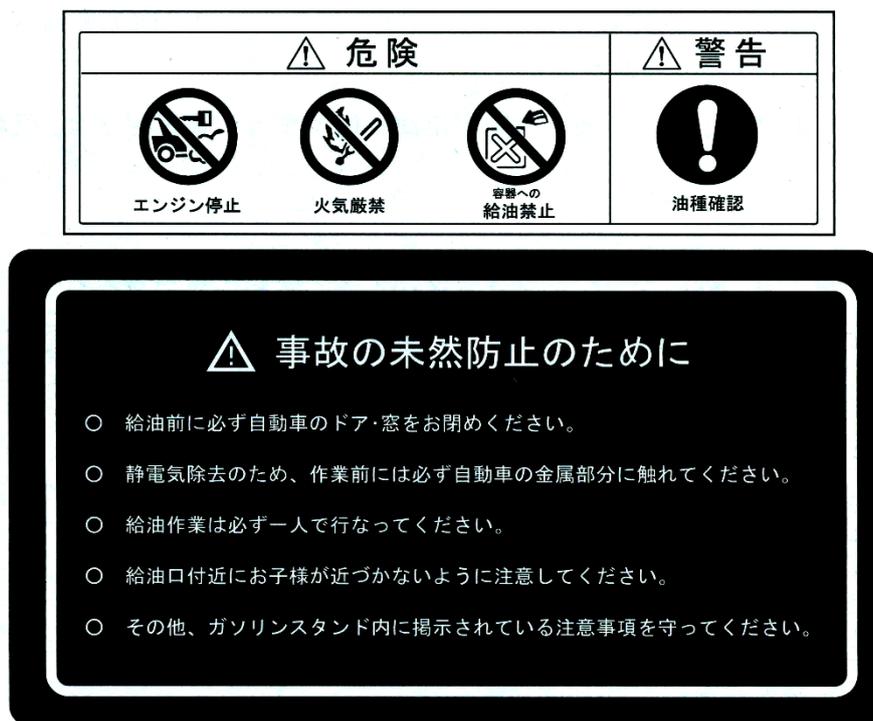
使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」、「静電気除去」等保安上必要な事項を併せて記載すること（第 1 2 - 6 2 図参照）。

なお、懸垂式の固定給油設備等にあつては、近傍の壁面等に記載すること。

危険物の品目の表示として、文字、文字の地（背景）又は給油ホース、ノズルカバー、ノズル受け等危険物の品目に対応した設備の部分に彩色をする場合には、危省令第 2 8 条の 2 の 5 第 5 号ロの「色」欄に定めた色とすること。この場合の彩色には、無彩色（白、黒又は灰色をいう。）は含まないものであること。したがって、これらの部分以外の部分については、彩色の制限の対象とはならないものであること。

また、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときには、文字に「プレミアム軽油」を、色に黄緑を用いることができる。

なお、使用方法及び危険物の品目については、必要に応じて英語の併記等を行うよう指導する。



第12-62図 保安上必要な事項の表示例

(エ) 顧客用以外の固定給油設備等の表示

a 表示の場所

固定給油設備等には、顧客自らが用いることができない旨を見やすい箇所に表示すること。

b 表示の内容

「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の掲示等により行うこと。

カ 制御卓、その他の設備

(ア) 制御卓の位置

すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できるとは、給油される自動車等がない場合において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであり、壁等により死角となる部分がないこと。

なお、コンビニエンスストア等が併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めることができる。

上記によるほか、次により指導する。

a 制御卓を設置する室は、危省令第25条の4第1項第2号に規定する用途として取り扱うものであり、給油空地内等に制御卓を設置したコントロールブース室を設けないこと。

b 一の制御卓で1人の監視者がすべての顧客用固定給油設備等を監視できる視野

の範囲は、概ね 180℃以内を目安とすること。

- c 一の制御卓から最遠の顧客用固定給油設備等までの視認距離は、概ね 20m程度を目安とすること。

(イ) 監視設備

監視設備としては、モニターカメラ及びディスプレイ等が考えられる。

また、視認を常時可能とするとは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいう。

上記によるほか、次により指導する。

- a モニターカメラは、顧客用固定給油設備等の使用状況を有効に確認できる位置（例えば、キャノピー下部、支柱、建物外壁等）に設けること。
- b 監視設備の性能は、自動車等の給油口や運搬容器の注入口に給油ノズルが差し込まれた状態、又は顧客の作業等が確認できるものであること。

(ウ) 制御卓の制御装置等

制御装置には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の使用状態等の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種の給油ノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

(エ) 供給一斉停止制御装置（緊急停止スイッチ）

火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所とは、給油空地等に所在する従業者等においても速やかに操作することができるものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がある。

なお、制御卓以外の場所に設ける制御装置には、緊急停止スイッチである旨を表示するよう指導する。

(オ) 会話装置・送機器

a 会話装置

顧客と容易に会話することができる装置としては、インターホンがあり、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近くに設置し、懸垂式の顧客用固定給油設備等にあっては、近くの壁面等に設置すること。

b 放送機器

(a) 機器の設置については次によること。

- ① スピーカーの設置位置は、音響効果を妨げる障害物がない場所とすること。
- ② スピーカーは、顧客がいるすべての場所に指示ができるように設置し、有効な音量、音質が確保されるようにすること。

(b) 放送機器の機能を有する既設の有線放送設備を顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として用いることができる。ただし、有線放送等よりも指示の放送が優先されるものであること。

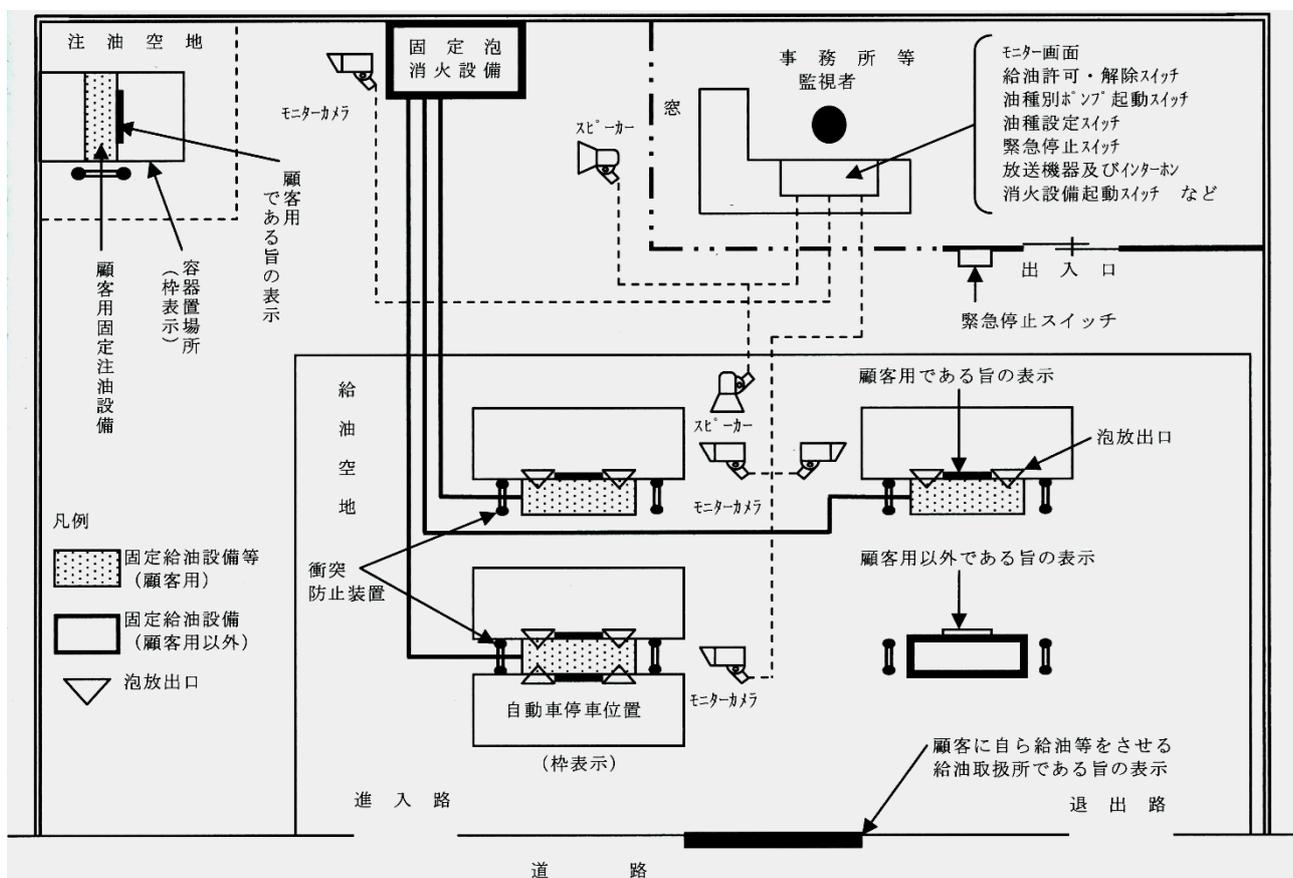
(カ) 固定消火設備制御装置（起動スイッチ）

制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明な蓋で覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時には、速やかに操作することができるものであること。

(キ) 制御卓の複数設置

制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置することができる。

この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置すること。



第 1 2 - 6 3 図 セルフ給油取扱所の設置例

1 2 給油取扱所における急速充電設備の設置に係る運用上の指針

急速充電設備（対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号（以下「対象火気省令」という。）」第 3 条第 20 号に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。）を設置するときの措置については、次による。

- (1) 次のアからウ以外の場所は、危省令第 25 条の 5 第 2 項第 5 号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留する恐れのない場所」として取り扱って差し支えないこと（第 12-64 図から第 12-67 図参照）。
 - ア 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 6 m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の周囲 60cm までの範囲
 - イ 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可能式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方向 6 m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲
 - ウ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5 m までの範囲
- (2) 次のアからカ以外の場所は、危省令第 25 条の 5 第 2 項第 5 号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと（第 12-68 図から第 12-70 図参照）。
 - ア 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲 60cm までの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、基礎又は地盤面からの高さ 60cm までの範囲
 - イ 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向 60cm までで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 11m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲
 - ウ 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 14m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲
 - エ 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向 16m までで、地盤面からの高さ 60cm までの範囲
 - オ 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲 1.5 m までの範囲
 - カ 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲
- (3) 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を徹底すること。
- (4) 見やすい箇所に小田原市火災予防条例施行規則第 2 条で規定する「急速充電設備」の標識を設けること。ただし、設備本体又は周囲に当該標識を設置した場合と同等の見やすさで「急速充電設備」等の表示がされている場合は、当該表示をもってこれに代えることができること。また、標識は、急速充電設備につき 1 箇所設けられていればよく、分離型のものにあつては設備本体付近に設ければ充電ポストに設けなくてもよいものであること。
- (5) 一般社団法人 CHAdeMO 協議会（以下「CHAdeMO 協議会」という。）が発行する「電気自動車用急速充電スタンド標準仕様書」（Ver. 1.2 以降）（以下「標準仕様書」という。）への適合が第三者機関により確認された急速充電設備（以下「CHAdeMO 認証品」という。）は、対象火気省令第 10 条第 13 号、第 14 条第 7 号並びに第 16 条第 9 号（チを除く。）及び第 11

号の規定に適合するものとして取り扱うこと。なお、CHAdeMO 認証品の型式については、CHAdeMO 協議会ホームページにおいて掲載されている。

- (6) 電気自動車の停止位置として、電気自動車のはみ出さない程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示する。
- (7) (6)の停止位置は、給油等を目的とした車両の進路を妨げとならない位置に設けるよう指導する。

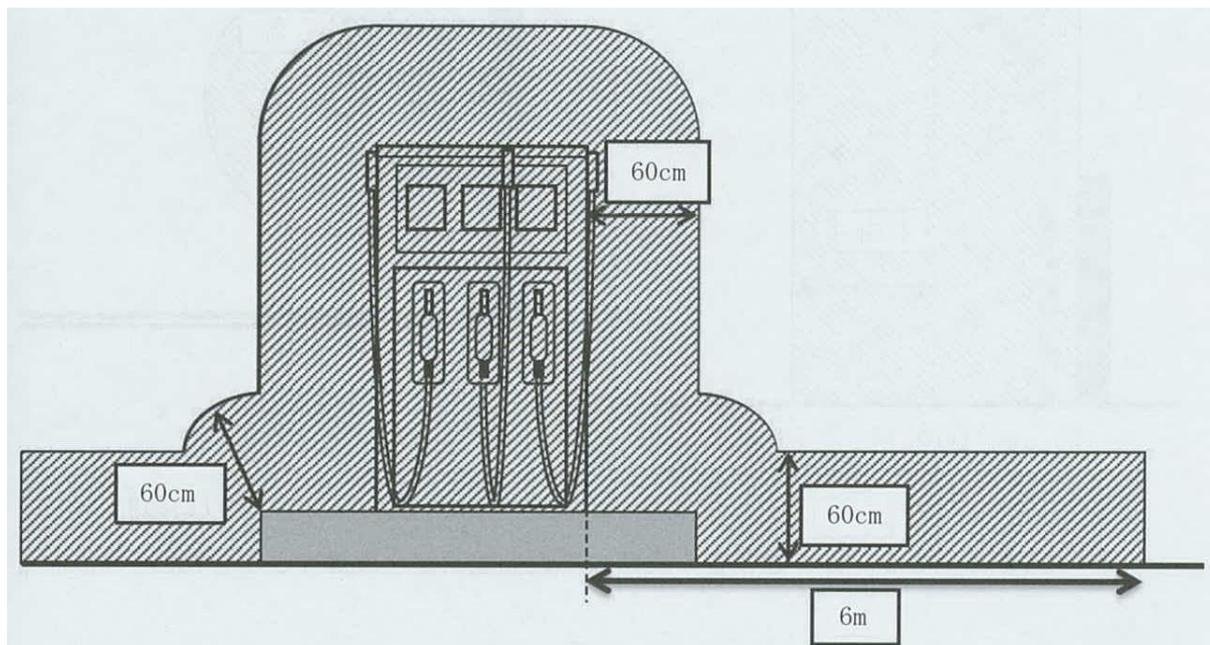


図 1 2 - 6 4 固定給油設備の周囲で可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所 (斜線部分以外)

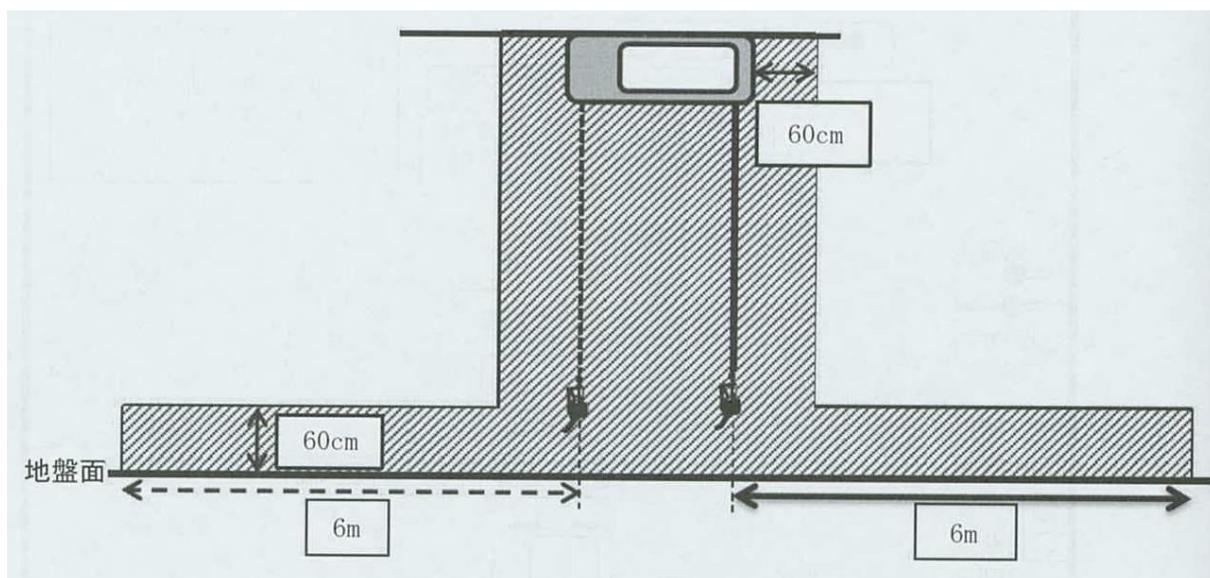


図 1 2 - 6 5 懸垂式の固定給油設備の周囲で可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所 (斜線部分以外)

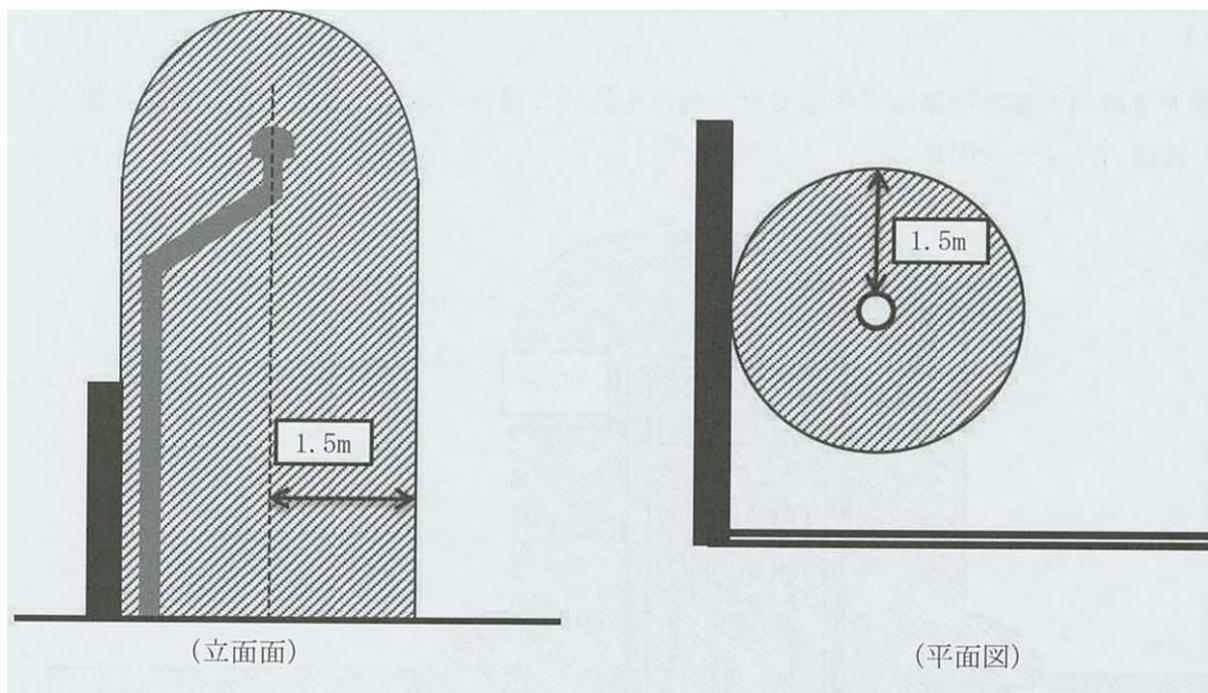


図 1 2 - 6 6 通気管の周囲可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所
(斜線部分以外)

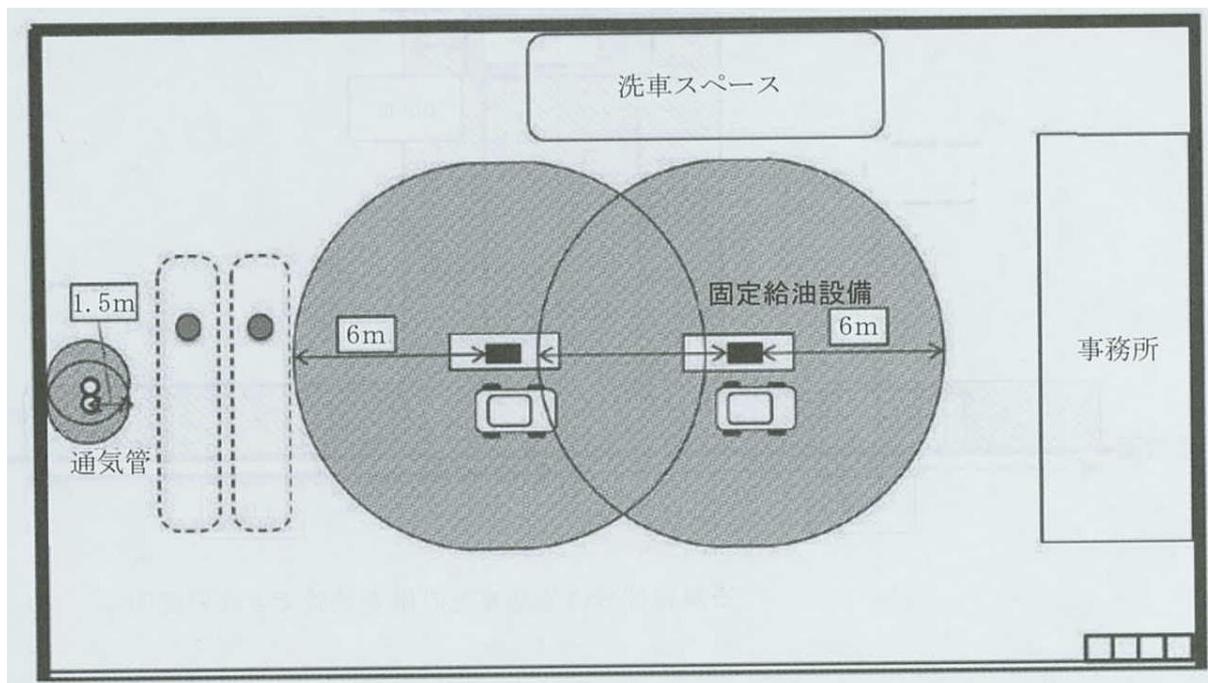


図 1 2 - 6 7 給油取扱所 (平面図) で可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所
(斜線部分以外)

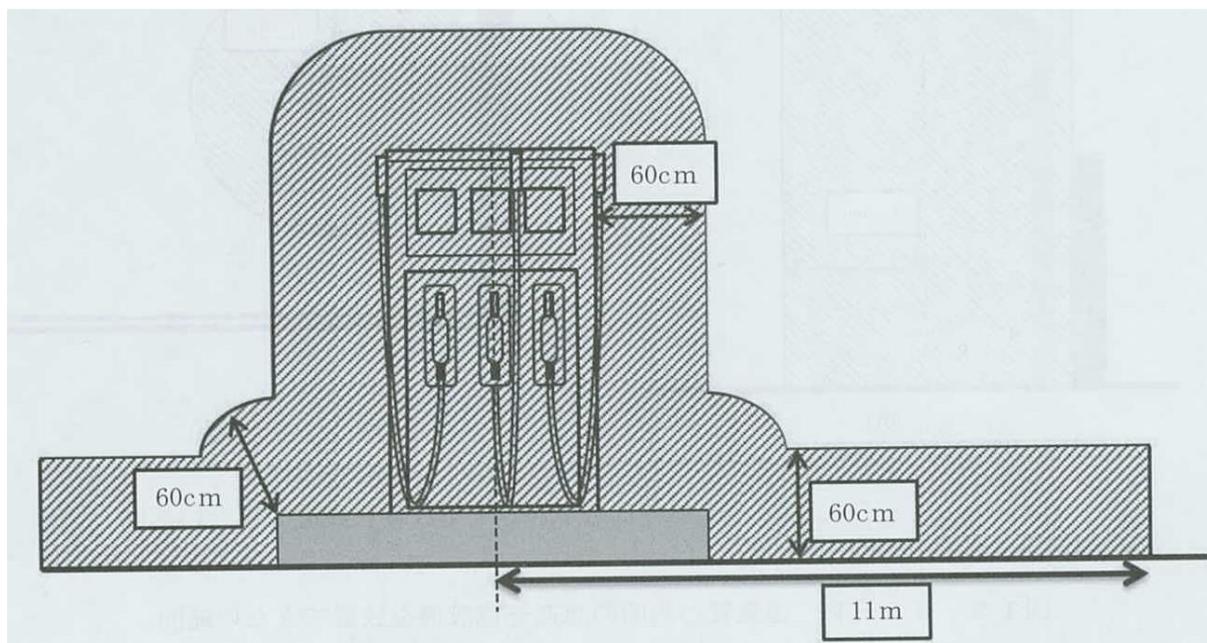


図 1 2 - 6 8 固定給油設備の周囲で危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所（斜線部分以外）

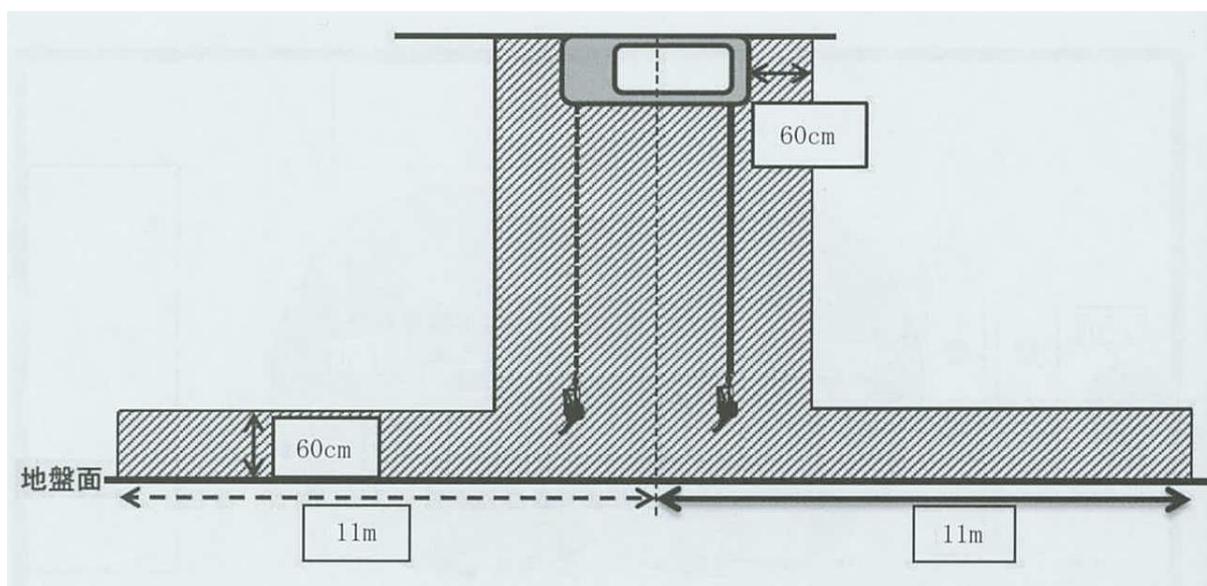


図 1 2 - 6 9 懸垂式の固定給油設備の周囲で危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所（斜線部分以外）

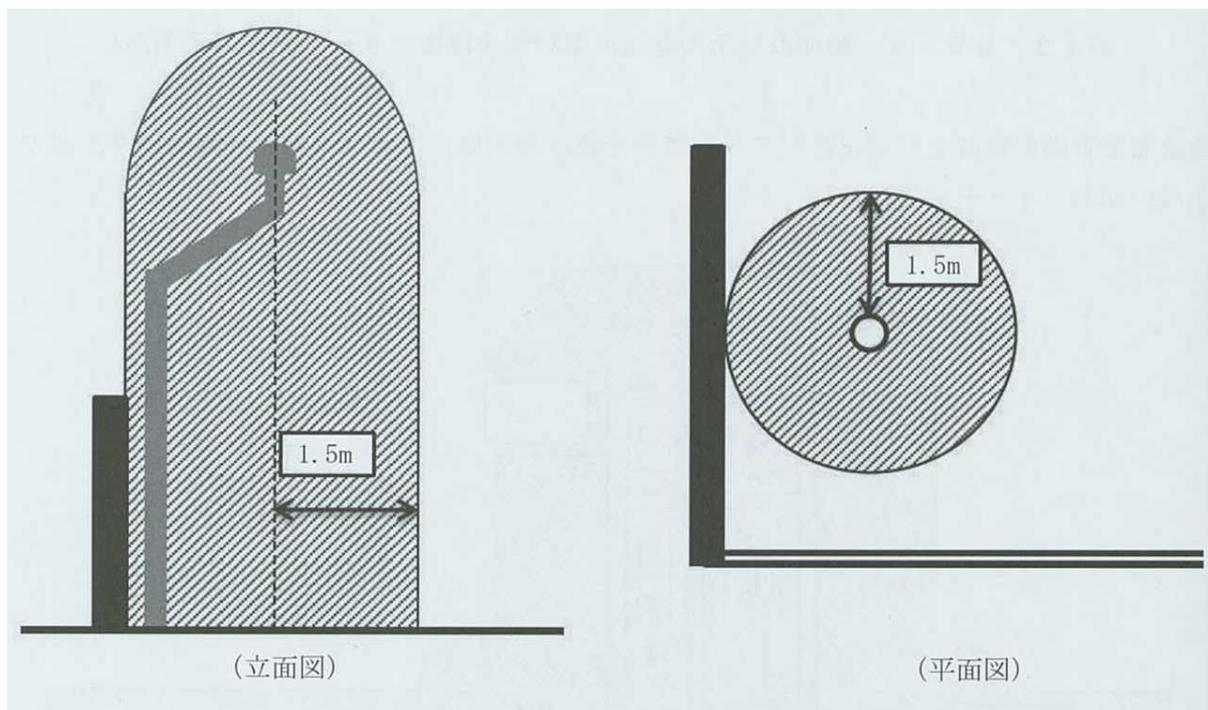
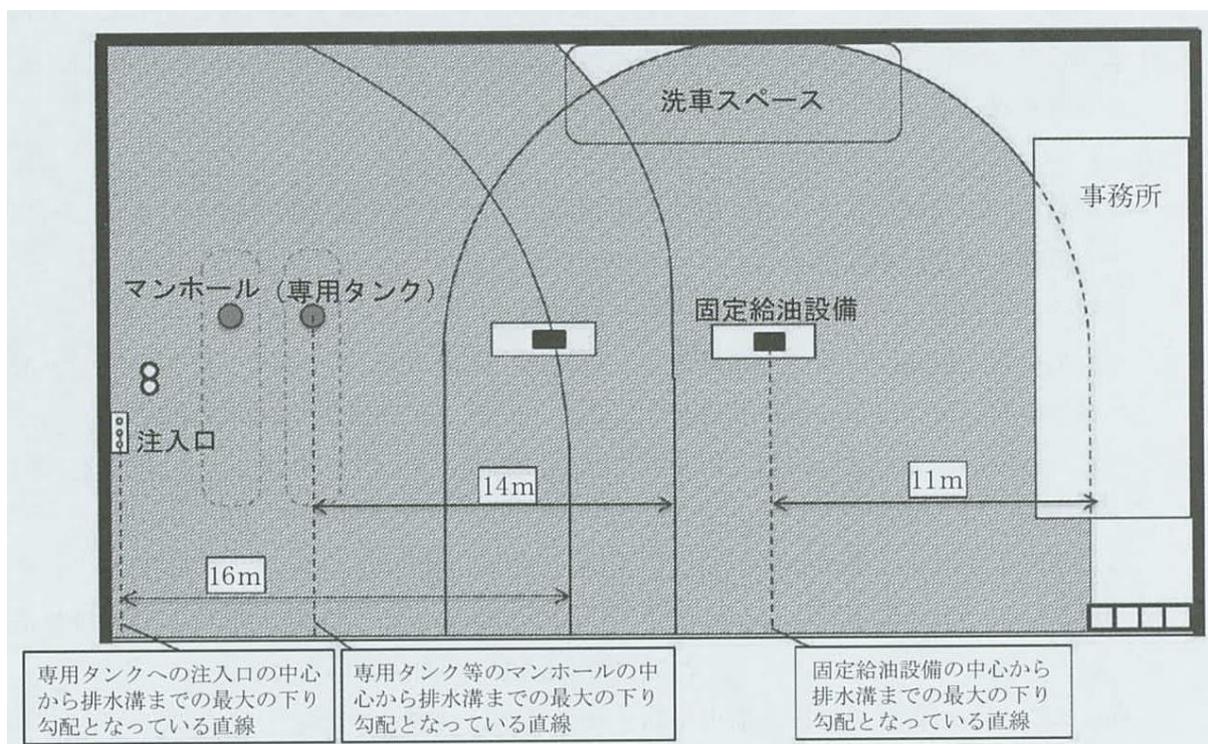


図 1 2 - 7 0 通気管の周囲で危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所 (斜線部分以外)



※屋内給油取扱所 (一方又は二方のみ開放されたものに限る。) は、敷地全てを斜線部分として取り扱う。

図 1 2 - 7 1 給油取扱所 (平面図) で危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所 (斜線部分以外)

1.3 工事現場等の屋外自家用給油取扱所

(1) 給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとする場合

ダム工事現場、大規模な土地造成場、土砂採取場等（以下「工事現場等」という。）において給油設備を備えたタンク車両を専用タンクとして、工事現場等で使用する重機車両等に給油する取扱所については、当該場所が火災予防上支障なく、かつ、次の各号に適合するときは、工事現場等の特殊性にかんがみ、危政令第17条第1項（第6号を除く。）の規定は適用しない。

ア 取り扱う危険物は、軽油又は潤滑油であること。

イ 給油取扱所の周囲（作業車の出入口を除く。）は、さく等により明確に区画すること。

ウ 消火設備については、次によること。

(ア) 給油取扱所には、第四類の危険物の火災に適応する第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上設けること。

(イ) 屋外に設置する第4種及び第5種消火設備については、専用の収納箱に収納するなど腐食防止措置を講じるように指導する。

また、腐食しやすい環境にあるものは、努めて蓄圧式とするように指導すること。

エ 危政令第17条第1項第2号に規定する空地については、前9(1)の例によること。

オ 給油のための装置は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な構造とするとともに、先端に弁を設けた給油ホース及び給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

カ 給油設備を備えた車両は、次によること。

(ア) 給油設備を備えた車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第11条に定める自動車登録番号標を有しないものであること。

(イ) 給油設備は、車両のシャーシフレームに堅固に固定されていること。

(ウ) 危険物を収納するタンクの構造及び設備は、危政令第15条に定める移動タンク貯蔵所の構造及び設備の基準に適合すること。ただし、潤滑油を収納する専用のタンクにあつては、厚さ3.2mm以上の鋼板で気密に造り、かつ、当該タンクの外面は、さび止めのための塗装をすれば足りること。

(エ) 潤滑油を収納するタンクの配管の先端には、弁を設けること。

(オ) 給油のための装置のエンジン（以下「エンジン」という。）及びエンジンの排気筒は、危険物を収納するタンクとの間に0.5m以上の間隔を保つこと。

(カ) エンジンの排気筒には、引火を防止するための装置を設けること。

(キ) 給油設備を備えた車両は、作業車の出入りに支障のない場所に固定し、かつ、接地すること。

(2) 屋外タンクを専用タンクとする場合

屋外タンクを専用タンクとする場合も前(1)と同様に取り扱うことができる。

なお、屋外タンクは、次によること。

ア タンクの容量は、20,000L以下であること。

イ タンクの位置、構造及び設備は、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の基準

の例によること。

1 4 圧縮水素充てん設備設置給油取扱所（危省令第 2 7 条の 5）

圧縮水素充てん設備を設置する給油取扱所については、次によること

(1) 圧縮水素スタンド、防火設備及び温度の上昇を防止する装置

ア 圧縮水素スタンドとは、一般則第 2 条第 1 項第 2 5 号に定める圧縮水素スタンドをいい、常用の圧力が 8.2 MPa 以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に当該圧縮水素を充てんするための処理設備を有する定置式製造設備、水素を製造するための改質装置、水素を圧縮する圧縮機、圧縮水素を貯蔵する蓄圧器、圧縮水素を燃料電池自動車に充てんするディスペンサー等で構成される。

なお、改質装置とは、ナフサ、灯油、メタノール等の危険物のほか、天然ガス、液化石油ガスなどを原料として、これを改質し水素を製造する装置をいい、外部から直接水素を受け入れる設備を有する圧縮水素スタンドには、設けられていないこともある。

イ 防消火設備とは、一般則第 6 条第 1 項第 3 9 号に定める防消火設備のうち、火災の予防及び火災による類焼を防止するための設備であり、蓄圧器に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

なお、一般則第 7 条の 3 第 1 項を適用する圧縮水素スタンドには一般則第 6 条第 1 項第 3 9 号に定める防消火設備が、一般則第 7 条の 3 第 2 項を適用する圧縮水素スタンドには同項第 3 1 号に定める消火設備が、それぞれ設けられる。

ウ 温度の上昇を防止する装置とは、一般則第 7 条の 3 第 2 項を適用する圧縮水素スタンドの蓄圧器及び移動式製造設備の車両が停止する位置に設けられる水噴霧装置、散水装置等をいう。

(2) 圧縮水素スタンドの位置、構造及び設備の基準

圧縮水素スタンドについては、危省令第 2 7 条の 5 及び一般則第 7 条の 3 の規定によるほか、次によること。

ア 建築物

(ア) 圧縮水素スタンドの業務を行うための事務所は、危省令第 2 7 条の 3 第 3 項第 2 号の給油取扱所の業務を行うための事務所として取り扱うこと。

(イ) 地上に設置された圧縮水素スタンドの受入設備、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサーの外面及び溶接以外の配管接合部から直線距離で 8 m 未満となる建築物の開口部ははめ殺し戸とし、出入口は二重構造とすること。ただし、直線距離では 8 m 未満となるが、障壁（キに掲げる構造のもの）によって迂回距離で 8 m 以上となる場合又は建築物内に火気設備がなく、かつ、建築物内のすべての電気設備が耐圧防爆措置されている場合は、この限りでない。

(ウ) 4.0 MPa 圧縮水素スタンドの場合には、(イ)の 8 m を 6 m に読み替えるものとする。

(エ) 液化石油ガスを原料として水素を製造する場合には、当該液化石油ガスの受入設備、貯蔵設備、溶接以外の配管接合部から建築物までの直線距離について、(イ)と同様とする。

また、電気設備の耐圧防爆措置については、漏れたガスに対応する耐圧防爆構造とすること。

イ 改質装置等

(ア) 原料タンク

危省令第 2 7 条の 5 第 3 項に定める危険物から水素を製造するための改質装置に接続する原料タンクは、改質装置以外の装置に接続しないこと。

また、当該原料タンクについては、給油取扱所における危険物の最大取扱数量の算定に含めるものであること。

なお、メタノールを原料とする改質装置に接続する原料タンクについては、危省令第 2 8 条の 2 第 2 号及び 1 0 (2) ウからキまでに適合するものとするよう指導する。

(イ) 改質装置

a 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 2 号イに定める自動車等が衝突するおそれのない屋外とは、改質装置をキの障壁で囲まれた部分に設置する場合などが該当するものであること。

b 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 2 号ニに定める改質装置における危険物の取扱量については、次により算定すること。

(a) 原料として取り扱う危険物については、1 日における最大運転時間により取扱量を算定する。

(b) 改質装置の熱源の燃料として使用される危険物については、1 日における最大運転時間により消費量を算定する。また、改質装置の熱媒油として危険物を使用する場合については、当該装置内の瞬間最大停滞量により算定する。

c その他

改質装置の熱源のための燃料タンクは、危省令第 2 5 条第 2 号に規定するボイラー等に直接接続するタンクとして扱うものとする。ただし、指定数量未満の燃料タンクについては、給油取扱所内の耐火構造のタンク室等に設置することができるものとする。

ウ 圧縮機

(ア) 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号ホ(1)に定めるガスの吐出圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に圧縮機の運転を自動的に停止させる装置とは、圧縮機の圧力を圧力センサーにより検知し、電動機の電源を切ることにより、当該圧縮機の運転を停止させる異常高圧防止装置をいうものであること。

(イ) 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号ホ(2)に定める圧縮機の吐出側直近部分の配管に設ける逆止弁については、蓄圧器側から圧縮機へのガスの逆流を防止できる位置である場合には、蓄圧器の受入側直近部分のガス配管に設けることでも差し支えないこと。

(ウ) 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号ホ(3)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、圧縮機の周囲に防護柵、ポール等を設ける方法があるが、圧縮機をキの障壁で囲まれた部分に設置する場合は、当該措置が講じられているものであること。

エ ディスペンサー

- (ア) 危省令第27条の5第5項第3号ト(1)に定める給油空地等において圧縮水素の充てんを行うことができない場所とは、ディスペンサーの充てんホースの先端が給油空地等に掛からないものであること。
- なお、圧縮水素の充てんを受ける自動車等の停車位置はペイント等で明示されていること。
- (イ) 危省令第27条の5第5項第3号ト(2)に定める自動車等のガスの充てん口と正常に接続されていない場合にガスが供給されない構造とは、自動車等の充てん口と正常に接続した場合に限り開口する内部弁が設けられているものであること。
- また、同号ハ(2)に定める著しい引張力が加わった場合に充てんホースの破断によるガスの漏れを防止する措置とは、自動車等の誤発進等により著しい引張力(2,000N)が加わった場合に離脱し、遮断弁が働く緊急離脱カプラーが設けられているものであること。
- (ウ) 危省令第27条の5第5項第3号ト(3)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、ディスペンサーの周囲に防護柵、ポール等を設ける方法があること。
- (エ) 危省令第27条の5第5項第3号ト(4)に定める自動車等の衝突を検知し、運転を自動的に停止する構造とは、センサー等を設ける方法があること。

オ ガス配管

- (ア) 危省令第27条の5第5項第3号チに定めるガス配管には、圧縮水素の配管のほか、水素を製造する原料として天然ガス、液化石油ガス等を改質装置に供給する配管が含まれるものであること。
- (イ) 危省令第27条の5第5項第3号チ(2)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、次のような方法があること。
- a キャノピーの上部等に設置する方法
 - b ガス配管の周囲に防護柵、ポール等を設ける方法
 - c 地下に埋設する方法
 - d トレンチ内に設置する方法
- (ウ) 危省令第27条の5第5項第3号チ(3)に定めるガス配管から火災が発生した場合に給油空地等及び専用タンク等の注入口への延焼を防止するための措置とは、ガス配管(圧縮水素の配管に限る。)が地上部(キャノピーの上部を除く。)に露出している場合に当該ガス配管の周囲に防熱板を設ける方法があること。
- (エ) 危省令第27条の5第5項第3号チ(4)に定める漏れたガスが滞留するおそれのある場所に設置する場合とは、ガス配管がトレンチ内に設置される場合をいうものであり、この場合のガス配管の接続部は溶接とすること。
- なお、溶接としない場合において当該接続部の周囲に設けることとなるガスの漏れを検知することができる設備とは、当該ガスにおける爆発下限界の1/4以下の濃度で漏れたガスを検知し、警報を発するものをいい、漏れたガスに対して耐圧防爆構造を有するほか、ガソリン蒸気等の可燃性蒸気が存在するおそれのある場所に設

置される場合、漏れたガス及び可燃性蒸気に対して耐圧防爆構造を有するものであること。

- (オ) 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号チ(5)に定める蓄圧器からディスペンサーへのガスの供給を緊急に停止できる装置とは、遮断弁及び遮断操作部をいうこと。

なお、遮断弁は蓄圧器からガスを送り出すための配管に設け、また、遮断操作部は次の a に設けるほか、b 及び c のうち 1 箇所以上に設けること。

- a 充てん作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
- b 圧縮機、蓄圧器及びディスペンサーからそれぞれ水平距離で 15m 以上離れた場所。ただし、障壁（キに掲げる構造のもの）による迂回距離が 15m 以上の場合は、水平距離で 15m 以上離れた場所として扱う。
- c 事務所内

カ 圧縮水素又は液化石油ガス受入設備

- (ア) 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号リ(1)に定める給油空地等においてガスの受入れを行うことができない場所とは、圧縮水素又は液化石油ガスの荷卸しを行う車両の停車場所が給油空地等以外の場所に設けられている場合であること。

なお、当該車両の停車位置はペイント等で明示されていること。

- (イ) 危省令第 2 7 条の 5 第 5 項第 3 号リ(2)に定める自動車等の衝突を防止するための措置とは、受入設備の周囲に防護柵、ポール等を設ける方法があること。

キ 障壁

危省令第 2 7 条の 5 第 6 項第 1 号に定める障壁は、次のいずれかによるものとする。

なお、当該障壁に沿って専用タンク等の注入口及び通気管を設置しないよう指導すること。

- (ア) 鉄筋コンクリート製

直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12 cm 以上、高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの

- (イ) コンクリートブロック製

直径 9 mm 以上の鉄筋を縦、横 40 cm 以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、各ブロック空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ 15 cm 以上、高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの

- (ウ) 鉄板製

厚さ 3.2 mm 以上の鋼板に 30×30 mm 以上の等辺山形鋼を縦、横 40 cm 以下の間隔に溶接で取り付けて補強したもの又は厚さ 6 mm 以上の鋼板を使用し、そのいずれにも 1.8 m 以下の間隔で支柱を設けた高さ 2 m 以上のものであって堅固な基礎の上に構築され、予想されるガス爆発の衝撃等に対して十分耐えられる構造のもの

ク 排水溝

危省令第 27 条の 5 第 6 項第 2 号に定める防火設備又は温度の上昇を防止する装置から放出された水が、給油空地等、危政令第 17 条第 1 項第 13 号に規定するポンプ室等及び専用タンク等の注入口付近に達することを防止するための措置（以下「防火設備に対する排水措置」という。）並びに同項第 3 号に定める固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク又は専用タンク等の注入口から漏れた危険物がディスペンサーに達することを防止するための措置（以下「危険物に対する排水措置」という。）については排水溝とし、次によること。

- (ア) 危険物に対する排水措置は、油分離装置に接続されていること。
- (イ) 防火設備に対する排水措置と危険物に対する排水措置を兼用する場合は、油分離装置に接続されていること。

ケ 固定給油設備等への自動車等衝突防止措置

危省令第 27 条の 5 第 6 項第 4 号に定める固定給油設備（懸垂式のものを除く。）、固定注油設備（懸垂式のものを除く。）及び簡易タンクへの自動車等の衝突を防止するための措置とは、当該設備の周囲の防護柵、ポール等を設ける方法があること。

コ 簡易タンクへの延焼防止措置

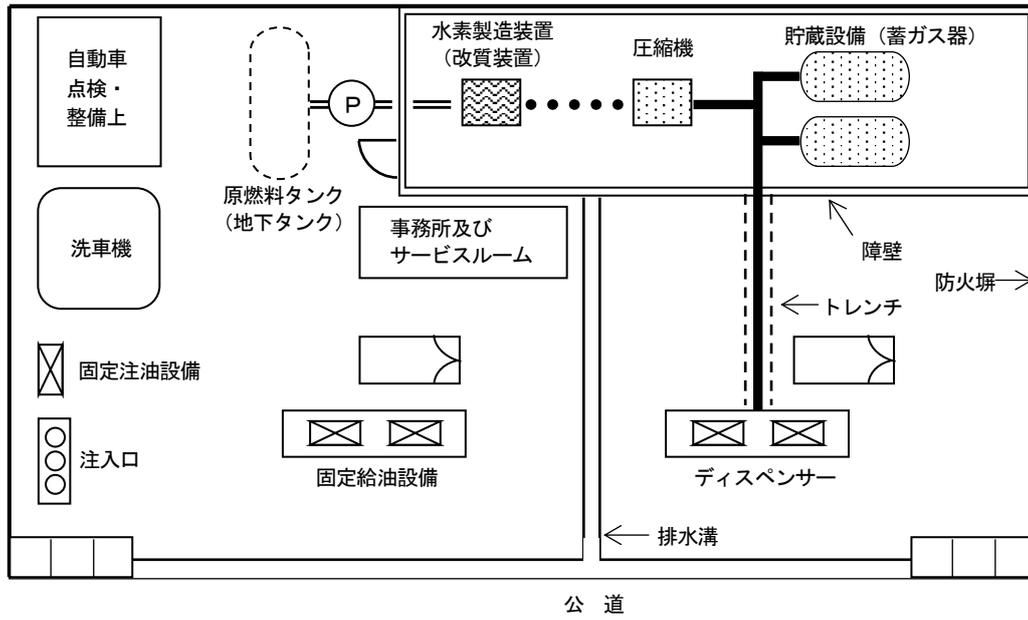
危省令第 27 条の 5 第 6 項第 5 号に定める圧縮水素スタンドのガス設備から火災が発生した場合に簡易タンクへの延焼を防止するための措置とは、簡易タンクと圧縮水素スタンドのガス設備の間に防熱板を設ける方法があること。

サ 防火設備

- (ア) 水噴霧装置、散水装置等の加圧送水装置の位置は、散水等の対象場所から水平距離で 15m 以上離れた場所とすること。
なお、障壁（キに掲げる構造のもの）による迂回距離が 15m 以上の場合は、水平距離で 15m 以上離れた場所として扱って差し支えないものとする。
- (イ) 加圧送水装置の起動装置の位置は、次の a の外、b 及び c のうち 1 箇所以上とすること。
 - a 充てん作業を行っている従業員等が速やかに操作できるディスペンサー付近
 - b 散水等の対象場所からそれぞれ水平距離で 15m 以上離れた場所
 - c 事務所内

シ 電気設備

- (ア) 地上に設置された受入設備、圧縮機、蓄圧器、溶接以外の配管接合部及びディスペンサーの外面から 8 m の範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置（爆発等級 3、発火度 G 1（d 3 G 1））がなされていること。
- (イ) 40MPa 圧縮水素スタンドの場合には、(ア) の 8 m を 6 m に読み替えるものとする。
- (ウ) 液化石油ガスを原料として水素を製造する場合、当該液化石油ガスの受入設備、貯蔵設備及び溶接以外の配管接合部から 8 m の範囲内にある電気設備（給油設備、注油設備、照明設備、附随設備等）は高さに関係なく耐圧防爆措置がなされていること。



(注)  高圧ガス設備  ガス設備
 危険物配管  高圧ガス配管 (1 MPa 以上)  ガス配管 (1 MPa 未満)

第12-73図 屋外給油取扱所に水素スタンドを設置した例